

# 地研年報

## 第5号

### 論 説

枯渇性資源と最適成長政策についての一考察

.....森岡 洋 (1)

三重県における子育て支援への取り組みについて

—児童育成計画と特別保育事業の実施を中心に—

.....冬木 春子 (25)

三重県人のアメリカ移民・概観

.....南 有哲 (39)

三重県伊賀地域における明治前期の人口構造

.....茂木 陽一 (57)

### 調 査

津市民の男女平等意識に関する調査

.....東福寺一郎 (87)

### 資 料

2000年 三重県内外外国人関係統計

.....尾崎 正利(107)

2000年3月

三重短期大学地域問題総合調査研究室

# 枯渇性資源と最適成長政策の一考察

森岡 洋

## はじめに

資源には枯渇性資源と再生可能資源があるが、本稿では枯渇性資源と最適成長、特にその資源の効率的な利用とはどのようなものであるのかを明らかにしたい。そこで、第1節では初期の資源ストックが与えられたものとし、この資源を消費のために使うことにより、人々が効用を得るものとする。このとき、政策当局の時間的視野が無限大である場合、どのようにこの資源を使っていけば効用の最大化になるのかを考える。

この第1節での分析を基本にして、第2節以後では前提を変えた場合、枯渇性資源の効率的利用の方法はどのようなものになるのかを、第1節での分析結果と比較しながら述べていく。そこで、第2節では枯渇性資源を消費のために利用するだけでなく、その資源ストックそれ自体が環境保全などに効果がある場合を検討する。

ところで、枯渇性資源を使えばそのストックはそれだけ減少し、その利用は限られてくる。その問題をできるだけ回避するためには、技術革新が必要であり、また生産のための投入物をこの資源以外のもので代替することが必要になる。そこで第3節では、この枯渇性資源を消費のために利用するときに、外生的な技術革新が存在する場合を分析する。第4節では、この資源が消費のために直接使われるのではなく、生産のための原材料として使われ、生産においてこの資源が資本に代替される場合を検討する。

なお、本稿の作成は厚生経済学研究会において、Heal, G.M. [10]とBeltratti, A. [7]の二つの文献の講読を通じて、夏目隆神戸学院大学教授によりご指導を受けた研究成果です。ここに深く感謝の意を表します。

## 1 枯渇性資源と最適消費

有限の枯渇性資源ストックでもって、政策当局が将来にわたる効用の最大化を考える問題を分析するために、ここでは主として、Dasgupta, P. and Heal, G. [9]とHeal, G. M. [10]に基づいて述べることにする。

まず、効用関数を(1. 1)式で示す。

$$U=U(C_t) \quad (1. 1)$$

この効用関数の性質については、(1. 2)式を仮定する。

$$U_c(C_t) > 0 \quad U_{\infty}(C_t) < 0 \quad \lim_{ct \rightarrow 0} U_c(C_t) = \infty \quad (1. 2)$$

また、時点 $t$ での資源ストックを $S_t$ とし、この資源ストックから時点 $t$ での消費 $C_t$ のために、この資源の利用が $r_t$ 行われるものとする。このことは(1. 3)式の関係になる。

$$\begin{aligned} \dot{S}_t &= -r_t \\ \dot{S}_t &= -C_t \end{aligned} \quad (1. 3)$$

次に、政策当局の時間的視野が無限大で、初期の資源ストック $S_0$ が $S^0$ で与えられているとき、将来にわたる効用最大化の課題を考えてみる。この課題を(1. 5)式と(1. 6)式の制約条件の下で(1. 4)式を最大にすることであると示すことができる。 $\delta$ は効用に対する割引率であり、 $\delta > 0$ と仮定する<sup>1)</sup>。

$$\text{最大化 } \int_0^\infty U(C_t)e^{-\delta t} dt \quad \delta > 0 \quad (1. 4)$$

$$\text{制約条件 } \dot{S}_t = -C_t \quad (1. 5)$$

$$S_0 = S^0 \quad (1. 6)$$

この(1. 4)式を最大にするために、ボントリヤーギンの最大値原理を使う。このボントリヤーギンの最大値原理を使う場合、まずハミルトン関数を次の(1. 7)式のように定める。

$$H = U(C_t)e^{-\delta t} + p_t e^{-\delta t}(-C_t) \quad (1. 7)$$

また、次の(1. 8)式の横断条件が存在する<sup>2)</sup>。

$$\lim_{t \rightarrow \infty} p_t e^{-\delta t} S_t = 0 \quad (1. 8)$$

このハミルトン関数では、消費 $C_t$ がコントロール変数となる。この $C_t$ によってハミルトン関数を最大にすることによって、(1. 4)式が最大となる必要条件の一つは求められる。このハミルトン関数の最大化を求める(1. 9)式になる。

$$\begin{aligned} H_c &= U_c(C_t)e^{-\delta t} - p_t e^{-\delta t} = 0 \\ p_t &= U_c(C_t) \end{aligned} \quad (1. 9)$$

$p_t$ は数学的には補助変数であり、経済的には時点 $t$ の資源のシャドーブライスと解釈される。この(1. 9)式から、(1. 4)式の効用を最大にする一つの必要条件は、このシャドーブライスが消費による限界効用に等しくなることである。

また、次の(1. 10)式は(1. 5)式が最大となるためのもう一つの必要条件になっている。

$$\frac{d(p_t e^{-\delta t})}{dt} = -H_s \quad (1. 10)$$

この(1. 10)式から(1. 11)式を得ることができ、 $\delta > 0$ であるので、資源のシャドーブライスは $\delta$ でもって大きくなっている。

$$\begin{aligned} p_t e^{-\delta t} + p_t(-\delta)e^{-\delta t} &= 0 \\ \frac{\dot{p}_t}{p_t} &= \delta > 0 \end{aligned} \quad (1. 11)$$

(1. 9)式と(1.11)式から(1.12)式を得る。

$$\dot{C}_t = \frac{\delta U_d(C_t)}{U_{cc}(C_t)} \quad (1.12)$$

効用関数の性質を示す(1. 2)式から、 $U_c(C_t) > 0$ 、 $U_{cc}(C_t) < 0$  であるので、(1.13)式で示すように $C_t < 0$ となり、(1. 4)式を最大にする時点 $t$ での最適な消費は減少している。

$$\dot{C}_t = \frac{\delta U_d(C_t)}{U_{cc}(C_t)} < 0 \quad (1.13)$$

また、(1.12)式で $\eta$ を使うことにより、(1.12)式を(1.14)式に置き換えることができる。 $\eta$ は消費による限界効用の弾力性である。 $\eta$ は $U_c(c_t) > 0$ 、 $U_{cc}(c_t) < 0$ であることから、 $\eta > 0$ となる。またここで $\eta$ は定数であると仮定する。

$$\dot{C}_t = -\frac{\delta}{\eta} < 0 \quad \text{ただし } \eta = -\frac{U_{cc}(C_t)}{\frac{U_d(C_t)}{C_t}} > 0 \quad (1.14)$$

この将来にわたる効用(1. 4)式を最大にする、動学的最適条件(1.14)式から、最適な消費の変化率は効用の割引率 $\delta$ と消費による限界効用の弾力性 $\eta$ に依存することになる。つまり、効用の割引率が大きくなれば、消費の減少率は大きくなり、逆に消費による限界効用の弾力性が大きくなれば、消費の減少率は小さくなる。

また、(1.11)式から資源のシャドーブライス $p_t$ は大きくなり、その変化率は $\delta$ である。この $p_t$ が大きくなつていけば、(1. 9)式から消費からの限界効用も大きくなる。(1. 2)式からその限界効用が大きくなるのは、消費がゼロに近づいたときであり、時間の経過とともに最適な消費はゼロに近づく<sup>3)</sup>。

さらに、(1.11)式から(1. 8)式の横断条件の、 $p_t e^{-\delta t}$  は時間の経過にもかかわらず正の一定の値となるので、横断条件を満たすためには、無限時点の資源ストックは(1.15)式とならなければならない<sup>4)</sup>。つまり政策当局の時間的視野が無限大であるならば、(1.16)式のように消費により資源ストックを枯渋することが、最適になる。なお(1.16)式の $S_0$ は初期の資源ストックである。

$$\lim_{t \rightarrow \infty} S_t = 0 \quad (1.15)$$

$$S_0 = \int_0^{\infty} C_t dt \quad (1.16)$$

以上 (1.14)式と(1.16)式から、初期の資源ストック $S_0$ が与えられるならば、(1.14)式に従つて消費を行い、最終的にこの初期の資源ストックを枯渋するように初期の消費 $C_0$ を決定することが政策当局の最適な政策となる。この初期の消費 $C_0$ は初期の資源ストック $S_0$ の大きさに依存することになり、この $S_0$ と $C_0$ の関係を数学で示すと次のようになる。

この(1.14)式を (1.17)式のように積分すると、 $t$  時点の消費 $C_t$ を次の(1.18)式によって示す

ことができる。(1.18)式のAは積分定数である。

$$\int_0^\infty \frac{1}{C_t} \frac{dC_t}{dt} dt = \int_0^\infty (-\frac{\delta}{\eta}) dt \quad (1.17)$$

$$\begin{aligned} \log C_t &= -\frac{\delta}{\eta} t + A \\ C_t &= e^{(-\frac{\delta}{\eta})t+A} \end{aligned} \quad (1.18)$$

ここで、初期の消費 $C_0$ は(1.18)式に $t = 0$ を代入することから得られ、 $C_0 = e^A$ となる。この $C_0$ を(1.18)式に代入すると、時点 $t$ の消費は(1.19)式になる。

$$C_t = C_0 e^{-\frac{\delta}{\eta} t} \quad (1.19)$$

この(1.19)式を(1.16)式に代入すると、(1.20)式になる<sup>5)</sup>。

$$S_0 = \int_0^\infty C_0 e^{-\frac{\delta}{\eta} t} dt \quad (1.20)$$

ここで、政策当局の時間的視野の期末をTとして、(1.20)式の右辺の積分を求めるとき(1.21)式になる。

$$\begin{aligned} \int_0^T C_0 e^{-\frac{\delta}{\eta} t} dt &= \left[ -\frac{1}{\frac{\delta}{\eta}} C_0 e^{-\frac{\delta}{\eta} t} \right]_0^T \\ C_0 &= \frac{S_0}{\frac{\eta}{\delta} (1 - e^{-\frac{\delta}{\eta} T})} \end{aligned} \quad (1.21)$$

(1.21)式の分母において、期末Tは大きいので、 $1 - e^{-\frac{\delta}{\eta} T} > 0$ となる。さらにTが無限大であるときには、(1.21)式は(1.22)式になる<sup>6)</sup>。

$$C_0 = S_0 \frac{\delta}{\eta} \quad (1.22)$$

(1.22)式から政策当局の時間的視野が無限大であるときには、初期の資源ストック $S_0$ が分かっておれば、この $S_0$ によって最適な初期の消費 $C_0$ が決定されることになる。

図1は資源ストック $S_0$ と(1-4)式の効用を最大にする最適な消費 $C_0$ の関係を示している。横軸は資源ストック $S$ で、縦軸はその最適な消費 $C$ である。横軸に初期の資源ストック $S_0$ が与えられれば、(1.22)式より最適な初期の消費 $C_0$ が決定される。矢印の最適経路は、この $(S_0, C_0)$ の座標から資源ストックと消費がゼロとなる原点に向かう。この経路では(1-19)式により最適な消費が行われるのである。

また、(1.22)式から所与の初期の資源ストック  $S_0$  に対して、効用に対する割引率  $\delta$  が大きければ、初期の消費が大きくなる。逆に消費による限界効用の弾力性  $\eta$  が大きければ、初期の消費  $C_0$  は小さくなる。

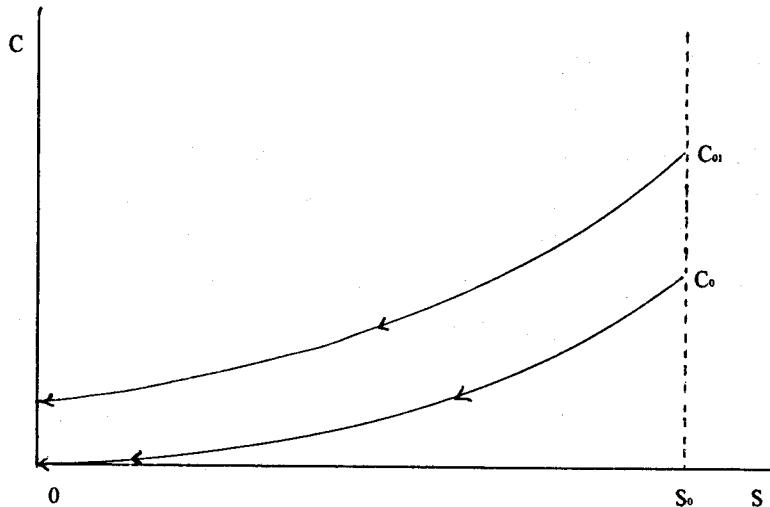


図1 枯渇性資源と最適消費

このような議論は政策当局の時間的視野が無限大の場合だけではなく、有限の場合にも成立する。政策当局の時間的視野が有限の場合には、経済政策の課題は(1.5)式と(1.6)式の制約条件の下で、(1.23)式の積分の値を最大にすることである。

$$\int_0^T U(C_t) e^{-\delta t} dt \quad \delta > 0 \quad (1.23)$$

この積分の値を最大にする必要条件は時間的視野が無限大である場合と同じで、(1.9)式と(1.11)式になり、この二つの必要条件から(1.14)式を得る。この(1.14)式から(1.19)式の時点  $t$  の最適な消費  $C_t$  を得る。政策当局の考える有限の時間的視野  $T$  の期間に、消費により資源ストックが枯渇されることから、この期間での消費  $C_t$  と初期の資源ストック  $S_0$  の間で(1.24)式の関係が生ずる。この積分を解いて求めたのが(1.21)式である。

$$S_0 = \int_0^T C_t dt \quad (1.24)$$

政策当局の時間的視野  $T$  が大きくなれば、(1.21)式から分母の  $1 - e^{-\frac{\delta}{\eta} T}$  の項の値が大きくなり、所与の初期の資源ストック  $S_0$  に対応する最適な初期の消費  $C_0$  が小さくなることが分かる。逆に政

策当局の時間的視野Tが小さくなれば、初期の消費 $C_0$ を大きくすることが最適な政策になる。

このことを図1の位相図によって示せば、政策当局の時間的視野が小さいときには $C_0$ の値を大きく $C_{0t}$ に定め、そこから矢印の付いた最適経路に沿って資源を使って消費を行うのが最適な政策になる。この経路では消費 $C_t$ が大きいので、(1. 3)式から $S_t$ の値が小さくなり、資源ストックの枯渇が速くなる。このため短期間に資源ストックを枯渇することになる。

## 2 環境資産を考慮した最適成長

前節のように資源ストックが消費のために使われるだけでなく、資源ストックそれ自体が人々の効用の対象となる場合での最適成長政策の問題を本節では考えてみる<sup>7)</sup>。資源ストックが効用の対象となる一例としては森林が考えられる。森林から木材を切り出し燃料や家具などの消費財を作ることができ、この消費財を利用することにより人々は効用を得る。それとともに、森林それ自体が近年問題となっている地球温暖化の要因である二酸化炭素の発生量を削減したり、人々にレクリエーションの場を提供したりすることから、資源ストックそれ自体からも人々は効用を得る。

このように資源ストックそれ自体も効用の対象となる場合、この資源ストックを環境資産と呼ぶことにする。資源ストックも効用の対象となるものであるとみなして、最適成長の問題を扱った文献ではKrautkramer, J. A. [12]が代表的なものであるが、本節では前節との関係を明確にするために、主としてHeal, G. [11]に基づいて分析を行う。そして、この環境資産を考慮したモデルでは、効用関数を最大にする最適成長政策とはどのようなものであるかを示すとともに、前節での分析結果とどのような相違点があるのか明らかにする。

そこでまず、資源ストックでもある $S_t$ を時点 $t$ の環境資産と呼ぶことにする。効用関数を次の(2. 1)式のように定め、その変数は消費 $C_t$ と環境資産 $S_t$ である。

$$U=U(C_t, S_t) \quad (2. 1)$$

この効用関数の性質については、(2. 2)式の仮定をする。第1節との相違点は、(1. 2)式では消費がゼロに近づいたときに、消費による限界効用が無限大になると仮定していたが、本節の(2. 2)式では消費がゼロに近づいたときには、消費による限界効用は無限大より小さく有限の値であると仮定する。また、環境資産が正であるときには、消費がゼロであっても効用は正になるものと仮定する。

$$U_c(C_t, S_t) > 0 \quad U_{cc}(C_t, S_t) < 0 \quad \lim_{ct \rightarrow 0} U_c(C_t, S_t) < \infty \quad U(0, S_t) > 0 \quad (2. 2)$$

環境資産と効用の間には(2. 3)式の関係があるものと仮定する。環境資産についても、それがゼロに近づいたときの環境資産の限界効用は無限大よりも小さく有限の値であると仮定する。

$$U_s(C_t, S_t) > 0 \quad U_{ss}(C_t, S_t) < 0 \quad \lim_{St \rightarrow 0} U_s(C_t, S_t) < \infty \quad (2. 3)$$

ここで、消費による限界効用は環境資産によって影響されず、また環境資産からの限界効用も消費によって影響されず、限界効用に関しては消費と環境資産の間の関係は互いに独立であると仮定する。この関係を下の式で示す<sup>8)</sup>。

$$U_C(C_t, S_t) = 0$$

環境資産、資源利用、消費の間には第1節の(1. 5)式と同じ関係があり、本節では(2. 5)式で示す。また初期の資源ストック $S_0$ は $S^0$ であり、(2. 6)式で示す。このとき政策当局の考える時間的視野が無限大である場合には、経済政策の課題は(2. 5)式と(2. 6)式の制約条件の下で、(2. 4)式を最大にすることになる。

$$\text{最大化} \quad \int_0^\infty U(C_t) e^{-\delta t} dt \quad (2. 4)$$

$$\text{制約条件} \quad S_t = -C_t \quad (2. 5)$$

$$S_0 = S^0 \quad (2. 6)$$

そこでハミルトン関数を定式化すると、(2. 7)式になる。

$$H = U(C_t, S_t) e^{-\delta t} + p_t e^{-\delta t} (-C_t) \quad (2. 7)$$

また、横断条件は(2. 8)式になる。

$$\lim_{t \rightarrow \infty} p_t e^{-\delta t} S_t = 0 \quad (2. 8)$$

次に、(2. 4)式を最大にする必要条件をハミルトン関数を使って求めてみる。コントロール変数である消費 $C_t$ によりハミルトン関数の最大化を行うと、(2. 9)式になる。

$$H_C = U_C(C_t, S_t) e^{-\delta t} - p_t e^{-\delta t} = 0$$

$$p_t = U_C(C_t, S_t) \quad (2. 9)$$

第1番目の必要条件である(2. 9)式は資源のシャドープライス $p_t$ が消費からの限界効用に等しいことを示している。この関係は前節の(1. 9)式と同じようになっているが、本節では効用関数は消費 $C_t$ と環境資産 $S_t$ の二つの変数を含んでいることから、(2. 9)式の限界効用は消費による効用の偏微分となっている。

第2番目の必要条件を求めるとき、資源のシャドープライス $p_t$ と環境資産 $S_t$ の間には、(2. 10)式の関係になる。

$$\frac{d(p_t e^{-\delta t})}{dt} = -H_S$$

$$\dot{p}_t + p_t(-\delta) = -U_S(C_t, S_t) \quad (2. 10)$$

また(2. 10)式の必要条件を資源のシャドープライスの変化率で示すと(2. 11)式になる。

$$\frac{\dot{p}_t}{p_t} = \delta - \frac{1}{p_t} U_S(C_t, S_t) \quad (2. 11)$$

(2. 11)式の資源のシャドープライスの変化率を前節の(1. 11)式と比較すると、(2. 11)式での

その変化率は環境資産による限界効用をこのシャドーブライス  $p_c$  で割った値だけ(1.11)式での変化率より小さくなっている。

(2. 9)式と(2.10)式から、次の(2.12)式の関係が生ずる。

$$U_{cc}(C_t, S_t) \dot{C}_t + U_{cs}S_t - \delta U_c(C_t, S_t) = - U_s(C_t, S_t) \quad (2.12)$$

(2. 3)式の効用関数についての仮定と、 $U_{cs}(C_t, S_t)=0$ という仮定から、(2.12)式は(2.13)式になる<sup>9)</sup>。

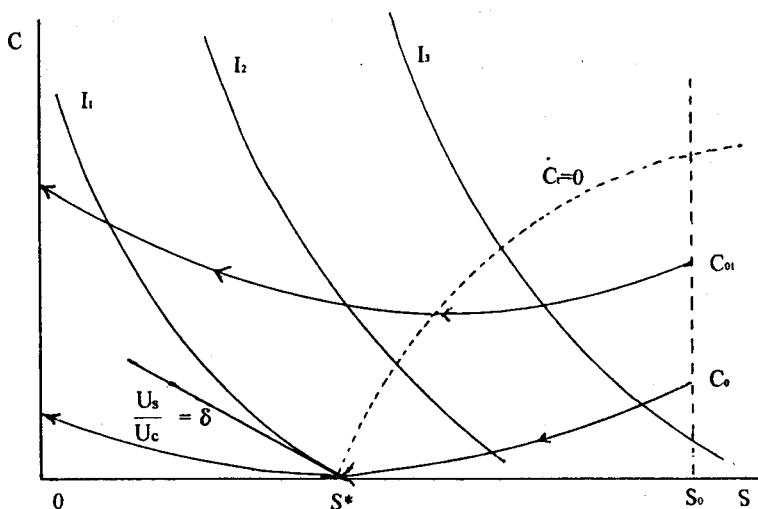
$$\dot{C}_t = \frac{\delta U_c(C_t, S_t) - U_s(C_t, S_t)}{U_{cc}(C_t, S_t)} \quad (2.13)$$

(2.13)式は時点 $t$ での(2. 4)式を最大にする最適な消費の変化を示している。前節の(1.13)式も時点 $t$ での最適な消費の変化を示していたが、その違いは(2.13)式では分子が環境資産による限界効用だけ小さくなっていることである。このことから(1.13)式では $\dot{C}_t < 0$ となっていたが、(2.13)式では必ずしも $\dot{C}_t < 0$ にはならず、 $\dot{C}_t > 0$ と $\dot{C}_t = 0$ にもなる。特に(2.13)式で $\dot{C}_t = 0$ となるのは次の(2.14)式のときである。

$$\delta U_c(C_t, S_t) = U_s(C_t, S_t) \quad (2.14)$$

図2では横軸に環境資産 $S$ を、縦軸に消費 $C$ を示している。(2.13)式から $\dot{C}_t = 0$ となるのは、効用関数の性質についての(2. 2)式の $U_c(C_t, S_t)$ と $U_{cc}(C_t, S_t)$ の仮定、それと(2. 3)式の $U_s(C_t, S_t)$ の仮定により、図2の破線で示した曲線である。この曲線より右側では $\dot{C}_t < 0$ となり、左側では $\dot{C}_t > 0$ となる。また、時点 $t$ での環境資産の変化は(2. 5)式から、 $\dot{C}_t > 0$ である限り $S_t < 0$ になり、 $S_t = 0$ となるのは $C_t = 0$ になるときである。

図2 環境資産と最適消費



出典 : Heal G. M. [11] 41頁より作成

初期の環境資産  $S_0$  が与えられたとき、この  $S_t$  と  $C_t$  の動きにより、政策当局の時間的視野が無限大での(2. 4)式を最大にする最適経路は図2では、初期の消費  $C_0$  から座標  $(S^*, 0)$  に向かう矢印の付いた線になる。この経路では(2.13)式によって最適な消費が決定される。この  $C_t$  では  $C_t < 0$  となり時間の経過とともに消費を引き下げることになる。環境資産は(2. 5)式により減少し、消費がゼロになるとき環境資産は  $S^*$  となる。この座標  $(S^*, 0)$  では  $C_t = 0$  となることから、(2.14)式が満たされ、(2.15)式になる。

$$\delta U_C(0, S^*) = U_S(0, S^*) \quad (2.15)$$

この(2.15)式から(2.16)式を得ることができる。この(2.16)式の関係を図2の座標  $(S^*, 0)$  から左上に引いた直線が示している。座標  $(S^*, 0)$  では消費と環境資産の限界効用の比率は  $\delta$  となり、この比率は無差別曲線  $I_1$  の接線の傾きと等しくなっている<sup>10)</sup>。

$$\frac{dC}{dS} = \frac{U_S}{U_C} = \delta \quad (2.16)$$

なお、(2. 8)式の横断条件については、(2.11)式から  $p_t e^{-\delta t}$  は一定ではなく、ゼロに近づく。このため  $S_t$  は無限時点では必ずしも(1.15)式のようにゼロである必要はなく、 $S_t > 0$  であることが可能になり、座標  $(S^*, 0)$  では定常状態が維持されることになる。政策当局の時間的視野が無限大であるときには、この座標  $(S^*, 0)$  に最適経路が到達するように、最適な初期の消費  $C_0$  を定めなければならない。

前節での最適政策と本節での最適政策を比較した場合、効用関数に消費  $C_t$  だけを含めた前節の場合には、時間の経過とともに消費を引き下げることが最適政策であることは本節でも同様である。だが、前節の分析では資源ストックを残さず、枯渇してしまうことが最適政策となつたのに対して、本節の分析では効用関数の中に環境資産をも含めたことにより、環境資産を枯渇し尽くさず、 $S^*$ だけ残すことが政策当局の最適政策になる。そして座標  $(S^*, 0)$  では、 $C_t = 0$ 、 $S_t = 0$  となり持続可能となる。なお、この最適成長政策では消費が正であるのは、座標  $(S_0, C_0)$  から最適経路に沿って座標  $(S^*, 0)$  に到達するまでの一定の有限の期間であり、その後は消費ゼロとなる。この  $S_0$ 、 $S^*$  および消費  $C_t$  の間の関係を(2.17)式によって示すことができる。

$$S_0 = \int_0^T C_t dt + S^* \quad (2.17)$$

ところで、政策当局の考える時間的視野が有限の期間  $T$  である場合には、政策当局の課題は(2.19)式と(2.20)式の制約条件の下で(2.18)式を最大にすることになる。この場合には(2.18)式を最大にする必要条件は時間的視野が無限の場合と同じで、(2. 9)式と(2.10)式になる、この二つの必要条件から、最適な消費の経路を(2.13)式によって示すことができる。

$$\text{最大化 } \int_0^T U(C_t) e^{-\delta t} dt \quad \delta > 0 \quad (2.18)$$

$$\text{制約条件 } S_t = -C_t \quad (2.19)$$

$$S_0 = S^0 \quad (2.20)$$

だが、政策当局の時間的視野が有限の場合、消費の最適経路はそれが無限大の場合と異なる。この政策当局の時間的視野が有限の場合での(2.18)式を最大にする最適経路を位相図を使って説明すると次のようになる。この有限の期間Tがかなり長い場合には、その時間的視野が無限大の場合と同じように初期の消費を $C_0$ に定め、その後そこからの矢印のついた最適経路に沿って座標 $(S^*, 0)$ に進み、その後一定期間は座標 $(S^*, 0)$ で環境資産からの効用のみを享受する。だが、この有限の期間Tの場合には、その後、座標 $(S^*, 0)$ から左上に出る最適経路に沿って消費 $C_t$ を増やしながら、最後の時点Tでこの最適経路が縦軸に接する。この縦軸では環境資産 $S_t$ はゼロであるから、政策当局の考える時間的視野が有限の期間Tである場合には、環境資産を枯渉してしまうことになる。

有限の時間的視野Tについて、(2.18)式の効用を最大にする最適経路のうち初期の座標 $(S_0, C_0)$ から座標 $(S^*, 0)$ までの期間を $T_1$ とし、座標 $(S^*, 0)$ からC軸までの期間を $T_2$ とするとき、残りの $T - (T_1 + T_2)$ の期間は座標 $(S^*, 0)$ にあることになる。このためターンパイク定理が成立する。なお、このことが成立するためには、この時間的視野Tについて、次の(2.21)式の関係が満たされていなければならない。

$$T > T_1 + T_2 \quad (2.21)$$

逆に、政策当局の考える時間的視野Tが(2.21)式を満たさず、比較的短い期間であるときには、最適な初期の消費を $C_0$ に定める。そして座標 $(S^*, 0)$ に到達せず、座標 $(S_0, C_0)$ から直接縦軸に到達する矢印のついた最適経路で資源の利用が行われる。この経路では座標 $(S^*, 0)$ に到達する経路と比較して、消費 $C_t$ が大きく、(2.5)式から資源をたくさん利用することになり、環境資産をより短い期間で枯渉することになる<sup>11)</sup>。

### 3 技術進歩を考慮した最適成長

本節では、第1節で分析した枯渇性資源を利用する経済において、外生的技術進歩が生じる場合に、将来にわたる効用を最大にする最適成長政策とはどのようなものかを分析する。そしてこの分析結果が第1節での結果とどのように異なるかを明らかにする。

この外生的技術進歩については、Krautkraemer, J., A. [12]と同様に資源を消費のために利用するときに、資源 $r_t$ と消費 $C_t$ の間に次の式の関係があるものとする。 $m$ は外生的技術進歩率で、 $m > 0$ であると仮定する<sup>12)</sup>。

$$C_t = e^{mt} r_t \quad m > 0$$

資源ストックの変化 $S_t$ と資源 $r_t$ との間には次の関係があるものとする。

$$S_t = -r_t$$

このとき、資源ストックの変化 $S_t$ と消費 $C_t$ の間は(3.1)式の関係になる。

$$\dot{S}_t = -\frac{1}{e^{mt}} C_t \quad (3.1)$$

人々は効用を消費からのみ得るものとし、効用関数の性質については、第1節の(1.2)式と同じものを仮定する。また、初期の資源ストック $S_0$ は $S^0$ で所与であるとする。このとき、政策当局の成長政策の課題は、時間的視野が無限大であるとすると、(3.3)式と(3.4)式の制約条件の下で(3.2)式を最大にすることになる。

$$\text{最大化} \quad \int_0^\infty U(C_t) e^{-\delta t} dt \quad \delta > 0 \quad (3.2)$$

$$\text{制約条件} \quad \dot{S}_t = -\frac{1}{e^{mt}} C_t \quad (3.3)$$

$$S_0 = S^0 \quad (3.4)$$

ここで、ハミルトン関数を(3.5)式によって示す。

$$H = U(C_t) e^{-\delta t} + p_t e^{-\delta t} \left( -\frac{1}{e^{mt}} C_t \right)$$

$$H = U(C_t) e^{-\delta t} - p_t e^{-(\delta+m)t} C_t \quad (3.5)$$

また、横断条件は(3.6)式になる。

$$\lim_{t \rightarrow \infty} p_t e^{-\delta t} S_t = 0 \quad (3.6)$$

(3.2)式が最大となるための必要条件を求めるために、まずこのハミルトン関数をコントロール変数である消費 $C_t$ により最大化してみると、(3.7)式になる。

$$H_c = U_c(C_t) e^{-\delta t} - p_t e^{-(\delta+m)t} = 0$$

$$p_t = e^{mt} U_c(C_t) \quad (3.7)$$

もう一つの必要条件は次の(3.8)式である。

$$\frac{d(p_t e^{-\delta t})}{dt} = -H_s$$

$$\frac{\dot{p}_t}{p_t} = \delta > 0 \quad (3.8)$$

この必要条件の(3.7)式は資源のシャドープライス $p_t$ が技術進歩と消費による限界効用の積に等しいことを示している。この(3.7)式は第1節の(1.9)式に対応しており、(3.7)式では技術進歩が含まれている点で(1.9)式と異なる。(3.8)式の必要条件は第1節の(1.11)式と同じであり、資源のシャドープライスの変化率は効用の割引率 $\delta$ となっている。つまり、このシャ

ドープライスは  $\delta$  の比率で大きくなる。

次に、(3. 7)式と(3. 8)式を使って、(3. 2)式を最大にする最適な消費の経路を求めてみる。まず、(3. 7)式を時間によって微分すると、(3. 9)式になる。

$$\dot{C}_t = (\delta - m) \frac{\delta U_c(C_t)}{U_{cc}(C_t)} \quad (3. 9)$$

(3. 9)式は第1節の(1.13)式に対応しており、(1.13)式では  $C_t < 0$ となっていたが、(3. 9)式では効用関数についての仮定から  $U_c(C_t) > 0$ 、  $U_{cc}(C_t) < 0$ であり、また  $\delta > 0$ 、  $m > 0$ であるので、次の三つの場合が生じる。

(1)  $\delta > m$  である場合、  $\dot{C}_t < 0$  となり、消費は減少していく。

(2)  $\delta = m$  である場合、  $\dot{C}_t = 0$  となり、消費は一定である。

(3)  $\delta < m$  である場合、  $\dot{C}_t > 0$  となり、消費は増加していく。

次に、(3. 9)式を、時点  $t$  での消費の変化率を示す(3.10)式に置き換えてみる。ここで、消費による限界効用の弾力性  $\eta$  は効用関数の仮定から、  $\eta > 0$  になる。ただし  $\eta$  は一定で定数であると仮定する。

$$\frac{\dot{C}_t}{C_t} = -\frac{\delta - m}{\eta} \quad \text{ただし } \eta = -\frac{U_{cc}(C_t)}{U_c(C_t)} > 0 \quad (3. 10)$$

(3. 8)式から資源のシャドープライス  $p_e$  は  $\delta$  で大きくなっている、(3. 6)式の横断条件において  $p_e e^{-\delta t}$  は一定の値になる。この横断条件から無限時点では資源ストックは、(3.11)式に示すようにゼロとなり資源ストックを枯渢することになる<sup>13)</sup>。

$$\lim_{t \rightarrow \infty} S_t = 0 \quad (3. 11)$$

初期の資源ストック  $S_0$  と(3. 2)式の効用を最大にする最適な消費  $C_t$  の間の関係は、この資源ストックを枯渢することになり、また(3. 1)式の資源の利用と消費の間の関係から、(3. 12)式が導かれる。

$$S_0 = \int_0^\infty \frac{1}{e^{mt}} C_t dt \quad (3. 12)$$

次に(3.10)式の時点  $t$  での最適な消費の変化率を時間  $t$  で積分すると、(3.13)式になる。

$$\int_0^\infty \frac{1}{C_t} \frac{dC_t}{dt} dt = \int_0^\infty \left( -\frac{\delta - m}{\eta} \right) dt \quad (3. 13)$$

この(3.13)式を第1節の(1.18)式と同じように展開すると、(3.14)式の時点  $t$  での消費を得る。ただし、  $C_0$  は初期の消費である。<sup>14)</sup>

$$C_t = C_0 e^{\frac{m-\delta}{\eta} t} \quad (3. 14)$$

この(3.14)式を(3.12)式に代入すると、(3.15)式になる。

$$S_0 = \int_0^\infty C_0 e^{-(\frac{\delta}{\eta} - \frac{m}{\eta} + m)t} dt \quad (3.15)$$

ここで、政策当局の時間的視野の期末をTとして、(3.15)式の積分を求めるとき、(3.16)式になる。

$$\begin{aligned} \int_0^T C_0 e^{-(\frac{\delta}{\eta} - \frac{m}{\eta} + m)t} dt &= \left[ \frac{1}{-\left(\frac{\delta}{\eta} - \frac{m}{\eta} + m\right)} C_0 e^{-(\frac{\delta}{\eta} - \frac{m}{\eta} + m)t} \right]_0^T \\ C_0 &= S_0 \left( \frac{\delta}{\eta} - \frac{m}{\eta} + m \right) \frac{1}{1 - e^{-(\frac{\delta}{\eta} - \frac{m}{\eta} + m)T}} \end{aligned} \quad (3.16)$$

$\eta$ については、 $\eta > 0$ で一定であると仮定していたが、特に $m > \delta$ の場合にはさらに $\eta > 1$ で一定であると仮定する。このときTが無限大になるときには、(3.16)式は(3.17)式になる。

$$C_0 = S_0 \left( \frac{\delta}{\eta} - \frac{m}{\eta} + m \right) \quad (3.17)$$

(3.17)式から、政策当局の時間的視野が無限大であるときには、所与の初期の資源ストック $S_0$ に対して、割引率 $\delta$ が大きくなれば、(3.2)式を最大にする最適な初期の消費 $C_0$ も大きくなる。

消費による限界効用の弾力性 $\eta$ については、 $\delta > m$ の場合には、第1節の結果と同様消費による限界効用の弾力性 $\eta$ が大きくなれば、最適な初期の消費 $C_0$ は小さくなる。だが、 $\delta < m$ の場合には、第1節の結果とは逆に消費による限界効用の弾力性 $\eta$ が大きくなれば、その初期の消費 $C_0$ も大きくなる。

また、技術進歩率 $m$ が大きくなるとき、消費による限界効用の弾力性 $\eta$ が1より大きい場合には最適な初期の消費 $C_0$ は大きくなる。逆に消費による限界効用の弾力性 $\eta$ が1よりも小さいときには、最適な初期の消費 $C_0$ は小さくなる。

(3.14)式より時間が無限となるとき、 $\delta > m$ の場合には消費はゼロとなり、 $\delta = m$ の場合には初期の消費 $C_0$ と同じままであり、 $\delta < m$ の場合には消費は無限大となる。

なお、政策当局の時間的視野が有限の期間Tであるときには最適な消費 $C_0$ は第1節の(1.21)式に対応する(3.16)式となる。ここでの $\eta$ についての仮定から、第1節での分析と同様この時間的視野が大きくなるほど最適な初期の消費 $C_0$ は小さくなる。逆に政策当局が考える時間的視野が小さくなれば、最適な初期の消費 $C_0$ は大きくなる。

#### 4 生産への投入物としての枯渇性資源と最適成長

枯渇性資源は最終財として利用されるよりも生産のための原材料としてよく使われる所以、本節では資源が投資と消費のための最終財の生産のための原材料として使われる場合をDasgup

ta, P. and Heal G. [9]に従って検討してみる。また、労働は豊富にあり生産のための制約にならないものとし生産関数の中に入れず、生産関数には資本 $K_t$ と資源 $r_t$ のみを含める。この資本 $K_t$ は減耗しないものとする。

枯渇性資源によって生産を行う場合、経済活動が持続可能であるためには、初期のこの資源ストック $S_0$ が生産の最も大きな制約になる。この資源ストックの制約を緩和するためには、資本によって枯渇性資源と代替することが重要になる。本節ではこのように資本によって代替が行われる生産方法で、政策当局の時間的視野を無限大にしたとき、消費からの効用を最大にする最適成長政策とはどのようなものになるのかを、第1節での分析と比較しながら検討してみる。また、経済活動が持続可能であるためには、どのような仮定を置かなければならないかを分析する。

そこでまず、 $t$ 期の生産関数は次の(4. 1)式であるとする。

$$Y_t = F(K_t, r_t) \quad (4. 1)$$

この(4. 1)式の生産関数の性質については、(4. 2)式と(4. 3)式を仮定する。

$$F_K(K_t, r_t) > 0 \quad \lim_{K_t \rightarrow 0} F_K(K_t, r_t) = \infty \quad F(0, r_t) = 0 \quad F_{KK}(K_t, r_t) < 0 \quad (4. 2)$$

$$F_r(K_t, r_t) > 0 \quad \lim_{r_t \rightarrow 0} F_r(K_t, r_t) = \infty \quad F(K_t, 0) = 0 \quad F_{rr}(K_t, r_t) < 0 \quad (4. 3)$$

ここで、最終財としての $t$ 期の生産物 $Y_t$ が消費 $C_t$ と投資 $K_t$ に分けられると、(4. 4)式の関係が生ずる。

$$K_t = F(K_t, r_t) - C_t \quad \text{ただし } K_t \geq 0 \quad (4. 4)$$

また、初期の資源ストック $S_0$ は $S^0$ であり、初期の資本ストック $K_0$ は $K^0$ でそれぞれ与えられているものとする。資源ストック $S_t$ と利用される資源 $r_t$ の間には次の式の関係があるものとする。

$$\dot{S}_t = -r_t$$

効用関数については、第1節の(1. 2)式と同じ性質を持つものと仮定する。このとき、政策当局の課題は無限大の時間的視野でもって、(4. 6)式と(4. 7)式の制約条件の下で(4. 5)式を最大化することである。

$$\text{最大化} \quad \int_0^\infty U(C_t)e^{-\delta t} dt \quad \delta > 0 \quad (4. 5)$$

$$\text{制約条件} \quad K_t = F(K_t, r_t) - C_t \quad \dot{S}_t = -r_t \quad (4. 6)$$

$$S_0 = S^0 \quad K_0 = K^0 \quad (4. 7)$$

(4. 5)式の最大化のために、ハミルトン関数を(4. 8)式で示す。このハミルトン関数で $p_t$ と $q_t$ は数学的には補助変数であり、経済学的には $p_t$ は資源のシャドーブライス、 $q_t$ は生産物のシャドーブライスと解釈される<sup>15)</sup>。

$$H = U(C_t)e^{-\delta t} + p_t e^{-\delta t}(-r_t) + q_t e^{-\delta t}(F(K_t, r_t) - C_t) \quad (4. 8)$$

(4. 5)式が最大であるための横断条件は(4. 9)式になる<sup>16)</sup>。

$$\lim_{t \rightarrow \infty} p_t e^{-\delta t} S_t = 0 \quad \lim_{t \rightarrow \infty} q_t e^{-\delta t} K_t = 0 \quad (4.9)$$

このハミルトン関数でのコントロール変数は消費 $C_t$ と資源 $r_t$ であり、(4.5)式が最大となる必要条件を求めるために、まず消費 $C_t$ によってハミルトン関数を最大にする。この最大化によって求めたのが、(4.10)式である。

$$H_C = U_c(C_t)e^{-\delta t} - q_t e^{-\delta t} = 0 \\ q_t = U_c(C_t) \quad (4.10)$$

次に資源 $r_t$ によって、ハミルトン関数を最大化すると(4.11)式になる。

$$H_r = q_t e^{-\delta t} F_r(K_t, r_t) - p_t e^{-\delta t} = 0 \\ p_t = q_t F_r(K_t, r_t) \quad (4.11)$$

また、資本 $K_t$ と生産物のシャドープライス $q_t$ の間には次の(4.12)式の関係を得る。

$$\frac{d(q_t e^{-\delta t})}{dt} = - H_K \\ \dot{q}_t = q_t (\delta - F_K(K_t, r_t)) \quad (4.12)$$

第4番目の必要条件として、資源ストック $S_t$ と資源のシャドープライス $p_t$ の間には(4.13)式の関係を得る<sup>17)</sup>。

$$\frac{d(p_t e^{-\delta t})}{dt} = - H_S \\ \frac{\dot{p}_t}{p_t} = \delta > 0 \quad (4.13)$$

(4.5)式が最大となるための必要条件は(4.10)式、(4.11)式、(4.12)式および(4.13)式であり、これらの式を第1節の必要条件と比較してみる。まず(4.10)式は第1節の(1.9)式に対応している。もっとも、(4.10)式では生産物のシャドープライス $q_t$ は消費による限界効用に等しくなっているが、(1.9)式では資源のシャドープライス $p_t$ が消費による限界効用に等しくなっている。(4.13)式は第1節の(1.11)式と同じであり、資源のシャドープライスの変化率は効用の割引率に等しくなっている。

(4.11)式と(4.12)式は生産関数と関係しており、第1節での分析では生産関数はなかったので、第1節には対応する方程式はない。まず(4.11)式から、資源のシャドープライス $p_t$ は生産物のシャドープライス $q_t$ と資源の限界生産物の積に等しくなっている。また、(4.12)式から生産物のシャドープライスの変化率は効用の割引率 $\delta$ と資本の限界生産物の差に等しくなっている。

次に(4.5)式の効用を最大にする消費の変化率を求めてみる。必要条件(4.10)式を時間で微分すると、(4.14)式になる。

$$\dot{q}_t = U_{cc}(C_t) \dot{C}_t \quad (4.14)$$

(4.12)式を(4.14)式に代入すると、(4.15)式になる。

$$q_t(\delta - F_K(K_t, r_t)) = U_{cc}(C_t) \dot{C}_t \quad (4.15)$$

この(4.15)式に(4.10)式を代入すると、(4.5)式を最大にする最適な消費率である(4.16)式を得る。 $\eta$ は消費による限界効用の弾力性であり、効用関数についての仮定から正になる<sup>18)</sup>。

$$\frac{\dot{C}_t}{C_t} = \frac{1}{\eta} (F_K(K_t, r_t) - \delta) \quad \text{ただし } \eta = - \frac{\frac{U_{cc}(C_t)}{U_c(C_t)} - 1}{\frac{C_t}{C_t}} > 0 \quad (4.16)$$

生産物 $Y_t$ と資本 $K_t$ の二つの変数を資源 $r_t$ との比率で示すと次のように $y_t$ と $k_t$ になるものとする。

$$y_t = \frac{Y_t}{r_t} \quad k_t = \frac{K_t}{r_t} \quad (4.17)$$

また、(4.1)式の生産関数が1次同次の生産関数であるとすると、(4.18)式になる。

$$y_t = f(k_t) \quad f'_k(k_t) > 0 \quad f''_{kk}(k_t) < 0 \quad (4.18)$$

(4.1)式の生産関数の偏微分については、(4.19)式と(4.20)式になる<sup>19)</sup>。

$$F_K(K_t, r_t) = f_k(k_t) \quad (4.19)$$

$$F_r(K_t, r_t) = f(k_t) - k_t f'_k(k_t) \quad (4.20)$$

次に、(4.5)式の効用を最大にする必要条件をこれらの比率を使った変数と関数で示す。そこで(4.19)式を(4.16)式に代入すると、(4.21)式を得る。

$$\frac{\dot{C}_t}{C_t} = \frac{1}{\eta} (f'_k(k_t) - \delta) \quad (4.21)$$

また、(4.11)式と(4.20)式から次の(4.22)式を得る。

$$p_t = q_t (f(k_t) - k_t f'_k(k_t)) \quad (4.22)$$

この(4.22)式を時間で微分すると(4.23)式になる。

$$\dot{p}_t = \dot{q}_t (f(k_t) - k_t f'_k(k_t)) + q_t (-k_t f''_{kk}(k_t)) \dot{k}_t \quad (4.23)$$

(4.23)式に(4.12)式と(4.13)を代入すると、(4.24)式になる。

$$\delta p_t = q_t (\delta - F_K(K_t, r_t)) (f(k_t) - k_t f'_k(k_t)) + q_t (-k_t f''_{kk}(k_t)) \dot{k}_t \quad (4.24)$$

(4.24)式に(4.11)式を代入すると、(4.25)式になる。

$$\delta F_r(K_t, r_t) = (\delta - F_K(K_t, r_t)) (f(k_t) - k_t f'_k(k_t)) - k_t f''_{kk}(k_t) \dot{k}_t \quad (4.25)$$

(4.25)式に(4.19)式と(4.20)式を代入すると、(4.26)式になる。この(4.26)式から(4.5)式の効用を最大にする時点 $t$ での最適な資本・資源比率の変化を知ることができる。

$$\dot{k}_t = - \frac{f'_k(k_t) (f(k_t) - k_t f'_k(k_t))}{k_t f''_{kk}(k_t)} \quad (4.26)$$

次に(4.26)式のこの資本・資源比率 $k_t$ の時点 $t$ での変化率 $\dot{k}_t$ を代替の弾力性 $\sigma$ を使って説明す

る。そこでまず、佐藤隆三[3]により限界代替率Rについて述べることにする。なお、代替の弾力性の説明では、生産関数と変数の時点  $t$  は省略する。また記号も  $F_K(K, r)$  を  $F_K$ 、 $F_r(K, r)$  を  $F_r$ 、 $F_{Kr}(K, r)$  を  $F_{Kr}$ 、 $F_{KK}(K, r)$  を  $F_{KK}$  のように簡単化する。

限界代替率Rは資源rが1単位減少した場合に、一定量の生産物Yを維持するために必要な資本Kの増加の値を表し、この限界代替率Rを(4.27)式で示す。

$$R = -\frac{dK}{dr} = \frac{F_r}{F_K} \quad (4.27)$$

さらにこの限界代替率Rが変化したときに、 $K/r$ の比率がどのように変化するかを示すのが、代替の弾力性  $\sigma$  であり、これを(4.28)式のように定める。

$$\sigma = \frac{\frac{d(\frac{K}{r})}{r}}{\frac{K}{r}} = \frac{d(\frac{K}{r})}{\frac{dR}{R}} \quad (4.28)$$

この(4.28)式の代替の弾力性  $\sigma$  の  $d(K/r)$  と  $dR$  を(4.27)式を使って書き換えると、(4.29)式と(4.30)式になる。

$$d(\frac{K}{r}) = -\frac{rR+K}{r^2} dr \quad (4.29)$$

$$dR = -(R R_K - R_r) dr \quad (4.30)$$

また、(4.27)式の限界代替率RをKとrで偏微分すると、(4.31)式と(4.32)式になる。

$$R_K = \frac{F_{rK}F_K - F_rF_{Kr}}{F_K^2} \quad (4.31)$$

$$R_r = \frac{F_{rr}F_K - F_rF_{rK}}{F_K^2} \quad (4.32)$$

(4.28)式に(4.29)式、(4.30)式、(4.31)式および(4.32)式を代入すると、代替の弾力性  $\sigma$  を次の(4.33)式で示すことができる。

$$\sigma = \frac{F_rF_K(rF_r + KF_K)}{-rK(F_{rr}F_K^2 - 2F_KF_rF_{Kr} + F_{KK}F_r^2)} \quad (4.33)$$

なお、(4.1)式の生産関数が1次同次であると、オイラーの定理により(4.34)式が成立する。

$$Y = F_K K + F_r r \quad (4.34)$$

(4.1)式の生産関数から  $Y_k = F_K$  また  $Y_r = F_r$  となり、(4.34)式をKとrで微分すると、(4.35)式と(4.36)式になる。

$$F_{KK} = -\frac{r}{K} F_{Kr} \quad (4.35)$$

$$F_{rr} = - \frac{K}{r} F_{Kr} \quad (4.36)$$

この(4.35)式と(4.36)式を(4.33)式に代入すると、(4.37)式になる。

$$\sigma = \frac{F_r F_K (r F_r + K F_K)}{-r K (-\frac{K}{r} F_{Kr} F_K^2 - 2 F_K F_r F_{Kr} - \frac{r}{K} F_{Kr} F_r^2)}$$

$$\sigma = \frac{F_K F_r}{F_{Kr} Y} \quad (4.37)$$

この(4.37)式の $F_k$ と $F_r$ はそれぞれ(4.19)式と(4.20)式から得られる。また(4.19)式から $F_{kr}$ は次の(4.38)式になる。

$$F_{Kr} = - f_{kk} \frac{k}{Y} f(k) \quad (4.38)$$

これらの $F_k$ 、 $F_r$ および $F_{kr}$ を(4.37)式に代入すると、代替の弾力性 $\sigma$ は(4.39)式になる<sup>20)</sup>。

$$\sigma = - \frac{f_k(f(k) - k f'_k(k))}{k f(k) f_{kk}(k)} \quad (4.39)$$

この(4.39)式の代替の弾力性 $\sigma$ を使って、(4.5)式の効用を最大にする最適な(4.26)式の資本・資源比率 $k_t$ の変化率を示すと、(4.40)式になる。

$$\frac{\dot{k}_t}{k_t} = \sigma \frac{f(k_t)}{k_t} \quad (4.40)$$

(4.40)式で $\sigma < 0$ である場合には $\dot{k}_t < 0$ となり、 $\sigma > 0$ である場合には $\dot{k}_t > 0$ となる。 $\dot{k}_t < 0$ である場合には資本への代替が行われず、資源ストックが急速に枯渇する。 $\dot{k}_t > 0$ の場合には枯渇性資源から資本への代替が行われることになる。

以後の分析では、(4.39)式から代替の弾力性 $\sigma$ は一定で、 $\sigma > 0$ となる生産関数を仮定する。このとき、(4.40)式から $\dot{k}_t > 0$ となるので、 $k_t$ は次の(4.41)式のように時間が経過するにつれて大きくなり、無限大となる。

$$\lim_{t \rightarrow \infty} k_t = \infty \quad (4.41)$$

$f_k(k_t)$ そして $f_k(k_t)$ の平均値である $f(k_t)$ と $k_t$ の間には、無限大となる時点には(4.42)式の関係があるものと仮定する。

$$\lim_{k_t \rightarrow \infty} f_k(k_t) = \lim_{k_t \rightarrow \infty} \frac{f(k_t)}{k_t} = \rho \quad (4.42)$$

次に、時点 $t$ での消費・資本比率を(4.43)式によって示す。

$$h_t = \frac{C_t}{K_t} \quad (4.43)$$

この(4.43)式から、 $h_t$ の変化率を求めると、(4.44)式になる。

$$\frac{\dot{h}_t}{h_t} = \frac{\dot{C}_t}{C_t} - \frac{\dot{K}_t}{K_t} \quad (4.44)$$

この資本の変化率を(4.4)式からも得ることができ、次の(4.45)式になる。

$$\frac{\dot{K}_t}{K_t} = \frac{f(k_t)}{k_t} - h_t \quad (4.45)$$

(4.45)式と消費の変化率である(4.21)式を(4.44)式に代入すると、 $h_t$ の変化率は(4.46)式になる。

$$\frac{\dot{h}_t}{h_t} = \frac{1}{\eta} (f_k(k_t) - \delta) - \frac{f(k_t)}{k_t} + h_t \quad (4.46)$$

(4.42)式の仮定から、(4.47)式において初期の時点では左辺と右辺は少し異なり、かなり時間が経過した時点から左辺と右辺はほぼ等しくなる。

$$\frac{\dot{h}_t}{h_t} \approx h_t - \frac{\delta - \rho}{\eta} - \rho \quad (4.47)$$

(4.47)式で $h_t > 0$ のとき、 $\delta < \rho(1-\eta)$ であると、 $\dot{h}_t > 0$ となる。 $\dot{h}_t > 0$ であれば、 $h_t$ は時間の経過とともに(4.49)式のように無限大となり、さらに(4.4)式で $K_t \geq 0$ を満たさなくなる。そこでこの定数 $\delta$ 、 $\eta$ および $\rho$ の間には次の(4.48)式の関係があるものと仮定する。

$$\delta > \rho(1-\eta) \quad (4.48)$$

この場合でも(4.43)式から、初期の消費 $C_0$ がかなり大きい場合、 $h_0$ も大きくなり、(4.47)式において、 $\dot{h}_t > 0$ となる。 $\dot{h}_t > 0$ であれば、 $h_t$ は時間の経過とともに(4.29)式のように無限大となる。このように $h_t$ が大きくなると、(4.4)式で $K_t \geq 0$ を満たさなくなる。

$$\lim_{t \rightarrow \infty} h_t = \infty \quad (4.49)$$

このため、初期の消費 $C_0$ を、(4.50)式のように、無限大の時点で $h_t = 0$ となり、また(4.51)式によって示されるように、無限大の時点で $h_t$ が $\bar{h}$ となるように、あまり大きくない値に定めなければならない。

$$\lim_{t \rightarrow \infty} \dot{h}_t = 0 \quad (4.50)$$

$$\lim_{t \rightarrow \infty} h_t = \bar{h} \quad (4.51)$$

(4.47)式で $\dot{h}_t = 0$ であれば、(4.52)式の関係が生じ、無限時点の消費・資本比率が決定される。

$$\lim_{t \rightarrow \infty} \frac{C_t}{K_t} = \rho + \frac{\delta - \rho}{\eta} \quad (4.52)$$

また、(4.42)式、(4.45)式および(4.52)式から(4.53)式を得る<sup>21)</sup>。

$$\lim_{t \rightarrow \infty} \frac{K_t}{K_0} = \frac{1}{\eta} (\rho - \delta) \quad (4.53)$$

(4.53)式の資本の成長率の方程式から、政策当局の時間的視野が無限大である場合には、(4.5)式を最大にする将来時点の最適な資本についても、 $\delta$ と $\rho$ の間の関係から次の三つの関係が生じる。

- (1)  $\delta < \rho$  の場合、無限時点での資本の成長率は正であるので最適な資本は無限大になる。
- (2)  $\delta = \rho$  の場合、無限時点の資本の成長率はゼロであるので、最適な資本は一定のままである。
- (3)  $\delta > \rho$  の場合、無限時点の資本の成長率は負であるので、最適な資本はゼロとなる。

なお、第3番目の $\delta > \rho$ の場合には、資本の成長率が負であると(4.4)式で $K_t \geq 0$ を満たさなくなり矛盾が生じる。このため、無限時点で経済活動が可能であるためには、第1番目の $\delta < \rho$ の場合と $\delta = \rho$ の場合に限られることになる。

将来にわたり経済活動が持続可能であるためには、このことと(4.48)式の関係から(4.54)式の関係が成立していなければならない。

$$\rho \geq \delta > \rho (1 - \eta) \quad (4.54)$$

また、(4.21)式と(4.42)式から次の(4.55)式になる。

$$\lim_{t \rightarrow \infty} \frac{C_t}{C_0} = \frac{1}{\eta} (\rho - \delta) \quad (4.55)$$

この(4.55)式の消費の成長率の方程式から、政策当局の時間的視野が無限大であるときには、(4.5)式を最大にする無限時点での最適な消費は(4.54)式を満たす $\delta$ と $\rho$ の間の関係から次の二つの場合が生じる。

- (1)  $\delta < \rho$  の場合、無限時点での消費の成長率は正であるので最適な消費は無限大になる。
- (2)  $\delta = \rho$  の場合、無限時点の消費の成長率はゼロであるので、最適な消費は一定のままである。

このような経済においても(4.13)式の必要条件から、 $p_t e^{-\delta t}$ は一定である。このため(4.9)式の横断条件を満たすためには、(4.56)式のように、最終的には資源ストックを枯渇することになる。このとき(4.3)式の生産関数の性質の仮定から、資源がなければ生産できないので、経済活動はできなくなる。

$$\lim_{t \rightarrow \infty} S_t = 0 \quad (4.56)$$

## おわりに

第1節では、政策当局の時間的視野が無限大で、効用の割引率 $\delta > 0$ の下では、枯渇性資源を

どのように利用していくべきか、効用の最大化が達成されるのかを検討した。この結果、初期の消費を比較的大きくし、時間の経過とともに消費を小さくしていく、最後にこの資源ストックを枯渇することが最適な政策であった。

第2節では、資源ストックそれ自体が環境保全などの効果があると考え、この資源ストックを環境資産とみなして、消費とともに効用関数の中に含めてみた。この効用関数について消費がゼロに近づいたときの限界効用が、無限大ではなくそれより小さい有限の値であると仮定したときには、第1節での分析とは異なり、環境資産を枯渇してしまわないで一部残すことが、最適な成長政策になる。

第3節では資源の消費のための利用において、外生的技術進歩が生ずる場合の分析を行った。その結果を第1節での分析結果と比較したとき、効用を最大にする最適な消費は、効用の割引率 $\delta$ と技術進歩率 $m$ の関係において、 $\delta > m$ の場合には、その消費は第1節での結果と同様に時間の経過とともに減少しそれぞれゼロになる。だが $\delta < m$ の場合には時間の経過とともに増加していく無限大となり、また $\delta = m$ の場合には初期の消費と同じままになる。このことは第1節での分析結果と異なる。ただし、この技術進歩のある場合でも、最終的には資源ストックを枯渇してしまうことになる。

第4節では、枯渇性資源を原材料として利用し、この資源と資本により生産が行われる場合での効用最大化の問題を検討した。この経済で生産活動が持続可能なためには、枯渇性資源から資本への代替を考えることが重要になる。そこで、この代替の弾力性が正で、資本の限界生産物と平均生産物が等しく $\rho$ になるという(4.42)式の仮定を行い、さらに、この $\rho$ と効用の割引率 $\delta$ 、消費による限界効用の弾力性 $\eta$ の間には、 $\rho \geq \delta > (1-\eta)$ の関係の仮定を行った。この場合、経済活動はかなりの期間持続可能で、消費も増加する、しかし最終的には資源を枯渇することになり、無限時点では生産は行われなくなる。

## 注

- 1) Dasgupta, P. and Heal, G. [9] pp. 55 - 56.
- 2) 小山 [2] 11-12頁。
- 3) Heal, G. M. [10] pp. 858-859.
- 4) Krautkramer, J. A [12] p. 158.
- 5) 尾崎巖・養谷千風彦 [1] 145頁。
- 6) Heal, G. M. [10] pp. 859.
- 7) Krautkramer, J. A. [12] p. 153.
- 8) Heal G. M. [11] pp. 37-39.
- 9) *Ibid.*, pp. 38-40.
- 10) *Ibid.*, p. 41.
- 11) Cass, D. [8] 99. 845-846.
- 12) Krautkramer, J. A. [12] p. 155.
- 13) *Ibid.*, p. 158.
- 14) 尾崎巖・養谷千風彦 [1] 145頁。
- 15) Dasgupta, P. and Heal, G. [9] pp. 58-62.
- 16) Beltratti, A. [6] p. 325.
- 17) Heal, G. M. [10] pp. 862-863.
- 18) Heal, G. M. [10] p. 863.
- 19) Allen, R. G. D. [5] pp. 44-46. 邦訳書 54-56頁。
- 20) 佐藤隆三 [3] 65-68頁。
- 21) Dasgupta, P. and Heal, G. [9] pp. 15-16.

## 参考文献

- [1] 尾崎巖・養谷千風彦著『経済分析と微分・積分』東洋経済新報社、昭和46年。
- [2] 小山昭雄著『経済数学教室－8 ダイナミック・システム下－』岩波書店、平成7年。
- [3] 佐藤隆三著『経済成長の理論』勁草書房、昭和43年。
- [4] 時政 勝著『枯渇性資源の経済分析』牧野書店、平成5年。
- [5] Allen, R. G. D., *Macro-Economic Theory*, Macmillan, 1967, 新開陽一・渡部經彦訳『現代経済学－マクロ分析の理論－（下）』
- [6] Beltratti, A., "The Environment and the Long Run:a Comparison of Different Criteria", *Ricerche Economiche*, Vol. 48, No. 4, 1994.
- [7] Beltratti, A., *Models of Economic Growth with Environmental Assets*, Kluwer Academic Publishers, 1996.

- [8]Cass,D., "Optimum Growth in an Aggregative Model of Capital Accumulation: a Turnpike Theorem ",*Econometrica*,Vol., 34, No. 4, pp. 845-846.
- [9]Dasgupta,P. and Heal, G., " The Optimal Depletion of Exhaustible Resources " in V.L. Smith (eds.) *Economics of Natural and Environmental Resources*, Gorden and Breach, 1977.
- [10]Heal,G. M., " The Optimal Use of Exhaustible Resources " in A.L. Kneese and J.L. Sweeney (eds.) *Handbook of Natural Resource and Energy Economics*, Volume III, North-Holland,1993.
- [11]Heal G. M., *Valuing The Future -Economic Theory and Sustainability-*, Columbia University Press, 1998.
- [12]Krautkramer,J. A., "Optimal Growth, Resource Amenities and the Preservation of Natural Environments ", *Review of Economic Studies* , Vol.52,No.1,1985.



# 三重県における子育て支援への取り組みについて 一児童育成計画と特別保育事業の実施を中心に—

冬木 春子

## はじめに

人口動態統計によれば、平成10年度のわが国の合計特殊出生率は1.38にまで低下し、少子化が進行している。その一要因として、15～24歳及び25～34歳の女性就業者の増加がある<sup>1)</sup>。女性の社会進出が進み女性の賃金が増加すると、結婚や出産によって経済的、時間的、精神的ゆとりなどの喪失を懸念することから、結婚や出産を躊躇する傾向が強くなるのである。これが晩婚化を招き、ひいては出生率を低下させていると考えられる。

さらに、都市部を中心に核家族化の進行や地域社会におけるインフォーマルサポートネットワーク（血縁及び地縁等）の弱体化など、子育ての環境が悪化しており、子育てを担う母親は強い精神的及び身体的負担を感じざるをえない状況にいる。この状況が夫婦の出生率を低下させているとも考えられる。

このような少子化現象に歯止めをかけるためには「子どもを生み、育てたい」人がそれを実現できるための環境づくり、つまり子育てを社会的に支援する体制の整備が求められているのである。

そこで、国は様々な子育て支援を展開しつつある。平成6年12月に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」（文部省、厚生省、労働省、建設省）を策定し、「子どもをもちたい人が健やかに子どもを生み育てることができる環境整備づくり」を、国や地方公共団体をはじめ、企業・職場や地域社会を含めた社会全体で取り組むことを打ち出した。エンゼルプランの基本的施策の方向は、①子育てと仕事の両立支援の推進 ②家庭における子育て支援 ③子育てのための住宅および生活環境の整備 ④ゆとりある教育の実現と健全育成の推進 ⑤子育てコストの軽減である<sup>2)</sup>。

同年に国はこのエンゼルプラン施策の具体化の一環として、「緊急保育対策等5か年事業」（大蔵、厚生、自治3大臣合意）を定め、平成11年度までの各保育サービスの整備目標を示している<sup>3)</sup>。これらを踏まえ、厚生省は「特別保育事業の実施について」（平成7年4月25日付け児発第445号厚生省児童家庭局通知）に基づき、特別保育事業として時間延長型保育サービス事業、乳児保育事業、低年齢児保育促進事業、開所時間延長促進事業、一時的保育事業、地域子育て支援センター事業等の各事業を推進することとしており、各事業を実施する地方公共団体に対し補助を実施している<sup>4)</sup>。これらの特別保育事業を着実に推進し、子育てを社会的に支援する体制を整備していくためには、事業の実施主体である都道府県や市町村が独自の地方版

エンゼルプランを策定し、総合的な子育て支援体制を進めることが必要である。

そこで本稿では、三重県における子育て支援への取り組みとして「地方版エンゼルプラン（児童育成計画）」の策定状況、さらには特別保育事業の実施状況を明らかにし、三重県の保育サービスの充実に向けての課題を考察していきたい。

## 1 三重県における「地方版エンゼルプラン（児童育成計画）」

### （1）三重県の「地方版エンゼルプラン（児童育成計画）」の策定状況

国のエンゼルプランをはじめ緊急保育対策等5か年事業を受け、全国47都道府県はそれぞれの計画を策定している。三重県においても平成8年度に「みえ子ども未来プラン」を策定し、県行政の指針を示している<sup>5)</sup>。そこでは、基本的目標として以下の3点をあげている。それは「安心して生み育てられるための環境づくり」「子どもが健やかに育つための環境づくり」「子育てを皆で支える環境づくり」である。なかでも「安心して生み育てられるための環境づくり」を推進するために「21世紀を見据え、さまざまな保育ニーズを的確に把握するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの充実を図ることが必要である」と、多様な子育てニーズへ対応していく姿勢を示している。具体的な保育所対策では、①低年齢児（0から2歳児）の受け入れや保育時間の延長を行う保育所の整備、②緊急・一時保育所の整備、③障害児保育の充実、④同和地域の保育対策の充実、⑤乳幼児健康支援デイサービスについての検討の推進、⑥子育てサークル活動などへの支援もできる保育所の整備をあげている。

三重県では、平成9年度に「開かれた三重を共につくる」の理念を基に「三重くにづくり宣言」を策定し、福祉を含む総合的な計画を推進している。その中で「みえ子ども未来プラン」をふまえた子育て環境の整備の目標数値を示し、より具体的な実施計画を策定している。表1では2001年、2010年度の子育て環境の整備についての目標数値が示されており、三重県として乳児保育及び延長保育、さらには夜間保育や一時保育など多様化する保育需要に配慮し、保育基盤の整備を進めることを目指している。

表1 「三重くにづくりプラン」で示された子育て環境整備のための数値目標

項目	1995年	2001年度の目標	2010年度の目標
乳児保育	入所待機50人	入所待機30人	入所待機の解消
延長保育	実施率19%（85か所）	実施率35%（160か所）	実施率100%
夜間保育	0か所	2か所	5か所
一時保育	実施率0.9%（4か所）	実施率3%（15か所）	実施率10%

注) 子育て環境整備施策の保育サービスに関する項目についてのみ示している。

(2) 三重県下の市町村における「地方版エンゼルプラン（児童育成計画）」の策定状況

1990年の社会福祉8法の改正によって、児童福祉事業は市町村が主体となったために、市町村において具体的な計画が策定されなければ、国や県の掲げる子育て支援策も進展しない。それだけ市町村の「地方版エンゼルプラン」の策定が鍵になるのであるが、三重県では計画を策定しているのは四日市市だけである。

四日市市は「四日市市エンゼルプラン」を策定し、平成8年度から12年度期間の重点目標として以下の4つをあげている。①低年齢児保育、延長保育、一時的保育の拡充など、ニーズの高い保育サービスの整備を図る。②保育園が育児相談・指導等多様なニーズに対応できるように施設や設備を整備・改善する。③低年齢児の受入促進、開園時間の延長のための人的な充実を図る。④保育園が地域の子育て支援センター的な役割を果たすように努める。そして、これらの目標を達成するためにより具体的な数値目標をあげている<sup>6)</sup>。

一方、その他の市町村では「地方版エンゼルプラン」を策定中なのは津市であり、津市は平成12年度中に策定予定である。三重県における市町村のエンゼルプラン策定状況を近畿及び東海地方の他府県と比較したのが表2である。表2で示すように、三重県下の市町村における「地方版エンゼルプラン（児童育成計画）」の策定は、近畿及び東海地方において奈良県と並んで遅れが目立っている。

表2 東海及び近畿地方の児童育成計画（地方版エンゼルプラン）策定状況

都道府県名	市町村の状況							合計	
	策定済				策定中				
	市	町	村	計	市	町	村		
岐阜県	7	9	1	17	1		1	18	
静岡県	7	3		10	9	19	28	38	
愛知県	3	1		4	6	2	8	12	
三重県	1			1	1		1	2	
滋賀県		1		1	5	6	11	12	
京都府	1			1	3		3	4	
大阪府	6			6	9	1	10	16	
兵庫県	6	3		9	10	6	16	25	
奈良県				0	2		2	2	
和歌山県	1	1		2	1	1	2	4	

出典：保育研究所編『保育情報』Vol.267, 1999 5月号 P.43

(3) 考察

平成9年度の「三重くにづくりプラン」で示された子育て環境整備の数値目標を着実に達成

していくには、まずは市町村による計画の策定が重要であるが、三重県下の市町村では「地方版エンゼルプラン」の策定は進んでいない。障害者福祉計画の策定についても三重県下の市町村が全国水準を下回っているとの指摘もあるが<sup>7)</sup>、障害者福祉計画は三重県の12市と6町村において策定がなされている。児童育成計画も障害者福祉計画と同様に法律上の策定義務はないものであるが、児童育成計画策定の遅れが目立つ。全国でも「地方版エンゼルプラン」の策定がなされているのは全市区町村の約18%であり<sup>8)</sup>、全国的にも子どもや子育て問題に対する認識が低いことがうかがえる。

このような計画策定の遅れの要因を伊東氏は以下のように指摘している<sup>9)</sup>。第一に市町村が介護保険事業等の対応に追いまくられ、児童の福祉計画に対応できることである。第二に市区町村の財政難であり、計画を策定すれば今以上の保育関連予算が求められることを懸念することである。第三に高齢者の問題に比較して子どもや子育ての問題に対する認識が低いことである。

子育ての社会的な支援体制を充実させることは、子どもや家族にとってのみならず、少子化に歯止めをかける上で社会にとっても有益なはずである。すべての市町村において児童育成に関して認識を高め、必要な財源を確保して計画策定に取り組む必要があろう。その際、保護者をはじめ児童福祉団体や保健・医療団体、地域住民も行政と共同して、地域や家族のニーズをふまえた計画を策定していくことが鍵となるであろう。このような過程を通じて、県の「三重くにづくりプラン」が地域や家族のニーズを踏まえた数値目標であるのかどうかについての再検討も要するであろう。

## 2 三重県における特別保育事業の実施状況

### (1) 特別保育事業の各内容と実施率

冒頭で述べたように、厚生省はエンゼルプラン及び緊急保育対策等5か年事業を踏まえ、平成7年度から特別保育事業実施要項を定め、特別保育事業による補助要件を充たす保育所に補助を行っている。特別保育事業実施要項に定められた特別保育事業についての概要を整理すると表3のようになる。これ以外に三重県では、県が独自の基準を設け単独で実施している事業もある。例えば保育所子育て対策事業として、1歳児保育対策では1歳児4.5人に対し保母1人の加配を行っており、延長保育対策では午前7時頃から午後6時を越える延長保育を行う保育所に補助を実施している。また障害児保育事業として、県が補助対象として認定した障害児を受け入れている保育所に対し補助を実施している。

そこで、表4ではこれらの特別保育事業の実施状況を示している。

まず実施率に注目すると、実施率が著しく低い事業として産休・育休明け入所予約モデル事業、低年齢児保育促進事業、年度途中入所モデル事業であり、国による乳児及び低年齢児に関する保育事業の実施の遅れが目立っている。一方、県による類似事業である1歳児保育対策事

表3 特別保育事業実施要項に定められた各事業の内容

事業名	事業の内容
産休・育休明け入所 予約モデル事業	産後休暇明けや育児休業明け等に伴う年度途中入所の需要に対応するため、試験的にその条件整備を図る。
低年齢児保育促進事業	低年齢児の受け入れに積極的に取り組む保育所の保母配置の充実を図り、低年齢児の保育入所待機の解消を図る。
延長保育促進基盤整備事業	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う、延長保育に対する需要に対応する。
開所時間延長促進事業	長時間の開所に積極的に取り組む保育所の保母配置の充実を図り、早朝・夕刻の保育ニーズに対応する。
年度途中入所円滑化事業	育児休業に伴う年度途中入所児童の受入れの円滑化を図るために、入所前に母子に対する相談・指導を行う。
一時保育促進基盤整備事業	近年の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育需要、保育者の傷病等による緊急時の保育需要、保育者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための保育需要に対応する。
地域子育て支援センター事業	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援並びに地域の保育需要に応じ、地域の各保育所等の間で連携を図り、特別保育事業等を積極的に実施するなど、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。
障害児保育対策事業	障害児の保育を推進するため、障害児を受け入れている保育所について、障害児の処遇の向上を図る。
保育所地域活動事業	保育需要の多様化に対応するため、特に障害児保育及び夜間保育事業を一層推進すること、及び地域の特性に応じた保育活動を推進し、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用する。

注) 特別保育事業実施要項等に基づき筆者が作成した。

業の実施率は40%以上と高く、県による単独事業は国による事業よりも高い実施率である。それは、県による単独事業が国の特別保育事業による補助要件を満たしていないことから補助対象とならない保育所も助成事業の対象としているためである。次に、一時保育事業及び地域子育て支援センター事業など、孤立家族への支援に関する事業も遅れている。

表4 三重県における平成10年度特別保育事業の実施状況（実施予定も含む）

事業名	実施数			実施率（%）
	公営	民営	計	
産休・育休明け入所予約モデル事業	7	1	8	1.8
低年齢児保育促進事業	8	6	14	3.1
延長保育促進基盤整備事業	8	31	39	8.6
開所時間延長促進事業	7	14	21	4.6
年度途中入所円滑化事業	7	1	8	1.8
一時保育促進基盤整備事業	0	1	1	0.2
地域子育て支援センター事業	12	7	19	4.2
障害児保育対策事業	87	16	103	22.7
保育所地域活動事業	164	111	275	60.7
保育所子育て対策				
1歳児保育対策	90	92	182	40.4
延長保育対策	10	47	57	12.6
障害児保育事業	124	47	171	37.7

注) あくまでも国と県による補助金事業の実施状況である。

実施率は三重県内の保育所数453に対する事業の実施保育所数である。

出典：三重県健康福祉部児童家庭課「平成10年度特別保育事業実施予定状況」（平成11年1月1日時点）を基に筆者が作成した。

一方、保育所地域活動事業は最も実施率が高い事業であり、地域に開かれた保育所として地域の特性に応じた保育活動が広がりつつあることを示している。また、県及び国による障害児保育事業も実施率が高く、健常児と障害児の混合保育が推進されつつあるようである。

次に、保育所経営別の実施数に注目すると、国の事業である延長保育促進基盤整備事業と県単独事業の延長保育対策において、いずれも公営の保育所の実施数が民営の保育所のそれよりも少なく、公立保育所において延長保育の実施が遅れていることを示している。

## （2）三重県の地域別にみた特別保育事業の実施状況

先にあげた特別保育事業の実施状況を地域別に整理したのが表5である。今回は紙面の都合上、三重県下の13市にだけ限って整理を行い、以下では特徴的な事柄だけを述べていく。

表5が示すように、産休・育休明け入所予約モデル事業、年度途中入所モデル事業及び低年齢児保育促進事業は、名張市、久居市、尾鷲市にのみに集中しており、他の市では事業は実施されていない。一方、県による1歳児保育対策事業は、桑名市、四日市市、亀山市、鈴鹿市、津市、久居市、松阪市、上野市、伊勢市、尾鷲市において実施率が40%以上を越えており、各

表5 三重県の13市における平成10年度特別保育事業状況（実施予定も含む）

	保育所数		産休・育休明け入所 予約モデル事業			低年齢児保育促進 事業			延長保育促進基盤 整備基盤事業			開所時間延長促進 事業		
	公営	民営	公営	民営	計	公営	民営	計	公営	民営	計	公営	民営	計
桑名市	7	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四日市市	30	17	0	0	0	2	4	6	0	6	6	0	5	5
亀山市	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鈴鹿市	10	19	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0
津市	11	19	0	0	0	0	0	0	0	9	9	0	0	0
久居市	6	1	3	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0
松阪市	14	9	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0
上野市	9	13	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	3	3
名張市	13	0	3	0	3	2	0	2	5	0	5	5	0	5
伊勢市	8	12	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1
鳥羽市	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尾鷲市	0	8	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0
熊野市	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	年度途中入所対策 事業			一時保育促進基盤 整備事業			地域子育て支援センター 事業			障害児保育対策事業		
	公営	民営	計	公営	民営	計	公営	民営	計	公営	民営	計
桑名市	0	0	0	0	0	0	1	0	1	6	0	6
四日市市	0	0	0	0	1	1	3	0	3	10	1	11
亀山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
鈴鹿市	0	0	0	0	0	0	0	2	2	8	3	11
津市	0	0	0	0	0	0	1	0	1	5	4	9
久居市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
松阪市	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
上野市	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4	5
名張市	4	0	4	0	0	0	1	0	1	5	0	5
伊勢市	0	0	0	0	0	0	1	0	1	6	2	8
鳥羽市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
尾鷲市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
熊野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2

	保育所地域活動事業			1歳児保育対策事業			延長保育対策事業			障害児保育対策事業		
	公営	民営	計	公営	民営	計	公営	民営	計	公営	民営	計
桑名市	3	2	5	4	5	9	0	12	12	4	3	7
四日市市	30	17	47	12	12	24	0	7	7	17	5	22
亀山市	7	4	11	4	1	5	0	0	0	6	2	8
鈴鹿市	10	19	29	9	11	20	0	9	9	8	10	18
津市	11	17	28	11	18	29	0	7	7	6	8	14
久居市	2	1	3	5	1	6	0	1	1	4	0	4
松阪市	14	9	23	10	8	18	0	0	0	6	0	6
上野市	9	13	22	3	10	13	0	5	5	1	5	6
名張市	13	0	13	4	0	4	0	0	0	5	0	5
伊勢市	8	11	19	5	8	13	0	0	0	6	6	12
鳥羽市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
尾鷲市	0	1	1	0	4	4	0	1	1	0	3	3
熊野市	10	0	10	0	1	1	0	1	1	5	0	5

出典：三重県健康福祉部児童家庭課「平成10年度特別保育事業の実施予定状況」（平成11年1月1日時点）を基に筆者が作成した。

地で事業が広く実施されている。特に津市では、30か所ある保育所のうち29か所で1歳児保育対策事業を実施しており、低年齢児の受入が進んでいる。

次に延長保育促進基盤整備事業は、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、上野市、名張市、伊勢市で実施されており、県による類似事業の延長保育対策事業は、桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、久居市、上野市、尾鷲市、熊野市で実施されている。延長保育事業については亀山市と鳥羽市は実施しておらず、久居市、尾鷲市、熊野市では延長保育の実施保育所が1ヶ所だけである。

さらに、一時保育促進基盤整備事業を実施している保育所は四日市市の1か所だけである。また地域子育て支援センター事業では、亀山市、久居市、鳥羽市、尾鷲市、熊野市には、この事業を実施している保育所が存在しない。

### (3) 考察

「三重くにづくりプラン」で示された目標数値と三重県の特別保育事業の実施状況から、三重県の子育て支援の取り組みの現状を明らかにしてきた。これを踏まえて保育サービスの充実に向けて、次の観点から考察を行っていく。それは、①低年齢児保育の推進、②孤立核家族へ

の支援である。

### ①低年齢児保育の推進

「三重くにづくりプラン」では、保育所への入所待機数は2001年に30人に、2010年には入所待機の解消を目指している。しかし実際に、平成7年度から10年度の保育所入所待機児童数の推移を見ると（表6）、全年齢では311人の児童が待機をしている。年齢別に見ると、0歳児では94人、1・2歳児では166人が入所待機をしており、低年齢児の待機数は全待機児童数の約84%を占めている。低年齢児の入所待機数は年々増加しており、このままでは「三重くにづくりプラン」で示された待機児童の減少や解消は難しいであろう<sup>10)</sup>。

表6 三重県における保育所入所待機児童数と待機率の推移

	0歳	1・2歳	3歳	4歳以上	計
平成7年	56 (6.0%)	98 (1.5%)	20 (0.2%)	4 (0.0%)	178 (0.6%)
平成8年	59 (6.1%)	110 (1.6%)	13 (0.1%)	8 (0.1%)	190 (0.6%)
平成9年	74 (7.2%)	135 (1.8%)	34 (0.4%)	9 (0.1%)	252 (0.8%)
平成10年	94 (8.2%)	166 (2.1%)	38 (0.4%)	13 (0.1%)	311 (0.9%)

注) 保育所入所待機率とは入所児童数に対する待機児童数の割合である。

待機児童数は各年10月1日時点において、各市町村が把握している数である。

出典：全国保育団体連絡会・保育研究所編 『保育白書96、97、98、99』を参考に筆者が作成した。

そこで、保育所の年齢別在所児童数の推移に注目し、保育所側の児童の受入・供給の実態を見ると（表7）、0歳児から2歳児までの保育所入所児童数は特に平成9年度に増加している。これは、児童福祉法改正後にすべての保育所で乳児保育が実施できる体制になったことから、乳児の受入が増加したためと考えられる。また、先の特別保育事業の実施状況が示しているように、低年齢児保育促進事業の実施率は低いものの、三重県の単独事業である1歳児保育対策の実施率は40%以上であり、「三重くにづくりプラン」以後、保育所側の低年齢児の受入・供給は拡大しているためとも考えられる。その一方で、雇用女性労働者の増加に伴い共働き世帯が増え続けており、保育所を利用する保護者の需要も増加しつつある。このような需要増が低年齢児の受入・供給増を上回り、特に低年齢児において保育所への待機待ちという状況が生じていると考えられる。

じていると考えられる。

表7 三重県における保育所の年齢別在所児数の推移

	総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
平成5年	32877	381	1449	3213	7178	9339	7886	3431
平成6年	32255	378	1467	3128	6672	9096	7927	3587
平成7年	32183	416	1655	3337	6920	8766	7622	3467
平成8年	32655	395	1804	3669	7002	8809	7473	3503
平成9年	33527	446	1970	3821	7474	8672	7725	3419

出典：全国保育団体連絡会・保育研究所編 『保育白書95、96、97、98、99』を参考に筆者が作成した。

今後三重県において、産休明けや育休明け等に対応した産休・育休明け入所予約モデル事業及び年度入所円滑事業、さらには低年齢児保育促進事業の実施を促進させることが求められるが、これらの特別保育事業の実施推進を阻害している要因を検討していくことが必要である。具体的には各事業の補助要件や内容における問題点を検討し、各事業の効果的及び効率的な実施を促進していくことである。

全国的には、平成11年4月1日度の保育所入所待機児童数は32,225人であり、待機率は1.9%である。1・2歳児では3.8%、0歳児で7.1%となっており、三重県と同様に全国的に見ても低年齢児を中心に、保育所への待機状態が続いているのである<sup>11)</sup>。厚生省では入所待機児童に対応するため、平成11年2月より定員を越えて入所する場合の規制を緩和し、保育所の受入を拡大することにしている。三重県でも入所率が100%を越える保育所が存在するが、このような定員超過によって低年齢児保育を拡大していくことよりは、子どもにより良い保育環境を提供するという観点から、保育所の新・増設をも行うことが求められる。現在、自治体の財政難が指摘されており、新たな保育所の新・増設は困難であることは予想できるが、保育所の定員超過は子どものストレスを高め、保育士の疲労感を強めるなどの悪影響も懸念されている<sup>12)</sup>。保育士の労働条件を向上させていくことは、子どもにより良い保育環境を提供することにつながることも念頭におく必要があろう。

## ②孤立核家族への支援

「三重くにづくりプラン」では2001年度の一時保育事業の実施数は15カ所、すなわち実施率3%を目指しているが、平成10年度の一時保育事業の実施数は1カ所のみである。

一時保育事業の対象となる児童は、児童福祉法第24条の規定による保育の実施対象とならない就学前児童であり、この事業は緊急及び一時的、さらには私的理屈などの需要に対応することを意図している。

この事業は、育児に伴う保護者の心理的・肉体的負担の軽減も視野に入るなど、従来の限定された家族や子どもだけのサービスではなく、子どもをもつすべての子育て家族を対象にしている点で、画期的な取り組みである。冒頭で述べたように、都市部を中心に核家族が増加し、それが互いに地域から孤立している社会的状況において、一時保育事業のニーズは高まりつつある。例えば、三重県の乳幼児教育センターが行った就学前児童をもつ母親を対象にした調査において、パート勤労者と専業主婦は「子どもを預けることのできる場」の充実を望んでおり、一時保育の利用を希望する母親が少なくはないことが明らかにされている<sup>13)</sup>。

しかし、一時保育のニーズが高いにも関わらず、三重県では一時保育事業の実施率は非常に低く、「三重くにづくりプラン」の目標値達成には途は遠い。全国でも一時保育事業は遅れているが、その理由として事業の補助要件が指摘されている。補助要件では「1日当たりの利用人員が10人程度であること」と決められているが、総務庁行政監察局が行った調査結果では、一時保育事業を行っている保育所で、一日当たりの利用人員が平均10名未満にとどまっている保育所が多くなっている<sup>14)</sup>。つまり、一時保育の利用希望と実際の一時保育利用との間に乖離が存在しており、母親は一時保育を希望しつつも実際には利用を敬遠していることが予想される。

この背景には、わが国では依然として「3歳児神話」を信じている母親が多く、平成4年の調査でも9割近い女性がこの考え方を支持しているのである<sup>15)</sup>。一般的に「子どもは家庭で育てるもの」という意識があり、母親が私的理屈のために子どもを預けることに対して抵抗感が強い。母親自身もそれを内面化しており、子どもを預けることに対して罪悪感を感じることが、一時保育利用を妨げているのではないだろうか。保育所側にとっても、一時保育の利用人数が少なくてニーズも不明確であるから、一時保育事業の実施に難色を示すのであろう。

しかし現実には、子育て環境の悪化によって母親に子育ての負担が集中するなかで、母親は強い育児ストレスを感じている。例えば、筆者が京阪神地域の母親を対象にした調査では、特に専業主婦の母親が有職の母親よりも育児ストレスを強く感じていること、さらに夫や親族からの援助を受けにくい場合、育児ストレスを強く感じていることが明らかにされている<sup>16)</sup>。近年では、育児ストレスが虐待というケースにまで至っていることもある。

このような状況において、一時保育事業の実施によって母親の精神的・身体的ストレスの軽減を行うことは、親のウエルビーイングを高めるだけではなく、ひいては子どものウエルビーイングを高めることにつながるのである。この意味で一時保育事業を促進していくことが望まれるのであり、同時に母親や一般の人々が抱く「親役割」についての意識も変革していくことが

必要であろう。

さらに孤立核家族への支援として、地域子育て支援センターが果たす役割も大きい。そこでは、母親をはじめ家族に対する育児不安についての相談指導を行ったり、子育てサークルへの支援を行っているが、この地域子育て支援センター事業は、三重県では5市には1ヶ所も存在しない。これらの地域では、都市部と比較して孤立核家族は少ないであろうが、家族や母親への支援は必要であり、これらの地域でも地域子育て支援センターの設置が望まれる。

## おわりに

近年の女性の社会進出や就労形態の多様化、さらには孤立核家族の増加などによって、子育てを社会的に支援していくシステムの整備が求められている。本稿では、三重県における子育て支援への取り組みとして、「地方版エンゼルプラン（児童育成計画）」の策定状況及び特別保育事業の実施状況を明らかにしてきた。それを踏まえて「低年齢児保育の推進」と「孤立核家族への支援」という観点から、三重県の保育サービスの充実に向けての課題を考察した。本稿で明らかにされた主な知見は以下の通りである。

まず、三重県の市町村において「地方版エンゼルプラン」の策定が極めて遅いことである。この背後には、市町村における担当人員の不足、財政難、子どもや家族問題の認識が低いことがある。家族は社会の基礎的な構成単位であり、子どもは未来社会の担い手である。この意味で、子どもや家族の問題は社会の問題であるととらえ、この問題の認識を高めていく取り組みを行うと同時に、財源や人員の確保を行い「地方版エンゼルプラン」を策定することが必要である。

次に、近年低年齢児を中心に保育需要が増加しており、需要増が受入・供給増を上回り、特に低年齢児において保育所への入所待ちという状況が生じている。この待機児童解消として、産休明けや育休明け等に対応した産休・育休明け入所予約モデル事業及び年度入所円滑事業、さらには低年齢児保育促進事業の実施を促進させることが求められる。現時点においてこの特別保育事業の実施率は低く、各事業の効果的及び効率的な実施を促進していくには、各事業の補助要件や内容などの検討を行うことが必要である。また待機児童解消として保育所定員の超過という事態が起こっているが、子どもや保育士に与える影響を考慮するならば、必要なら保育所の新設及び増設を行うことも検討するべきであろう。

さらに三重県において、一時保育事業や地域子育て支援センター事業など、孤立家族を支援していく事業の実施率が低いことである。これらの事業は母親の精神的・身体的ストレスを軽減し、親のウエルビーイングを高めるだけではなく、ひいては子どものウエルビーイングを高めていく可能性がある。この意味で、一時保育事業及び地域子育て支援センター事業の推進は求められており、同時に母親や一般の人々が抱く「親役割」についての意識の変革も行い、利用ニーズを明確化していくことが重要である。

今後、親の就労形態の多様化がさらに進展し、延長保育、病児保育、休日保育、夜間保育など保育ニーズがますます多様化していくことが予想される。このような状況で、保育所は親の多様化する保育ニーズに応えることが求められており、児童福祉事業の実施主体である市町村においては、多様な保育サービスをいかに拡大し、充実させていくかが問われている。このような流れのなかで「親の選択で多様なニーズに応えるために」民間企業の保育事業への参入、さらには公的保育所の民営化への動きがある。このような一連の保育をめぐる動きは、従来からの保育所のあり方の見直しを迫るものであり、特に公立保育所で多様な保育事業が円滑に行われるよう改善を行う必要性を示している。しかし、これは公的児童福祉施策の安易な解体につながるものではなく、利用者である子どもに最善の保育環境を提供するという観点から慎重に検討していくべきである。

最後に、今後の課題として以下の3点をあげたい。第一に、本稿では特別保育事業の実施状況を明らかにする上で、事業の実施保育所数を中心に論を展開したが、各事業の実施による入所児童数を把握することも必要である。第二に、本稿では三重県の地域別に特別保育事業の実施状況の整理を行い地域間の格差を明らかにしたが、これについて、地域の状況や地域特性、さらには地域の保育サービス等の状況をふまえて考察を深めていくことである。第三に、各地域の行政担当者にインタビュー等の調査を行い、実施率が低い保育事業について事業の実施を妨げる要因を探り、地域の実情に応じた保育サービスの充実に向けて努力することである。

〔付記〕本稿の執筆に際して、資料の提供と助言を頂いた三重県健康福祉部の方々にこの場を借りてお礼申し上げます。

## 注

- 1) 総務庁統計局監修『統計でみる日本2000』（財）日本統計協会 P.167 によると、女子の年齢階級別労働力人口比率では、1980年時点では15～24歳で43.9%、25～34歳で48.7%であるが、1998年時点では15～24歳で47.8%、25～34歳で62.9%となっており、この年齢層の女性従業者の増加が目立つ。
- 2) エンゼルプランの全文は、厚生省編『平成8年版厚生白書』P.489を参照のこと。
- 3) 緊急保育対策等5か年事業の詳細資料は、厚生省編『平成8年版厚生白書』P.422を参照のこと。  
また、この事業は平成11年度末に終了することから、平成11年12月に国は「重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画（新エンゼルプラン）」（大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の6大臣合意）を策定している。計画は平成12年から16年までの5年間で、その計画の中で保育関連事業の新たな計画を策定している。
- 4) 平成10年度の「特別保育事業の実施について」（平成10年4月8日付け児発第283号厚生省児童家庭局長通知）により、時間促進型保育サービス事業及び一時的保育事業はそれぞれ延長保育等促進基盤整備事業の延長保育と一時保育に変更されている。
- 5) 詳細な内容は、三重県健康福祉部健康福祉政策課『みえ子ども未来プラン』を参照のこと。
- 6) 詳細な内容及び具体的な数値目標については四日市児童福祉課『四日市エンゼルプラン』を参照。
- 7) 林智樹「三重県における障害者計画とその実行についての考察」『地研年報』第4号 PP.43-56, 1999.
- 8) 伊東安男「論壇 進まぬ地方版エンゼルプラン」『朝日新聞』平成11年11月16日付
- 9) 8)に同じ
- 10) 「待機児童数」は各地方自治体によって扱い方が異なっており、待機児童数調の数値の比較や解釈には慎重になる必要がある。この限界を乗り越えるために、平成11年3月に厚生省は「待機児童数の定義」を通知して、新定義を示すことになった。その定義では、「待機児童」とは「保育所入所申込書が市区町村に提出され、かつ入所要件に該当しているものであって、現に保育所に入所していない児童である」とされている。
- 11) 保育研究所編『保育情報』No.275、2000年1月号 P.12
- 12) 『朝日新聞（夕刊）』平成11年12月9日付けでは、保育所の定員超過の実態が報告されており、それが子どもや保育士に与える影響を指摘している。
- 13) 三重県乳幼児教育センター『子育て上の悩みと相談に関する調査研究報告書』平成10年、P.45.
- 14) 総務庁行政監察局編『子どもをもつ母親が安心して働くことができるため』大蔵省印刷局、平成10年、P.76.
- 15) 「3歳児神話」とは「子どもは3歳までは常時家庭において母親の手で育てないと子どものその後の成長に悪影響を及ぼす」というものである。詳しい調査結果は厚生省編『平成10年版厚生白書』P.84.を参照のこと。
- 16) 拙稿「乳幼児をもつ母親の育児ストレスの関連要因」、第49回日本社会福祉学会当日配布資料

# 三重県人のアメリカ移民・概観

南 有哲

## はじめに

明治維新から1960年代に至るまでの時期、日本は南北アメリカをはじめ世界各地に移民を送り出しており、中国・インドに続くアジア第三の移民送出国であると言わされてきた。しかし高度成長を経て先進工業国の一員となるに及び、そのような過去が想起されることは決して多くはなかった。だが1980年代末以降のアジアを中心とした第三世界からの移民労働者の流入、そして1990年の入管法改正を契機とした日系人出稼ぎ労働者の出現によって、我々は移民送出国としての過去を直視せざるをえなくなってきた。

日本の移民先と言えば直ちに想起されるのはブラジルであるが、戦前期においてはハワイおよびアメリカ合衆国本土（以後、アメリカと略称する）も極めて大きな移民先であった。今や途上国からの移民の受入国となったわが国の位置を考えると、先進国たる米国への移民送出国であった歴史を省みる作業は、今日大きな意味をもつものと思われる。

隣県の和歌山には比すべくもないが、わが三重県も海外移住とは決して無縁な土地ではなかったし、県下には志摩町片田地区のように「アメリカ村」と呼ばれるような出移民卓越地域も存在する。三重県の対米移民史を検討していくことは、地域をよりよく理解するためにも、また進行しつつある国際化・多民族化に対応するためにも、また日本の移民史研究にとっても極めて意義深いものと言ってよいであろう。本稿の課題は、このテーマに関する本格的な研究にとりかかるための準備作業として、『三重県史』、『三重県人北米発展史』（以後『発展史』と略称）などの公刊された資料をもとに、戦前期における本県の対アメリカ出移民を概観することである。

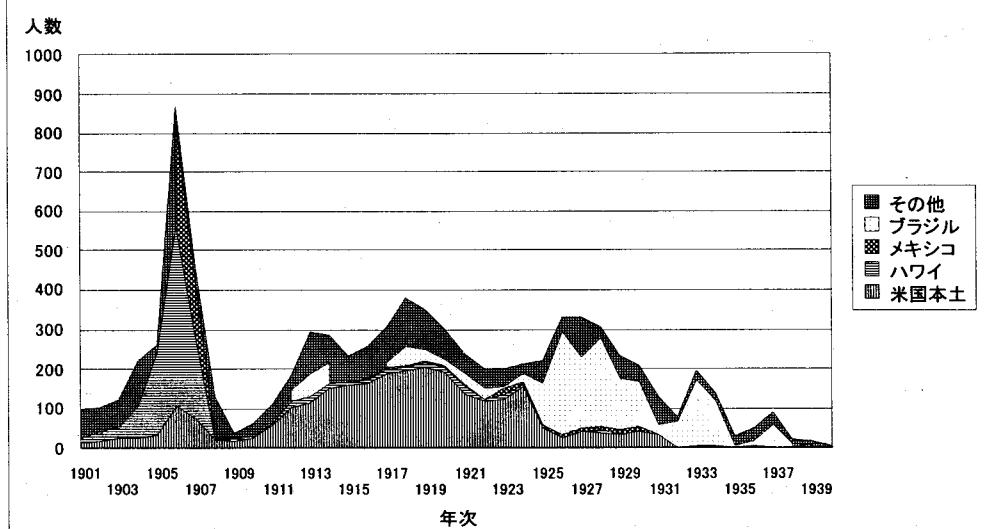
## 1 最大の移民先としてのアメリカ

『三重県史 別編 統計』（以下『別編統計』と呼ぶ）に掲載されている「第43表 海外渡航人員－渡航先－（明治34～昭和15年）」によれば、1901年から1940年までの海外渡航者数の目的地別に見た合計数は、「北米合衆国」（アメリカ合衆国本土を指す。以下アメリカと呼称する。）が2,750人、ハワイが1,197人、メキシコが560人、ブラジルが1,786人、その他が2,054人、総計8,347人ということである<sup>1)</sup>。ここで注目されるのは、アメリカへの渡航者の数の多さであり、実に全体の三分の一近くを占める計算になる。さらに上記4地域だけで、全体の4分の3に達することになる。なお、原表を参照する限りでは、この4地域以外で渡航者が三桁に達する年を持つ渡航先は存在しない。

次に時系列に沿った変化のあり方を見てみよう。図1は上述の資料を積上げ面グラフとして表示したものであり、したがって年毎の合計は最上部（すなわち「その他」の項）のアウトラインによって示されることになる。年毎合計数の変化をたどると、大きく言って二つの高まりを持っていることが見て取れる。第一のそれは1904年から1908年にかけての時期であり、第二のそれは1913年から1930年にかけての時期である。

この二つの高まりを比較してみよう。まず形状の点から言えば、第一のそれが高く鋭いピークを形成しているのに対し、第二のそれが低くなだらかな高原状になっており、しかも駱駝の

図1 渡航先別渡航人数



瘤を思わせる四つの小ピークから構成されている、というように対照的な姿をとっている。次にこの高まりへ寄与している要素を見てみると、第一のそれの半分近くがハワイで占められており、これにメキシコ、アメリカが続いている。これに対し第二のそれを見てみると、第一小ピークおよび第二小ピークにおいてはアメリカと「その他」が主要な構成要素となっているのに対し、第三・第四小ピークにおいてはブラジルの占める割合が極めて高くなっているのが特徴的である。

第一の高まりの背景には、日米紳士協約の存在が考えられるであろう。19世紀末以来の日本人のアメリカ西海岸への移民の増大は強力な排日気運を引き起こし、1908年に日本政府は米国政府と協約を締結し、自主的に移民の渡航を制限する措置を取るにいたった。排日気運の高揚と、これに対応しようとする米日両政府の交渉を見守っていた移民希望者たちが、「門戸閉鎖近し」との観測を抱き、協約締結直前の時期に駆け込み的にアメリカへの渡航を行ったものと考えられる。

このことはまた、この時期におけるハワイへの渡航者急増をも説明可能にする。ハワイはもともと日本人移民の一大目的地であったが、1899年の米国への併合以来、アメリカへの転住の足場として位置付けられてきた。しかし1907年に米国政府がハワイからの日本人の転住を禁止

し、また翌年、日本政府もハワイへの新規渡航を制限する措置に出た。したがってそれらの措置が取られる直前の時期に、アメリカ渡航の中間拠点としてのハワイへの渡航が急増したものと考えられる。

また、メキシコについていえば、『別編統計』90頁の「第44表 海外渡航人員一目的別一（明治34～大正8年）」において、1906年の項に「石炭坑夫200名・鉄道坑夫（工夫の誤記か？）69名」、1907年の項に「石炭坑夫110名・鉄道坑夫35名」という記載がある。それぞれの年における両カテゴリーの合計が前述の資料におけるメキシコ渡航者の数（1906年269名、1907年145名）と完全に一致すること、両カテゴリーに属する渡航者の数がこの二ヶ年以外には皆無に近いが、メキシコ渡航者数にも同様の特徴が見られること、に鑑みると1906・7年における「石炭坑夫」及び「鉄道坑夫」は、三重県からメキシコへ向かった移民志望者たちが、自らの渡航目的をそのように申告したものと考えられよう。もちろんこの二ヶ年においてメキシコから両職種の大規模な募集があった可能性も否定しがたいが、その前後の年に対する1906・1907両年の渡航者数の増大ぶりが、米国本土およびハワイに比べても際立って突出しているため、対米移民制限の動きに危機感をもった者が、転住拠点としてのメキシコに殺到したものと評価するのがより自然ではなかろうか<sup>2)</sup>。このように考えることができるならば、1906年を頂点とした第一の高まりを形成した基本的な要因を、1908年の日米紳士協定に結実した米国政府の日本移民制限策であると推測することが許されよう<sup>3)</sup>。

第二の高まりについてはどうであろうか。この部分の前半部である第一および第二小ピーク期の大半は、前述のようにアメリカが占めている。1908年の日米紳士協約において日本人対米移民は停止されたが、(1)領事館発行の在留証明書を持つ再渡航者、(2)在米在留者の父母・妻・未成年の子供、(3)外務省の許可をもつ定住農夫、だけは、移民が許されることになっていた。したがって家族による呼び寄せや一時帰国者の花嫁を連れた再渡航、そしていわゆる「写真花嫁」がアメリカ移民の主力を占めることになった。さらには商業や商業視察といった資格で渡米し、現地で移民資格を取得するケースもあった<sup>4)</sup>。こういった流れのなかで、三重県人のアメリカへの渡航はむしろ増大していくが、1924年のいわゆる「排日移民法」によって日本からの移民流入が完全に禁止されるにおよび、激減していく。

その一方、これに対する代替地として浮上してきたのはブラジルである。ブラジルに対する本格的な移民は日米紳士協定締結の年に開始された。1925年からは日本政府はブラジルへの移民に対する渡航費・および移民会社の取り扱い手数料の全額補助を行うようになり、ブラジル側が日本人移民への規制を本格化する1934年まで、10万人を超える移民がブラジルへ向かうことになった<sup>5)</sup>。三重県においても第三および第四小ピークの時期がそれにあたるのであり、アメリカの分の減少を補うような形で、渡航者数の高まりを維持しているのである。

なお、第一および第二小ピーク期においては、アメリカに次いで「その他」の占める比重が高い。とくにそれが顕著な1913年および1918年について見てみると、1913年についてはフィリピン70人・カナダ17人、1918年についてはフィリピン40人・カナダ32人・ペルー31人、が目立つ

数である。これらの地域も日本人の移民先として著名な所であり、三重県からも相応の移民者が出ていたものと考えることができよう。

以上見てきたように、戦前期における三重県人の最大の渡航先は、直接統計に現れた限りにおいてもアメリカであった。またメキシコやハワイへの渡航もアメリカ移民のためのステップに過ぎなかった可能性を考慮すれば、実際にアメリカへ向かった人々の占める比率はさらに大きくなると考えられる。

## 2 渡航目的から見た特徴

次に、渡航目的別の統計を見てみることにしよう。『別編統計』90-91頁には、「第44表 海外渡航人員一目的別一（明治34～大正8年）」および、「第45表 海外渡航人員一目的別一（大正9～昭和15年）」の2表が掲載されている。これらの表は項目が多様であり、各項目も少数のものが多いため、もう少し集約整理を行う必要がある。そこで以下のような大項目を立て、総括を試みた。

- (1)「農業」・「林業」（第44表のみ）・「漁業」・「商業」・「工業」・「家政補助」は、そのまま独立の項目として残す。「家政補助」については原資料たる県統計書に「夫ノ呼寄セニ係ルモノ」との注記があるとの記述が、91頁上段に見られる。
- (2)「農業視察」・「漁業視察」・「商業視察」・「林業視察」（第45表のみ。以下二つも同じ）・「真珠養殖事業視察」・「実業視察」は、「諸業視察」へまとめる。
- (3)第44表における「石炭坑夫」・「鉄道坑夫」・「日雇」・「裁縫」・「洗濯業」、および、第45表における「鉱業」・「製材業」・「請負業」・「運送業」・「自動車業」・「貿易業」・「花園業」・「庭園業」・「真珠貝採取業」・「裁縫」・「洗濯業」・「旅館業」・「理髪業」・「飲食店」・「印刷業」・「会社雇」・「労働」・「家事使用人」・「医業」、を「他職業種」へまとめる。なお、第44表に比して第45表は項目は大幅に増えているが、91頁上段の記述によれば、第44表における「その他」の項目にかなり多様な職種が含められているようであり、大正9年以降に業種を細分化することで統計の精緻化を図ったものとの考えられる。
- (4)「学術研究」・「医術研究」、および「洋書研究」（第45表のみ）を「研究関係」にまとめる。
- (5)「布教」・「宗教視察」（第44表のみ）を「宗教関係」にまとめる。
- (6)「その他」・「一時旅行」（第45表のみ）を「その他」にまとめる。

以上のような加工を施した結果が、表1である。この表を見てみると、まず目につくのが「農業」の割合の高さであり、統計に表示されたほぼ全時期にわたってこのことは共通である。しかし、よく見るとアメリカ移民が盛んだった時期に比べ、ブラジル移民全盛期の方が絶対数および全体に対する比率がやや高めであるように見える。また、「諸業視察」はアメリカ移民中心の時期の方が明らかに数が多いし、また「家政補助」・「商業」・「工業」についても同様の気配を感じられる。

そこで、さらに集約して「農業」・「漁林業」・「商工業」・「諸業視察」・「家政補助」・「その他」

表1 目的別海外渡航人員数

単位 人

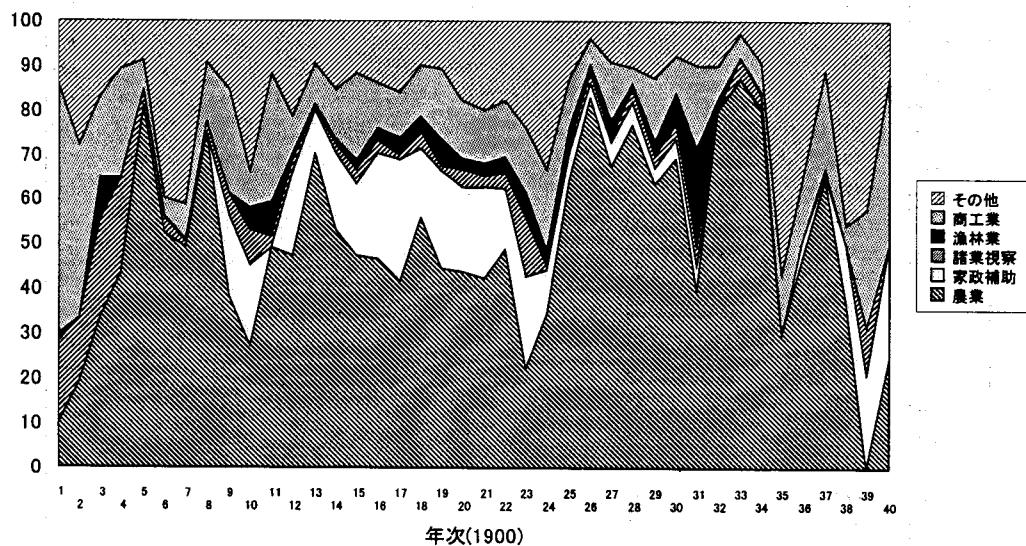
年次	農業	林業	漁業	商業	工業	他業職種	詣業視察	研究關係	宗教關係	家政補助	その他	合計
1901	10		2	10	46	2	18	4			8	100
1902	20			17	23		15	24	3		2	104
1903	41		12	15	7		27	13	2		6	123
1904	96		1	25	29		47	14	2		7	221
1905	212			8	9	2	9	12	1		8	261
1906	457		3	33		269	32	41	3		31	869
1907	228		1	34	2	146	7	29	3		12	462
1908	100			16	2		3	6	2		4	133
1909	15			9		1	2	2	2	7	1	39
1910	17		3	5		2	5	2		11	17	62
1911	55		9	31	1	6	3	7				112
1912	87		3	9	6	15	5	5	2	34	17	183
1913	207	1	1	18	8	14	2	11	3	29		294
1914	152		3	23	9	2	6	6	1	49	34	285
1915	110		5	40	5	5	7	8	3	38	11	232
1916	121	2	5	16	10	5	8	8	3	61	20	259
1917	129		12	26	5	3	3	5	4	84	37	308
1918	214		13	40	3	6	15	5	1	58	26	381
1919	158	3	18	51	5	1	4	4	1	77	31	353
1920	133		8	35	4	48	12	6		58		304
1921	101		7	28		38	6	5	4	48		237
1922	98		7	25		28	7	6		28	2	201
1923	45		11	29		26	27	6		41	16	201
1924	74		8	34	4	45	2	8		21	18	214
1925	142		9	24		19	4	8		13	1	220
1926	275		6	17	1	2	9	2		11	9	332
1927	225		12	40	4	15	4	6		18	9	333
1928	237		4	11		9	10	5	4	15	13	308
1929	148		8	32		20	6	5		9	5	233
1930	145		15	15	2	2	7	4		9	10	209
1931	52		29	1	8	6	3			7	2	131
1932	64	2		6		3			1		4	80
1933	172			10	1		9			1	5	198
1934	114	1		9		3	4	6		1	4	142
1935	9			4		2	3	1			11	30
1936	24			7		1		1		2	16	51
1937	59			15	5	2	1	6		1	2	91
1938	9			1			3			3	8	24
1939				5		1	2	1		4	6	19
1940			2		3					2	1	8
合計	4557	6	218	799	192	751	340	285	45	740	414	8347

の6項目を設定し、これを「100%積上げ面グラフ」として表示することで、各年次における各項目の、全体に対する比率が分かるようにしたのが図2である。これで見ると、農業が全体とし

て高い比率を保ちつつも、ブラジル移民全盛期の1925—1934年の時期に際立って高くなっています。また、ブラジル移民数が激減した1935年には比率を急激に下げ、再び盛り返した1937年にはまた比重を高めている。また、アメリカ移民中心の時期についても、1907年を前後して、最初の高まりの時期においては比較的高いが、1913—1924年の第二の高まりの時期においては相対的にその比重を減らしている。ただ、第二の高まりの時期に二つのピーク（1913年および1918年）があるが、両年ともフィリピンが顕著な高まりを見せた年（前者は294人中の70人、後者は381人中の40人）であり、これとの関係が予想されよう。

図2 渡航目的別の割合

各項目の割合(%)



一方「諸業視察」・「家政補助」はアメリカ移民が盛んであった1913—1924年の時期に比重を高め、その後は急激に比重を落としている。特に「家政補助」は日米紳士協約締結の直後に一度急激に比重を伸ばしたのち急減し、1924年までそれなりの厚みを保っている。また「商工業」についても、前二者ほどではないがアメリカ移民全盛期の方がブラジル移民全盛期に比べて比重が高いという、同様の傾向が見て取れる。

なお、漁林業については1911年および1931年に顕著に比重を高めるという特徴がある。この2ヶ年について渡航先別の統計を見ると、1911年については全体が112人、アメリカが59人に対し、カナダが22人となっており、また1931年については全体が133人、アメリカ33人、ブラジル24人に対し、「蘭領ボルネオ」が27人という数字が出ており、これらの地域への移民送出との関連が予想される。

以上のこと踏まえれば、次のような推測が可能になってくる。すなわち三重県人の海外移民においては、ブラジルへ向かう場合には圧倒的に「農業」の比重が高い。これに対してアメリカへ向かう移民の場合には、1908年までの時期においては農業の比重がブラジル同様に高いの

力へ向かう移民の場合には、1908年までの時期においては農業の比重がブラジル同様に高いのに対し、それ以後の時期は農業の比重は低くなり、代わりに諸種の「視察」や「商業」・「工業」・さらには「家政補助」の比重が高まってくるということである。

その背景としては以下のことが考えられる。すなわち、ブラジルや紳士協定以前のアメリカは日本からの移民を公然と受け入れていた時期であり、したがって「農業」目的の渡航が主流になりました。しかし紳士協定以後のアメリカ移民の場合は「農業」を公然と掲げた移民が困難になり、「視察」・「商業」など様々な資格によって渡米していく者が増えていった。その一方で妻の呼寄せや「写真花嫁」が盛んになった結果、1924年の排日移民法制定に至るまでの時期に「家政補助」が比重を高めた、ということではないだろうか。

### 3 地理的分布からみた特徴

今度は、三重県人のアメリカへの移民を地理的分布の点から概観することにしよう。まず、県内においてアメリカへの移民送出の多かった地域がどこであるか検討する。『三重県史 資料編 近代4 社会・文化』1056頁に、大正13年5月1日現在の「在外三重県人調（所在地別）」が掲

表2 在外三重県人調（所在地別）大正13年5月1日現在

所在地	桑名	員弁	三重	鈴鹿	河芸	安濃	一志	飯南	多気	渡会	阿山	名賀	志摩	北牟婁	南牟婁	津	四日市	宇治山田	計
アジア	86	41	88	23	90	44	56	39	42	72	90	26	73	22	92	90	21	34	1029
男	52	28	53	14	50	24	29	22	30	44	47	17	53	15	23	50	14	14	579
女	34	13	35	9	40	20	27	17	12	28	43	9	20	7	69	40	7	20	450
ヨーロッパ	4	18	3		3			1	2	2				2		3	3		41
男	4	9	3		1			1	2	2				2		3	2		29
女		9			2												1		12
北アメリカ	86	20	346	37	606	21	57	19	15	19	4	5	311	5	135	45	23	7	*1761
男	61	16	217	22	348	10	29	11	8	14	2	5	198	5	93	26	10	4	**1079
女	25	4	129	15	258	11	28	8	7	5	2		113		42	19	13	3	682
南アメリカ	1	30	25	38	23	1	18	3	16	60				24	18	65	1	4	327
男	1	19	13	27	18	1	12	3	7	31				16	6	36	1	3	194
女	11	12	11	5		6		9	29				8	12	29		1		133
アフリカ	3										5								11
男	3										4								10
女											1								1
大洋州	8	5	21	37	27		4	22	6	5	13			24		34	9		215
男	5	2	14	21	17		2	14	4	5	6			21		31	5		147
女	3	3	7	16	10		2	8	2		7			3		3	4		68
合計	183	100	498	138	706	69	79	61	80	158	114	31	434	48	303	148	47	45	3242
男	121	69	306	87	433	36	43	36	50	96	61	22	290	29	206	85	26	21	2017
女	62	31	192	51	273	33	36	25	30	62	53	9	144	19	97	63	21	24	1225

\*原表では1811

\*\*原表では1129

載されている（表2）。統計作成者は、おそらく三重県海外協会であるものと思われる。

この表によると、北米在住者数が三桁に達する地域は三重郡・河芸郡・志摩郡・南牟婁郡ということになる。では郡単位からもうすこし細かく絞り込んでみることにしよう。『発展史』の巻末にはアメリカへ渡航した三重県人の731人分の名簿が、その出身地とともに記載されてい

るが、それを整理したのが表3である。

まず南牟婁郡であるが現在の紀宝町井田地区に集中し、志摩郡においては、現在の志摩町片田地区が顕著な実績を見せている。一方、河芸郡であるが、現河芸町黒田地区がやや目立つものの、圧倒的部分が箕田・堀江・長太・林崎・池田・一ノ宮といった旧河曲郡域、現在の鈴鹿市の海岸部に集中している。そして三重郡は楠町の比重が非常に高くなっている。このようにしてみると、三重県におけるアメリカ移民の

卓越地域は、現鈴鹿市海岸部から楠町にかけての地域<sup>6)</sup>、現志摩町片田地区、紀宝町井田地区であると言うことができよう。

今度は、受入国の側における移民の地理的分布をみてみよう。

『発展史』には、1940年時点、および1964年時点における在米県人の住所が記載されている。それを整理したのが表4および表5である。

1940年時点での住所を1964年時

表3 地区別北米渡航者数

南牟婁郡		員弁郡	鈴鹿市	林崎町	8	
御浜町	阿田和	7 大安町	3	南林崎町	6	
	その他	3 石加村	1	上箕田町	19	
紀宝町	井田	22 東員村	3	中箕田町	7	
	その他	4 員弁町	1	下箕田町	20	
鵜殿村		1 四日市市 内部	8	南堀江町	6	
北牟婁郡			富田	9	南長太町	12
海山町			河原田町	4	北長太町	51
熊野市			塩浜	8	池田町	33
志摩郡			羽津	6	中若松町	10
志摩町	和具	21	その他	17	西条町	6
	片田	141 三重郡			竹野町	6
	その他	9 茂野町	3	河田町	9	
浜島町		3 川越町	2	野辺町	6	
磯部町		5 楠町	47	須賀町	6	
大王町		4 津市	16	矢橋町	11	
阿児町		2 一志郡		一ノ宮町	18	
鳥羽市		9 香良洲町	7	その他	45	
安芸郡		久居町	2			
河芸町	黒田	17 三雲村	1			
	その他	4 白山町	1			
豊里村		2 阿山郡				
龜山市		3 伊賀町	2			
桑名郡		松阪市	4			
長島町		13 飯南郡				
木曽岬村		5 飯南町	1			
多度町		2 多気郡				
桑名市		5 明和町	2			
		多気町	3			
		伊勢市	10	総計	731	

表4 1964年時点における在米三重県人の住所

California	294	Colorad	7
Los Angels	133	Illinois	2
Oxnard	29	New Jersey	1
Thermal	6	New York	4
Torrance	14	Utah	6
Riverside	9		
Chula Vista	10		
Gardena	13		
Anaheim	6		
Long Beach	5		
Monterey Park	6		
San Fransisco	2		
その他	61	合計	314

(『発展史』第3章をもとに、筆者が作成)

表5 1940年時点における県出身者の住所

California	238	Washington	1
Los Angels	74		
Terminal Island	38	Nevad	1
Monterey	7		
Gardena	7	Arizona	4
Venice	6		
Calexico	6	Utah	8
Torrance	4		
San Francisco	4	Colorado	1
Thermal	3		
Oxnard	1	Texas	1
その他	88		
		総計	254

1.9%、全体のうちのロサンゼルス在住者は29.1%であるのに対し、1964年時点においては前者が45.2%、後者が42.3%となっている。

(2) カリフォルニア州内において、ロサンゼルスを除外すれば、1940年と1964年において、集中度の高い土地が大きく異なっている。例えば1940年時点でかなり高い集中度を示したTerminal Islandは1964年時点では登場せず、逆に1940年時点では極めて少数の者しかいないOxnardは、1964年時点ではかなり高い集中度を示している。

こういった相違が生じた背景には、太平洋戦争中の日本人移民・日系市民に対する強制収容による離散と、戦後のロサンゼルスへの再移動があるのでないかと思われるが、詳細は今後の検討課題としたい。

#### 4 県人アメリカ移民の実情——片田出身者を例に

##### (1) 移民の経歴

アメリカへわたった日本人移民たちは様々な困難や日米開戦・強制収容といった事態を乗り越えつつ、社会的上昇を図っていった。もちろん三重県出身者も例外ではない。ここでは『発展史』第3章に掲載されている県人たちのプロフィールのなかから、片田出身者のそれを抜粋し、実例として提示することにする。

○ 浜野保雄

1892年生まれ。

家業の商業は不振であり、ロス在住の弟（奥野文七）と相談の末、1923年に兄弟合資で煎餅製造元を開業。

同種他店の併合、輸入会社に投資、中華料理店を開店。

戦後はロスで煎餅製造を継続。最新煎餅製造機を日本から輸入し、大量生産開始。

点のそれと比較すると、いくつかの特徴が浮かび上がってくる。まず、両者の共通点として、カリフォルニア州、なかんずくロサンゼルスへの集中度が高いという点がある。これは当時の在米日本人・日系人一般について言えることである。

また、両者の相違点としては、以下の二つがあげられよう。

(1) 1940年時点のほうがロサンゼルスへの集中度が相対的に低くなっている。1940年においては、カリフォルニア州在住者のうちロサンゼルスに住んでいる者の割合は3

米国の日本ブームに乗って業績は好調。

○ 奥野林五郎

1899年生まれ。

1930年商業視察資格で渡米。サンフランシスコ3年滞在の後、ロスへ行き、貿易商に勤務。

ホテル経営を開始するも、開戦と収容により放棄。サンタアニタ収容所からアーカンソーのほうへ移動。

戦後はコロラド州デンバーにおいて浜野保雄とともに「塩あられ」の製造販売。

その後ロスへ移動し、庭園業を開業。

○ 杉本宗吉

1894年生まれ。

富尾百貨店総支配人をへて、1916年貿易商を志して渡米し、サンフランシスコへ上陸。

農園・果樹園にて就労し、資金蓄積。1934年、ロスにおいて野菜市場を開設するも、経営不振で中止。

戦時中はマンザナ転住所にて共同組合を組織し、総支配人へ。

戦後はニューヨークにて味噌麹製造所を経営。その後真珠貿易商へ。

○ 山本宗栄

1900年生まれ。

1923年、商業視察資格で渡米。

ロスで三年間就労、シカゴでレストラン経営の後、1930年ターミナルアイランドにて、入港船舶への食品納入業を開始。戦時中はアリゾナ州ヒラ転住所へ。

戦後もサンペドロ、ウィルミントンにて同業継続。

○ 浜野亀次郎

1898年生まれ。

1923年、東京警視庁巡査に就任するも、兄文七、保雄の呼びかけで渡米を決意。

1928年、商業視察の資格で入国。兄らの店舗で就労。その後1936年独立。

戦時中はアーカンソー州のローア転住所へ。

戦後はコロラド州にて兄弟共同で店舗を開店。

1948年ロスへ帰り、日本菓子店を開店。

○ 奥野大助

1906年生まれ。

1923年渡米 ハリウッドにてレストラン経営。

戦時中は強制立ち退きにより、グラナダキャンプへ。

戦後、デンバーにてレストラン経営。

○ 竹内茂藏

1899年生まれ。茂三郎次男。

1918年、父の呼び寄せにより渡米、サンペドロで缶詰会社に勤務。

戦後はロングビーチにて庭園業に従事。

○ 竹内茂三郎

1876年生まれ。

1904年、渡米。野菜耕作・鉄道工夫などを経てサンペドロで漁師。

○ 浜野宗太郎

1918年、シアトル経由でサンフランシスコに上陸し、ロスでレモン会社に就労。

奥野俊平氏経営の40エーカー農園の共同者となり、トマト耕作に従事。

戦争開始前に帰国。

○ 浜野宗一郎

宗太郎子息。

1923年、父の呼び寄せで渡米。手伝う傍ら勉学。父帰国後、生花栽培へ。

戦時中はハートマウンテンへ。

○ 山本永作

小学校卒業後、魚の行商。

徴兵検査不合格により発憤し、北米移民を志す。

1907年、パンクーバー到着。山林労働に従事。

同年12月にサンフランシスコへ。当初レストランで皿洗い。その後農園耕作の有利さを知って、サクラメントへ移動。

1912年サンタバーバラへ移動し、果実栽培会社の農園耕作に従事。1917年、サンペドロにて漁夫になったが、1920年、大工見習いへ転じ、各種建築請負を行う。1936年に帰国。

○ 山本逸雄

永作の長男。1901年生まれ。

早稲田大学実業学校卒業後、1911年に父の呼び寄せで渡米し、橋本金物店で勤務。

1923年、一時帰国して結婚、再渡米。

1930年、肉屋開業。

戦後はロス日本人街にて井田長夫氏とともにマーケットを開業。

○ 奥野文七

1895年生まれ（旧姓浜野）

1915年、商業視察の資格で渡米。

1923年、兄と共同で煎餅店を開業。ついで餅菓子店を開く。

戦時中はアーカンソー州ローラ転住所へ。

戦後はニューヨークにて菓子製造販売へ。

○ 竹内房一

奥野 信（文七妻）の実弟。ロサンゼルス在住。

文七の事業を後継。

○ 山本宗祐

1897年生まれ。

1818年、商業視察の資格で渡米。永住権獲得。

魚商、貿易商を営む。開戦時にはユタ州デンバーへ自主立ち退きし、漬物業経営。

戦後ロスへもどり、味噌醤油製造業・卸売業を経営。

○ 井田伊作

1906年生まれ。

自由渡航資格を入手し、1929年に渡米。サンペドロで漁師をする。その後漁船を購入し船主となるも、

開戦によりミゾラ抑留所へ収容。戦後サンペドロで再び船主として漁業に従事。

1960年にホテルを購入し、経営。

○ 竹内吉之助

1891年生まれ。

1906年、ハワイ移民として渡航し、サンフランシスコへ上陸。

学生生活数年間ののち、在米邦字新聞記者に。

1919年、新世界新聞の記者となり、25年には日本電報通信社の支局を開設。

1936年、日米新聞社編集長。

ユタ州キャンプでは週刊紙編集。

戦後はデンバーへ来て日本書店、美術雑貨販売を行う。

○ 竹内長助

1895年生まれる。

1924年、父金太郎の呼び寄せにより渡米。

父が従事していた漁業を助け、サンペドロへ落ち着く。

戦時中は、ノースダコタへ抑留。後にマンザナ転住所へ。

戦後はロスにて庭園業に従事。

### ○ 的場与左衛門

1891年生まれ。

1928年、非移民の資格で渡米。渡米後、移民資格への切り替えに成功。

漁業および農業に従事。開戦時はサンペドロで漁師をやっていた。

戦時中はニューメキシコのロスベリに転住。戦後はロスへ帰る。

このように列挙してみると、渡米後の片田出身者たちが、実に多様な職業をこなし、また頻繁に移動していたことがわかる。また父親や兄弟による呼び寄せ移住、渡米後の資格変更、といった記載が目立つが、これは1964年に刊行された文献であるから、手記を寄稿したのはほとんどが19世紀の終わりか20世紀の初めに生まれた人だということになり、したがって渡米時期も日米紳士協約以降が大半を占めることになるからであろう<sup>7)</sup>。

## (2) 連鎖移民の検証

上で見たように、海外移民は同族・同郷といった繋がりを軸にして展開されることが少なくない。先行した者が家族や親族・同郷者を呼び寄せ、呼び寄せられたものが同様のことを行う。かくして移民の連鎖が形成されていくのであるが、このようななかたちで移民が展開されると、同族・同郷の者たちが、移民先でも同一の地域に居住し、労働するというケースが多くなってくる。三重県人のアメリカ移民においてはどうであるのか、『発展史』に掲載されたデータをもとにして、志摩町片田地区出身者を例として検討することにしよう。

### ① 同郷者の集中

前出の「昭和15年（1940年）在米県人名簿」には254人の名前と住所が掲載されているが、そのうち165人については、『発展史』に掲載された他の名簿などから出身地の推定が可能である。このうち片田出身者と考えられる者は45人である。この45人の分布を見ると次のようになる。

なお、最後のOgden以外はカリフォルニア州内である。

Los Angels	6	Gardena	2
Hawthorne	1	Torrance	3
Terminal Island	24	East Whittier	2
Stanton	2	Santa Maria	1

Monterey	2	Ogden (Utah)	1
Campbell	1		

一見して明らかなように、『発展史』記載のデータによるかぎり、片田地区出身者はTerminal Islandに対して顕著な集中を見せてている<sup>8)</sup>。ここから片田地区出身者における集住傾向の一例を見出すことは十分に可能であるものと思われる。

## ② 同姓者の比率

移民における家族・親族の繋がりの存在を考えるうえでの、一つの手がかりは、移民者における同姓の者の比率を検討することである。片田出身者の場合はどうであるか、『発展史』に片田出身であると明記されている者154名<sup>9)</sup>について複数名が持つ姓と、その人数を見てみると、以下のようになる。

池田	2	奥村	17	浜野	12
井田	3	城山	4	林	3
大石	10	竹内	24	平賀	16
岡本	4	中西	4	山際	3
奥野	9	浜口	18	山本	10

このうち最も人数の多い4姓だけで75名であり、全体のほぼ半分を占める。このことから、アメリカへ移民した片田出身者のなかに、同じ家族・親族に属する者たちの集団が相当に多かったことが予想される。

## おわりに

「はじめに」においても述べたが、本稿はあくまで本格的な研究のための準備作業の所産であり、確定的な結論を出しうるようなものではない。よって、今後の研究課題を提示することをもって跋文に代えたい。

(1) 先にも述べたように、渡航先別統計と目的別統計における、各年次の総計は常に同一である。したがって、これらの統計は一つの原資料をもつはずであり、これにあたれば渡航先と目的とがクロスした年次別統計が作成できるはずである。それを行えば、本稿で行った推測の検証と、さらなる細かな分析が可能になるであろう。

(2) 県内に三つほど確認できたアメリカへの移民卓越地域について検討を行うこと。鈴鹿市・楠町の場合は先行研究が予想するような、移民会社の存在から説明することも可能であろうが、片田地域の場合(表3)が示すように、志摩地方そして先島半島といった狭い地域のなかで、さらにある村落だけが突出するという非常に興味深い現象が生じたのであり、その背景について具体的に検証していく必要があろう。

(3) また表2によると、南アメリカへの移民が多い地域として、南牟婁郡とならんで度会郡が浮上しており、河芸・志摩・三重といった諸郡を上回っている。ブラジル移民が全盛期を迎える直前の時期であるだけに、母数が少なすぎるという問題はあるが、ブラジル移民の卓越地域が、アメリカへのそれとは別個に存在するということを予感させるデータではある。この問題についても検討していく必要がある。

(4) 本年一月、筆者は片田地域を訪れて一住民から話を聞く機会をもった。現在でも在米片田出身者の子孫との間で交流があり、手紙の交換や故郷訪問なども行われているようであるが、このような移民子孫と母村との繋がりの実態についても調査すべきであろう。また、筆者はその時にアメリカへの「密航者」の話を聞くことになったが、このような移民についてのさまざまな伝承の発掘や、さらにはそのような歴史を持つことが地区住民の生活や思想にどのような影響を与えているのか、といった問題も、研究課題として軽視できないものと思われる。

## 注

- 1) 『三重県史 統計編』87頁。ただし原表には渡航先別の合計数は記載されていないため、筆者が年毎の数値をもとに集計した。
- 2) ハワイ・メキシコからの転住については、鈴木謙二、『日本人出稼ぎ移民』、平凡社、1992年、第8章を参照のこと。本書の中で鈴木氏は「メキシコ移民の特色の一つは、その大半がアメリカに転住したと見られていることである。」(206頁)と述べている。  
なお、『発展史』101頁には、この時期にメキシコへ渡った後アメリカへ転住した、楠町出身の中川春景氏の手記が掲載されている。氏は「北米渡航の志願者は誰でも入国許可されるというわけにはいかなかった。仕方なくメキシコに契約移民として渡り、それからアメリカへ転向することに決めた。」と述べている。
- 3) 1906年の高まりの構成要素として無視できないのが、この年ペルーへ渡航した者であり、その数は91人に達している。ただ、これもこの年だけの突出的な数字であり、その前後は無、あるいは一桁台の数字が続き、1917~1919年の三年間だけ20・30代の数字を記録している。この背景に何があるのかは今のところ不明である。
- 4) これらの具体的な事例については、『三重県人北米発展史』第三章「活躍する在米県人」に多数が紹介されている。なお、この文献については筆者が『地研通信』、三重短期大学地域問題総合調査研究室、第59号、にて紹介を行った。
- 5) 鈴木謙二氏によれば、1908年から1941年までのブラジル移民の数は188,985人であり、うち1926年から1935年までの移民数が132,225人である。鈴木前掲書、168頁。
- 6) 福田徹氏は、現鈴鹿市域海岸部から楠町にかけての地域がアメリカ移民の卓越地域になったことについて、神戸地区にあった移民会社の存在が大きかったのではないかと推測している。同氏著「北米移民に関する地理的考察—三重県における出移民の空間的分布を中心として」、『社会科学研究年報』、龍谷大学社会科学研究所、12号別冊、1982年3月を参照のこと。
- 7) 列挙されている人々のうち、浜野宗太郎、山本永作、竹内茂三郎の3名は、その子息の手記に紹介されている経歴を引用したものである。
- 8) 逆の面から見てみると、このTerminal Islandに住所を持つものはこの名簿に38人記載されており、そのうち出身地の推定が可能なものは34名である。本文にあるようにうち24名が片田出身者であると考えられるが、残り10人のうち実に7人が紀宝町井田地区の出身者で占められている。残りの3人は片田と同じ志摩町内の和具地区と志摩郡の浜島町、そして海山町である。この面からみると、もちろん井田地区出身者のケースから同郷者集住傾向の存在を感じ取ることもできるが、このTerminal Islandが日本人中心の漁業集落であったことを考えると、これらの人々の出身地域がすべて海岸部であるということも興味深い。
- 9) 『発展史』第3章および巻末「附録史」所収の「北米移民渡航者名簿」から作成した。ただし、第3章において夫婦の名が列記されているものについては、妻の方は原則として数に入れていない。その

理由は第3章に掲載されている移民のプロフィールはほとんどが夫側の記述で占められ、妻の旧姓や出身地について記されているケースはほとんど存在せず、したがって妻がどこの出身か確認することが出来ないからである。ただ片田出身であると明記されている場合には、妻も数に加えている。逆に少數であるが夫の側が他所から養子や婿に来たといった記述がある場合には、夫の方を人数から除外している。



# 三重県伊賀地域における明治前期の人口構造

茂木陽一

## はじめに

本稿の目的は、1880（明治13）年から1890年に至る明治前期の10年余の期間における、伊賀地方の男女別・年齢別人口構造の特徴について分析することである。

わが国の幕末から明治前期にかけては、人口構造に於いて激しい変動があったと考えられる一方、それを明らかにするデータの収集や処理が困難な時期でもある。データ自体が作成されなかつたのではなく、短期間に集計の方法や集計の単位が大きく変わったため、統一的な処理ができにくいという資料批判上の困難と、作成されたデータを保存する機関が頻繁な改廃を経たために生じた資料保存上の困難とがその理由である。

本稿は、たまたま三重県庁に保存されていた明治前期の伊賀地方を中心とする戸口関係資料の性格を明らかにする作業を通じて、最初に述べた課題に接近するとともに、利用可能な人口データを確保することを通じて今後の資料発掘の指針を得たいとも考えている。

明治前期の戸口関係資料を時系列的に利用しようとすると、年齢階級区分の食い違いと、資料が作成される行政単位の変更によって大なる困難が生じる。

前者に関していえば、政府の規定自体、年齢階級を5歳で区切ったり、7歳で区切ったり、15歳で区切ったりと一貫性のない方式で集計を命じていることに象徴されるが、種々の統計データの作成を地方官衙に命じてくる中央省庁相互にも必ずしも統一がとれていないということも大きな原因である。

後者に関していえば、そもそも壬申戸籍作成のための基礎単位であった戸籍区と戸長が、廢藩置県後の地方行政機構の再編成の中で様々な地方的偏差をもって改編されてきたことに、その困難さが象徴されている。

本稿では、三重県庁に残存する戸口関係資料を利用する通じて、資料批判のベースを得たいと考えている。特に、阿添山田郡役所によって作成された「戸籍ニ係ル分明治十五年統計表」・「戸籍ニ係ル分明治十六年 統計表」という資料に着目して、この性格を明らかにすることを軸にして、1880年から1890年に至る戸口関係資料による時系列データを作成していきたい。

以下明らかにするように、上記の資料は三重県統計書編製に関連して作成・保存されたものなのだが、三重県史編纂室所蔵資料には戸籍表系列の資料と統計書系列の資料の二系統の資料群が存在する。本来作成目的の違う両系列の資料を比較対照して時系列データを作成しなければならないので、前提として資料批判を行う必要が生じてくるのである。

以下の行論では、最初に、現在三重県史編纂室が所蔵している伊賀地方を含む戸口関係資料のリストアップを行う。次に、それら資料が作成されることになった背景を中心および三重県の布令布達から跡づける。その上で、伊賀地方の年齢別人口構造に関する時系列データを作成し、それによる人口構造の特徴を分析していきたい。また、連続したデータではなく部分的なものであるが、作成したデータには派生的に利用できるいくつかの重要な情報が含まれている。本稿では、の中でも伊賀地域の地域的特性を示すものとして、有配偶率と平均結婚年齢に関するデータを87年について示し、その特徴を分析し、もって今回行った集計作業の意義を確認していきたい。

## 1. 三重県所蔵戸口関係資料について

### (1) 三重県史編纂室所蔵戸口関係資料リスト

三重県に

表1 三重県所蔵明治前期戸口関係資料一覧

関連する戸  
口資料につ  
いては、19  
89年刊行の  
『三重県史  
別編 統  
計』<sup>1)</sup>の編  
纂課程で中  
央省庁保存  
のものも含  
めて網羅的  
に収集さ  
れ、現在そ  
の成果を利  
用すること  
ができるよ  
うになって  
いる。特  
に、三重県  
統計書の悉  
皆収集・整  
理とそのデ

資料番号	ラベル番号	調査年月	簿冊表紙	原資料表題
①	30141	151231	戸籍二係ル分十五年統計表 阿 拝山田郡役所	戸籍二係ル分 十五年統計表 阿拝山田 郡役所
②	30132	160101	戸籍諸表 二号 阿拝山田郡	明治十六年戸籍表 自第一号至第三号
③	30141	161231	戸籍二係ル分十五年統計表 阿 拝山田郡役所	戸籍二係ル分 十六年統計表 阿拝山田 郡役所
④	30132	170101	戸籍諸表 二号 阿拝山田郡	明治十七年一月一日調 戸籍諸表 阿拝 山田郡
⑤	30132	180101	戸籍諸表 二号 阿拝山田郡	自明治十六年至明治十八年一月一日調 戸籍諸表 阿拝山田郡
⑥	30139	190101	戸籍表 阿拝山田郡	明治一九年一月一日調 戸籍表 阿拝山 田郡
⑦	30136	191231	戸籍表 阿拝山田郡役所	明治二十年調 戸籍表 阿拝山田郡
⑧	30133	201231	戸籍表材料 阿拝山田郡	明治二十年十二月現在 明治廿一年調 戸籍表材料 阿拝山田郡
⑨	30136	201231	戸籍表 阿拝山田郡役所	明治二十一年調 戸籍表 阿拝山田郡
⑩	L92	201231	明治二十年戸籍表	明治二十年十二月末調 戸籍表 第一部 第一課
⑪	30137	211231	戸籍表材料	明治二十一年十二月三十一日現在 戸籍 表材料 阿拝山田郡役所
⑫	30138	211231	戸籍表 六号阿拝山田郡役所	明治二十一年十二月現在 戸籍表 阿拝 山田郡役所
⑬	30130	221231	戸籍表 庶務部戸籍戸籍表	明治二十二年末 戸籍表 第一部庶務課
⑭	L100	201231	明治二十三年 戸口表	明治二十三年末 戸口表 内務部第三課
⑮	L101	231231	明治二十三年末本籍人族別表	明治二十三年末 本籍人族別表 内務部 第三課
⑯	L102	231231	明治二十三年末本籍出産死亡婚 姻表	明治二十三年 本籍出産死亡婚姻表 内 務部第三課
⑰	L103	231231	明治二十三年末就除籍入籍及失踪表	明治二十三年末 就除籍入籍及失踪表 内務部第三課
⑱	L104	231231	明治二十三年末人口出入表	明治二十三年末 人口出入表 内務部第 三課
⑲	L105	231231	明治二十三年末本籍人生年別表	明治二十三年末 本籍人生年別表
A	30140	149999	戸籍諸達類編冊	明治十四年ヨリ同二十年マテ 戸籍諸達類 編冊 第一部庶務課戸籍掛
B	30143	159999	統計表関係議按	明治十五年 統計表関係議按 庶務課史 誌掛
C	30131	180199	戸籍面訂正ニ係ル諸編 三重県	明治十八年一月起同十九年ニ統ク 戸籍 面訂正ニ係ル諸編 三重県兵事課
D	30134	199999	戸籍管内往復	明治十九二十年 戸籍管内往復 第一部 庶務課
E	30135	219999	戸籍関係書類	明治二十一年戸籍関係書類 第一部庶務 課戸籍掛
F	30142	219999	統計関係例規編	明治廿一年起廿四年迄 統計関係例規編 第一部庶務課

ータを基軸に統計編が編纂されたことは、同書の特色になっており、樋田清砂氏の解説である「概説 三重県の近代統計事業」<sup>2)</sup>および巻末に掲載された関係資料とを併せ見ることで同書の利用価値を高めている。

しかし、作成時期や対象地域が限定的であったため同書に直接採録されなかった三重県史編纂室所蔵資料の中にも本稿の当面の関心対象である明治前期の伊賀地域についての戸口関係資料がかなりな程度残存している。

表1は、それらの残存資料の一覧である。資料番号①から⑯までが、戸口関係の集計を含むもので、資料番号A「戸籍諸達類編冊」以下は、統計書や戸籍作成に関わる伺・指令などの書類綴りである<sup>3)</sup>。ラベル番号とあるのは、三重県が資料簿冊に対して付したラベルの番号で30141としたのは3-1-41の意味である。また、L101のようにしが付されているのは、三重県立図書館に架蔵されていた県庁文書が三重県史編纂室へ移管されたものである。資料②、④、⑤のようにラベル番号が同一のものは原資料が何点か一括して編綴されて表紙を付されているものである。

資料①～⑨、⑪、⑫は阿拝山田郡役所の作成になるもので<sup>4)</sup>、それ以外は三重県庁内の戸籍担当部局である第一部第一課－内務部庶務課の作成である<sup>5)</sup>。県庁資料の中に阿拝山田郡役所作成の資料が入っているのは1924（大正15）年の郡役所廃止の際に郡役所文書が県庁に引き上げられたことによるのではないかとも思われるが、他郡役所の同種資料がないことの事情はよくわからない<sup>6)</sup>。

## （2）統計表関係資料

表1に示した資料のうち、もっとも古いものは1882年12月31日現在の調査である「戸籍二係ル分 十五年統計表 阿拝山田郡役所」である。この資料①と資料③は上述のように三重県統計表作成のために県庁が各郡役所に作成・提出させたものであるが、県庁に提出された正本なのか郡役所に残された副本なのかは不明である。ただ、原資料中計算の合わない箇所に朱筆で加除訂正が行われている。ここからすると阿拝山田郡役所から県に提出された正本を県庁の戸籍掛がチェックしたものではないかと思われる。

原資料に記載されているデータは阿拝郡と山田郡とが別々に記載されており、1)郡ノ戸数  
2)市邑ノ戸数 3)島嶼ノ戸数 4)郡ノ人員 5)市邑ノ現住人員 6)島嶼ノ現住人員 7)人員ノ籍別  
8)現住人員ノ職業別 9)戸主家族ノ人員 10)人員ノ年齢別 11)現住夫婦ノ数 12)現住  
結婚離婚ノ人員 13)現住結婚者ノ年齢別 14)現住離婚者ノ配偶年間 15)現住出生ノ人員  
16)現住公私出生ノ人員 17)現住出生人員ノ月別 18)現住死亡ノ人員 19)現住死亡者ノ年齢  
別 20)現住死者ノ類別 21)現住死者ノ月別 22)出入寄留ノ現在人員 23)一周年間出入  
ノ人員 24)棄児ノ月別 25)在留外国人ノ本国別 26)明治十五年社寺ノ寄付 27)著名ノ社寺  
仏堂 28)阿拝郡十五年度町村会連合会ノ議員 29)阿拝郡十四年度協議費支出 30)阿拝郡十四  
年度水利土功会決議支出収入 の30項目からなりたっている。この30項目について、阿拝郡は

3)・6)・24)・25)の、山田郡は2)・3)・5)・6)・24)・25)の記載がない。

これらのデータのうち 10)人員ノ年齢別 は毎歳別・男女別・現住本籍別に人数を集計している。また 12)現住結婚者ノ年齢別 は夫の年齢を20歳未満から60歳以上の7階級に、妻の年齢を15歳未満から50歳以上の7階級に区分した上で結婚した夫婦の年齢のクロス集計を行っている。したがって、阿拝郡でこの年に結婚した659組の夫婦のうち76組が夫25～29歳で妻が20～24歳の組み合わせでもっとも多いということが判明する。また、19)現住死亡者ノ年齢別 は毎歳別の男女別死亡者数が記されており、各歳の死亡率を出すことができる。このようにこの資料は非常に貴重なデータを提供してくれるものであるが、現在のところ阿拝山田郡役所によって作成された2年分しか確認できていない。

この2点は「統計表」と表現されており、他の資料が戸籍表・戸口表等の表題を持っていることと比較してわかるように、他とは系統の異なるものである。他の資料が大蔵省戸籍寮一内務省戸籍局によって編製が指示された戸籍統計表関係資料であるのに対し、資料①、③は三重県によって作成された三重県統計表・統計書の関係資料である。明治10年分から14年分まで作成された三重県統計表、および明治15年分以降作成された三重県統計書との資料との関係については、複雑な事情があるので次節で検討する。

### (3) 戸籍表関係資料

#### ①阿拝山田郡役所作成資料

資料②は「明治十六年戸籍表 自第一号至第三号」と表題されており、阿拝郡と山田郡それについての戸籍表第一号から第三号の集計表の綴りである。

戸籍表第一号は郡内の町村毎に族籍別・男女別・戸主家族別入数表の部分と七年未満・七年以上・十五年以上・廿年以上・三十年以上・四十年以上・五十年以上・八十年以上の8階級による年齢別・男女別入数表部分、男女別出生死亡数、新立廃毀現戸別戸数とから構成されている。調査時点は明治16年1月1日となっている。この資料は阿拝郡内の個別町村のデータがわかること、特に上野町内は中町・東町などの個別の町毎に戸籍表に集計されているので、明治2(1869)年と明治4年の宗旨改帳とをつなげて比較することのできる貴重なデータになっている。宗旨改帳では武士や士分格の町役人は記載されないから、この資料に出てくる町別の士族・平民別入数データは維新时期の上野町の士族層の入数比率を推定する根拠になる<sup>7)</sup>。

第二号は寄留表であり官員・神道教導職・農・工・商などの職業毎に男女別・族籍別・戸主家族別・管内管外別の寄留入数表になっている。第三号は職業別・男女別・族籍別・戸主家族別入数表の部分と、年齢別・病変死別・族籍別・男女別死亡者数表の部分、それに神社・寺院等の数を書き出す別廉調の部分から構成されている。この時、死亡者の年齢区分は戸籍表の年齢階級のうち、50歳以上の部分が10歳刻みで100歳以上までの階級に区分されている。

資料④、⑤、⑥は同じく戸籍表集計の1884(明治17)年・1885年・1886年の1月1日調の分であるが、資料②とは大幅に書式が異なっている。資料②の第一号部分がそれぞれ族籍別・男

女別・戸主家族別人数表である第一「人口及戸数」と5年末満から100年以上の5歳階級区分による年齢別・男女別人数部分である第二「年齢」に分かれ、資料②の第二号・第三号部分は、第三「前一周年出生死亡及就籍除籍及結婚離婚」、第四「出寄留送籍逃亡失踪及復帰転去」、第五「入寄留入籍及復帰」となって、全体として5表構成に変わっている。これは1883年に内務省達乙第43号によって戸籍表式が改定されたことにより、それに示された雛形に準拠した改正を行った結果である。しかしながら、阿辻山田郡内・上野町内の各町村別のデータが示されているのは共通しており、さらに年齢階級区分が5歳階級別とより詳細になったことで人口構造の分析上非常に有用なデータになっている。しかしながら、1883年が7年末満・7年以上で階級区分していることとのズレが生じることになったのが大きな問題である。

資料⑦、⑧、⑫も戸籍表であり資料⑥に続くものであるが、調査時点がそれまでの1月1日から変更されて1886年・1887年・1888年の12月31日となっている。以降の戸籍表式は全て年末時点の調査になる。また、書式も大きく変更されている。第一「戸口表」は、郡内町村毎の男女別本籍人数と現住戸数の集計にとどまっている。第二「人口出入表」は、阿辻山田郡内の外国行・管内外出入寄留・入営・逃亡失踪別の人数集計表である。第三「本籍人族別表」は族籍別・男女別・戸主家族別人数表である。最も変わったのが第四「本籍生年別人口表」であり、これは各町村別ではなく阿辻山田両郡を合計した、生年別・男女別・有無配偶別の本籍人数の集計である。それまでに比べると配偶者の有無を含む点で重要な情報を提供してくれる。86年5月の内務省令第3号によって本籍生年別人口表の作成に際して有無配偶別を入れることが布達されたことに伴う書式変更である。第五「本籍出生死亡及婚姻表」、第六「市街及島嶼現住人出生死亡表」、第七「就除籍送入籍及逃亡表」と続く。第八「耕作及捕魚採藻業戸数」は新たに加えられたもので農漁業の兼業状況・自小作別等を調査するものであるが、資料⑧ではこれは削除されている。また、1888年の資料⑫からは「人口出入表」が第五にまわり、第二が「本籍生年別人口表」となるが、男女別・生年別人数のみで有無配偶別は集計されていない。以下、第三「本籍人族別表」、第五「人口出入表」、第六「就除籍送入籍及失踪表」、第七「本籍出産死亡婚姻表」という構成になっており、第四は記載されていない。

資料⑧、⑪の「戸籍表材料」はそれぞれ資料⑨と⑫の戸籍表のベースとなった集計ではほぼ同じ構成になっているが、戸籍表の方が本籍生年別人口表について阿辻郡・山田郡を合計した数値になっているのに対して、郡別の集計を行っている点が異なっている。

## ②三重県作成資料

資料⑩「明治二十年十二月末調 戸籍表 第一部第一課」、資料⑬「明治二十二年末 戸籍表 第一部庶務課」、資料⑭「明治二十三年末 戸口表 内務部第三課」～資料⑯「明治二十三年末 本籍人生年別表」は、各郡役所からの集計表提出を受けて県庁内の戸籍担当部局で纏めて内務省に提出したものとなる資料である。

資料⑩「明治二十年十二月末調 戸籍表 第一部第一課」は1887年12月31日現在の調査であ

るが、その構成についてみると、第一「戸口表」は県内全郡・全町村の男女別本籍人数と現住戸数の集計表である。第二「人口出入表」は県内各郡の出入別人数集計、第三「本籍人族別表」は同じく各郡毎の族籍別・戸主家族棄児別・男女別人数集計、第四「本籍生年別人口表」は県内各郡について生年別・男女別・有無配偶別の人数集計である。第五「本籍出生死亡及婚姻表」、第六「市街及島嶼現住人出生死亡表」は桑名・四日市・津・松坂・山田・上野についての集計である。第七「就除籍送入籍及逃亡失踪表」も県内各郡別の集計である。

これらの集計は、県内の各郡別市街別に行われているので、三重県内の地域的特質を分析する上で非常に有用なものであるが、特に第四「本籍生年別人口表」は非常に貴重なものである。すでに、1886年12月31日現在の日本全府県・全郡区の同一データの集計である「明治十九年十二月三十一日調 日本国民籍戸口表」は翻刻されており<sup>8)</sup>、同資料を使った全国的な有配偶率や平均結婚年齢の推計分析も行われている。ところが、各府県別に集計したのはこの86年12月のみであり、翌年からは全国集計のみになっている。

この「本籍生年別人口表」は、86年12月のデータを、三重県に限られるが、さらに翌年についても郡別データとしても示すものであり、全国的にこの種資料が発掘されれば速水氏の分析をさらに精緻なものにしていくことが可能である。

資料⑬「明治二十二年末 戸籍表 第一部庶務課」も、資料⑩と同種の資料であるが、88年10月、内務省訓令第20号により本籍生年別人口表の書式が改定されたことに伴い、有無配偶別の集計がなくなっている。また、この年市制町村制が施行され、三重県内では津が市制を施行したために安濃郡から独立して津市役所として集計単位になっている。その他では、「本籍出生死亡及婚姻表」が「本籍出産死亡婚姻表」と改名して第七表に移った以外は同一である。

資料⑭から⑯は資料⑫と⑬で一冊に纏められていたものを分冊に編綴したものであるが、この資料の最大のメリットは県内の全郡市のみならず全町村毎の集計になっていることである。この点で、⑪、⑬によって得られる県内の地域的特性についての情報をより精緻なレベルで得ることができるし、伊賀地域についていえば阿挾郡・山田郡・上野町に関して82年、83年のデータと比較検討する可能性を提供してくれるものである。しかしながら、この集計データは1890年12月31日現在であるため、単位となっている各町村は89年の町村合併によって誕生した新町村である。それゆえ比較対照するためには旧町村との継続関係に留意した上で検討作業を行う必要がある。

#### (4) 伊賀地域を中心とした年齢別戸口関係資料の所在状況

以上、現在確認できた三重県史編纂室に保管されている三重県庁文書中の明治前期戸口関係資料の性格を検討してみた。集計表を中心としたそれらの原資料は1882（明治15）年12月31日現在から88年12月31日現在にかけての阿挾山田郡役所作成の資料群と87年12月31日から90年12月31日にかけての三重県庶務課作成の資料群とから成り立ち、後者は前者をもとに作成されて内務省へ提出報告され、「日本全国戸口表」・「日本帝国民籍戸口表」の作成材料になるもの

表2 年齢別男女別人口構成関係資料一覧(明治6年～明治23年)

年次	資料名	年齢区分	全国	三重県	都市	町村	備考	出典
明治8	明治八年全国男女年齢職業區別	A	○	○			伊勢伊賀志摩紀伊	集成別3
9	明治九年全国男女年齢職業區別	A	○	○			伊勢伊賀志摩紀伊	集成別3
10	明治十年三重県統計表	B		○				
11	明治十一年三重県統計表	B		○				
12	明治十二年三重県統計表	B		○				
13	明治十三年一月一日調 日本全国人口表	C	○	○	○		全郡	集成1
13	明治十三年三重県統計表	C		○				
14	明治十四年一月一日調 日本全国人口表	C	○	○	○		全郡	集成1
14	明治十四年三重県統計表	B		○				
15	明治十五年一月一日調 日本全国戸口表	C	○	○	○		全郡	集成1
15	資料①	E			○		阿山	3-1-41
15	三重県明治十五年統計書	D		○				
16	資料③	E			○		阿山	3-1-41
16	資料②	D			○	○	阿山	3-1-32
16	明治十六年一月一日調 日本全国戸口表	C	○	○	○		全郡	集成1
16	明治十六年 三重県統計書	なし		○				
17	資料④	D			○	○	阿山	3-1-32
17	明治十七年一月一日調 日本全国戸口表	D	○	○				集成1
	明治十七年三重県統計書	D		○				
18	資料⑤	D			○	○	阿山	3-1-32
18	明治十八年一月一日調 日本全国戸口表	D	○	○				集成1
	明治十八年三重県統計書	D		○				
19	資料⑥	D			○	○	阿山	3-1-39
19	明治十九年三重県統計書	D			○			
19	明治十九年一月一日調 日本全国民籍戸口表	D	○	○				集成2
19	明治十九年十二月三十一日 日本帝国民籍戸口表	E	○	○				集成2
20	資料⑦	E			○		阿山	3-1-36
20	資料⑧	E			○		阿山	3-1-33
20	資料⑩	E		○	○		全郡	L92
	明治二十年三重県統計書	D		○				
20	明治二十年十二月三十一日調 日本帝国民籍戸口表	E	○					集成2
21	資料⑨	E			○		阿山	3-1-36
21	資料⑪	E			○		阿山	3-1-37
21	資料⑫	E			○		阿山	3-1-38
21	明治二十一年三重県統計書	E		○				
21	明治二十一年十二月三十一日調 日本帝国民籍戸口表	E	○					集成2
22	資料⑬	E		○	○		全郡	3-1-30
22	明治二十二年三重県統計書	E		○				
22	明治二十二年十二月三十一日調 日本帝国民籍戸口表	E	○					集成3
23	資料⑭	E		○	○	○	全町村	L105
23	明治二十三年三重県統計書	E		○				
23	明治二十三年十二月三十一日調 日本帝国民籍戸口表	E	○					集成3

であることが判明した。これらの資料群が残存していることにより、三重県伊賀地方についてはかなりな程度連続した年齢階級別の戸口関係データを整備することが可能であると思われる。

いま、内務省によって作成された全国資料も含めて三重県伊賀地方を中心とする年齢階級別が判明する戸口集計を整理してみると、表2のような一覧表を得ることができる。

この表は、男女別人数構成において何らかの年齢階級別の集計になっているものを、三重県全体についての集計が得られるものも含めて一覧にしたものである。三重県の集計が得られるものとして、全国資料である「日本全国人口表」や「日本帝国民籍戸口表」も含めてあつかった。また、三重県統計表・統計書は全て三重県史編纂室所蔵のものを参照した。出典欄の集成1とあるのは『国勢調査以前 日本人口統計集成』1を、集成別3とあるのは同じく別巻3を略記したものである。表中○印はその項目のデータがあることを示している。これを見ると三重県全体の集計については1877（明治10）年以降の三重県統計表・統計書によって逐年追うことができる。それに対して、郡別の動向については、阿拝郡山田郡については80年以降についてほぼ連年拾うことができるが、それ以外については、いずれにしても限定された年次しか集計を得ることはできない。

また、それぞれの年次について年齢階級の切り方がまちまちである。表中年齢区分欄にAとあるのは、年齢階級の区切りが14歳以下・15歳以上・21歳以上・40歳以上・60歳以上・80歳以上の6階級区分、Bは15年末満・15年以上・40年以上・80年以上の4階級、Cは7年末満・7年以上・20年以上・50年以上・80年以上の5階級、Dは5歳未満から100歳以上の5歳階級、Eは0歳～100歳以上の各歳階級である。このように明治前期の年齢別人口表の年齢階級の区切り方はおおむね五つの型があり、年を追ってA型・B型→C型→D型→E型の順に変化していく。B型は、三重県統計表の年齢区分であり、A型の女性の年齢区分を踏襲しているから、A型の変形と見ることができる。

戸籍表関係書式の準則・雛形・提出期限などは、基本的に大蔵省・内務省による令達→それを受けた三重県の達・訓令→郡役所・戸長役場による命令受領という順で伝達される。実際の戸籍表作成は、この逆に戸長役場での集計表作成作業→郡役所への提出・郡役所での製表作業→県庁庶務課への提出・庶務課での管内戸籍表の編製→内務省戸籍局・戸籍課への提出→全国戸口表の作成刊行という形で行われる。この系統上ではルーティン化された戸籍表作成作業以外の戸口関係資料が作成されたり、各レベルで独自な資料が作成されるということは基本的にはなかったと思われる。

ただ、戸長役場→郡役所→県庁→内務省という報告・提出のルートで各レベルはそれぞれ下のレベルから提出された集計データを自己の管内限りで纏めて上級レベルへ伝達することになっていたから郡役所作成の戸籍表は郡内各町村のものを、県庁作成の戸籍表は県内各都市のものを含むのであるが、場合によっては二級以下の管域まで含むこともあった。また、戸籍表とは異なる系列でE型の資料①や③がB・C型と同一年次の集計を残していることもある。これらのことから年齢区分の区切りの違いをある程度埋めて連続したデータを得る可能性が生まれてくる。本稿では、第3節において阿拝・山田郡の年齢別・男女別人口集計について1880年から1890年についての集計データを作成して一定の分析を行っていく。

## 2. 三重県戸口資料成立の背景

本節では、前節に見たいいくつかの系統の戸口関係資料とその書式の差違が生じた事情を、中央省庁の布達類と三重県庁の諸達類から検証していく。その際、年齢階級の区切りがいかなる根拠に基づいてなされたのかということと、集計を作成する単位が内務省・三重県・郡役所といった各レベルでどのように設定されていたのかということの2点に特に留意して経過を追っていきたい。

### (1) 戸籍表関係書式の変遷

#### ①戸籍法と15歳区分（71年4月4日～）

表3は1871年の戸籍法制定から1890年までの戸籍表関係の内務省・三重県の布令布達を一覧したものである。これによれば、次のような経過が判明する。

戸籍表について最初の式・雛形を定めたのは明治4（1871）年公布の戸籍法であった。同法では「第一号区内戸籍表式」において、区内男を14以下・15以上・21以上・40以上・60以上

表3-① 戸籍表関係布令布達一覧(明治4年～15年)

西暦	布達番号	表題	発信	宛先	内容
710404	太政官布告第一七〇号	戸籍法布告			戸籍法中、戸籍表作成につき年齢区分(男14歳未満・15歳～・21歳～・40歳～・60歳～・80歳～、女14歳未満・15歳～・40歳～・80歳～)
711010	大蔵省達	職分表改正	大蔵省	府県	職分表雛形を改正し、学術的部を設ける。
720113	太政官達第四号	戸籍法改正	太政官	府県	戸籍法改正につき、戸籍総計書式中人員総計の年齢区分は従前通り。某府県戸籍表雛形中の人員員の年齢区分も同様。
760114	地第三号	戸籍統計及職分管内寄留統計廉々訂正	県令	区戸長	戸籍統計と職分管内寄留統計の書式の訂正。1/31期限で大区毎の取纏めを指示。人員総計は15歳未満・15歳以上・21歳以上・40歳以上・60歳以上・80歳以上で区分。
770205	太政官達第二〇号	戸籍表差出不及	太政官	使藩府県	戸籍調査については規則制定まで製表差出に不及。但し、従前戸長役場で取扱の戸籍の増減加除についての戸籍事務自体は続けること。
770213	地甲第二五号	管内戸籍統計編製の停止	県令	区戸長	内務省より管内戸籍製表提出停止の達により、各区戸長から県庁へ提出してきた戸籍統計編製も停止する。但し、戸籍事務取扱は従来通り。
770224	地甲第二九号	入寄留者の原籍姓名調査報告	県令	区戸長	他府県より入寄留者の原籍姓名を取調、大区毎に纏めて提出すること。
780118	地甲第三号	戸籍統計取調書差出	県令	区戸長	昨年地甲第25号で廃止した管内戸籍統計について、再度1/1現在で調査し、明治9年地第三号書式で1/15期限で大区毎に取纏め提出すること。
780228	地乙第七号	戸籍取調達中改正	県令	南区戸長	7/1/18の地甲第三号書式中、僧尼の項目取消につき関連項目の訂正を指令。
791218	乙第二七一号	戸籍統計表取纏方	県令	郡役所戸長役場	M11地甲第三号の管内戸籍統計については、13年より各町村戸長から郡役所へ提出し、郡役所で集計表に調整して2/25期限で県庁に申達すること。
791218	戸籍局長照会	戸籍表入用につき照会	戸籍局長	府県長官・開拓使・小笠原出張	戸籍表を13/1/1現在で雛形に従い、13/3/31期限で提出すること。雛形は「何府県明治十三年一月一日調戸籍表」とあり、年齢区分は7年未満・7年以上・20年以上・50年以上・80年以上の5階級。
791227	乙第二七九号	戸籍表調製	県令	郡役所	乙第271号達に調書雛形を追加する。郡単位で「一月一日調戸籍表」を作成。戸籍別・戸主家族別・男女別人数、年齢別・男女別人数、生死寄留别人数。年齢別は7年未満・7年以上・20年以上・50年以上・80年以上の5階級。
800203	乙第一九号	町村人口調	県令	郡役所戸長役場	名古屋裁判所安濃津支厅よりの照会につき、各郡町村数・人口数を町村戸長より郡役所に報告し、郡役所より纏めて2/25迄に県庁へ提出のこと。
820426	乙第八七号	戸籍統計表戸戸敷計算方	県令	郡役所	戸籍表中戸敷計算方法二付戸籍局長の回答。戸籍番号を付した住居は住民の有無に問わらず戸数に参入。同居別世帯でも門戸を別にしない場合は一戸と見る。寺院の本堂・社務所は本籍地としない。物置などには戸籍番号を付けない。
820714	乙第一三四号	毎年一月調戸籍表編製方改正	県令	郡役所	戸籍表改正につき、16年分よりそれに準拠して調整・提出を命じる。第一号表は町村別・族籍別・男女別・戸主家族別・年齢別人数、町村別出生死亡数・戸数。年齢区分は、7年未満・7年以上・15年以上・20年以上・30年以上・40年以上・50年以上・80年以上の8階級。第二号表は職業別・管内外別・族籍別・男女別・戸主家族別寄留人数。第三号表は族籍別・男女別・戸主家族別・職業別・男女別・病歿死別・年齢別死亡者数。年齢区分は人數の区分に60年以上・70年以上・90年以上・100年以上を加えた12階級。
820824	乙第一六五号	戸籍統計表改正二付 従前/達廢止	県令	戸長役場	戸籍統計表改正を郡役所に達するに付、従前の達は全て廃止を通達。

・80以上の6階級、即ち前掲表2のA型に区分集計することを定めており（女は21以上と60以上のない4階級であった）、各府藩県管内で作成する第五号「某府藩県戸籍表ノ一」でも同様の年齢区分を探っている。廃藩置県後の明治5（1872）年1月に布達された太政官達第4号でも、この年齢区分を踏襲することが定められている。しかし、現在のところ、この戸籍法や太政官達に対応する三重県側の布令布達は確認できていない。いずれも廃藩置県を挟む時期の達なので旧府藩県が受令したまま具体的な実施に移されなかつた可能性が高い。

三重県布達の戸籍表関係の初見は1876年1月14日の地第三号において戸籍総計と職分管内外寄留総計書式の訂正の布達で、この際の年齢区分はA型で戸籍法のそれと同一である。この時提出された戸籍総計は78年3月に刊行された明治九年分日本全国戸籍表の編纂材料になったと思われる。ところが太政官は、77年2月に戸籍表の製表を当分中止すると宣言したため、それを受けて三重県でも同月13日に、各区戸長から県庁へ提出してきた戸籍総計についても提出に及ばずとの布達をすることになる。政府による戸籍表作成刊行事業も日本全国戸籍表という形では76年で終了しており、77、78年については76年分に生死数を加除することで戸口表を作成したにとどまっていた。

表3-② 戸籍表関係布令布達一覧（明治16年～23年）

西暦	布達番号	表題	発信	宛先	内容
831107	内務省達 乙第四三 号	戸籍表式改正	内務省	府県	戸籍表式雑形を改正、17/1/1現在で、17/3/31限提出を命じる。第二表「年齢」が割り別・男女別・年齢別入数表（年齢は5年末満・5年～…100年～・年齢不詳の五歳階級）。
831124	乙第二〇 〇号	戸籍表式改正	県令代 理	郡役所・ 戸長役場	15/07の乙第134号達により、戸籍表改正のところ、内務省よりの達につき戸籍表式を改正。17年から1月1日現在で取調、戸長役場から1/31限郡役所へ、郡役所から一表に調整して2月限り県庁へ提出のこと。 ①族籍別・戸主家族別・男女別入数②男女別・年齢別入数（年齢は5年末満・5年～…100年以上・年齢不詳の21階級）③前一周年男女別・出生死亡就除籍・結婚離婚入数④男女別出寄留送籍失跡及復籍転居入数表⑤男女別入寄留入籍及復籍入数表
831208	乙第二〇 六号	戸籍表調整例	県令代 理	郡役所・ 戸長役場	乙第200号達の改正戸籍表式につき、「戸籍表調整例」(8項目)を布達する。①戸数取調の基準②第一～第三表は本籍人員③結婚離婚は入数ではなく件数④無籍在監は監獄署所在地戸長の取調
841212	乙号外	戸籍表式／儀諭達	県令	郡役所・ 戸長役場	16/11乙第200号達の戸籍表式改正に基づき、(前年第一表の人口)-(当年第三表死亡・除籍人+当年第四表管内外送籍人)+(当年第三表出生・就籍人+第五表管内外入籍人)=(当年第一表人口)であることを正確を期すこと。
850119	乙第一号	戸籍表調整例中改 正	県令	郡役所・ 戸長役場	16/12乙第206号「戸籍表調整例」第七項を改正(寄留・送籍の理解について)
860506	内務省令 第三号	戸籍表式改正	内務省	北海道 府・県	戸籍表式を改正し、第一「戸口表」第二「人口出入表」第三「本籍人族別表」第四「本籍生年別人口表」第五「本籍出生死亡及婚姻表」第六「市街及島嶼現住人出生死亡表」第七「就除籍送入籍及死亡失踪表」を19/12/31現在の調査で20/3/31限り提出。第八「耕作及捕魚採漁業戸数表」は六年間隔での提出を命じる。第四表は生年別・有無配偶別・男女別入数表である。
861019	訓令第一 二三号	戸籍表差出方ニ付 心得方	県知事 代理	郡役所・ 戸長役場	内務省令第三号戸籍表式改正につき、戸長役場は1/20限郡役所へ提出のこと。郡役所は2/20限り県庁へ提出のこと。ただし、戸籍表式中第一表は毎町村別により製表すること。
881009	内務省訓 令第二〇 号	内務報告例制定	内務省	府県 憲兵本 部・集治 監・仮留 監	内務報告例を制定する。①第八表 戸口表②第九表(以下同断) 入口出入表③本籍人族別表④本籍生年別人口表⑤本籍出生死亡婚姻表⑥市街現住人出生死亡表⑦就除籍送入籍及失踪表⑧某監獄署在監有籍者ノ府県別及無籍者ノ年齢⑨耕作及捕魚採漁業戸数表。生年別人口表は生年別・男女別だが郡区別ではなく管内合計のみ。戸口表は郡区市街別だが生年別はない。
881201	訓令第一 二三号	戸籍表及棄児表式 更正	県知事 代理	郡役所・ 戸長役場	21/05内務省令第3号により戸籍表式改正につき、戸長役場は1/20限り、郡役所は2/20限り提出すること。改正戸籍表式第一表は毎町村別に製表すること。
900823	内務省訓 令第二〇 号	内務報告例改定	内務省	府県 憲兵本 部・集治 監・仮留 監	①第一表「各都市町村別戸口表」②第二表「各都市町村別人口出入表」③第三表「本籍人族別表」④第四表「本籍生年別人口表」⑤第五表「本籍生年別死亡婚姻表」⑥第六表「就除籍送入籍及失踪表」⑦第七表「現住人出生死亡表」⑧第八表「某監獄署在監有籍者ノ府県別及無籍者ノ年齢」第一表「耕作及捕魚採漁業戸数表」につき改定。第一表は生年別・男女別で21/10/09と同じ。
901121	訓令甲第 九八号	戸籍表様式改正			

三重県においては1878年1月、地甲第3号をもって管内戸籍総計の編製作業を復活させることとし、76年の書式で大区毎に取纏めて県庁へ提出することを命じた。さらに、79年12月18日には乙第271号達で各町村戸長から郡役所、郡役所から県庁への提出期限を設定した。これは、同年に三新法が施行され、それまでの小区戸長－大区区長－県庁という行政機構が廃止されたことに伴う措置であった。

### ②内務省戸籍局長照会と7歳区分（79年12月18日～）

この三重県乙第271号達が出された同日に、内務省戸籍局長照会という形で各府県長官に対して、80年1月1日現在での戸籍表を作成して80年3月末日までの提出が命じられた。この際の戸籍表雛形の年齢区分は7年未満・7年以上・20年以上・50年以上・80年以上の5階級のC型であり、戸籍法以来のA型からの変更を伴うものであった。三重県は79年12月27日、乙第279号達により、先の271号達にこの書式・雛形を加えて郡単位で戸籍表を作成することを指示した。この時の戸籍表をもとに全国集計されたのが80年1月1日調の「日本全国人口表」で、そこでは各郡別に男女の年齢別人数が集計されている。この「日本全国人口表」の年齢区分はしたがってC型になっている。この内務省戸籍局長照会が事前の準備に基づいてなされたのかどうかは判然としないが、三重県が79年12月に管内戸籍集計を再開したのは、県独自の判断に基づくものだったと考えて良いだろう。というのは、12月18日の乙第271号達においても集計はA型で行うよう指示しており、同日付けの戸籍局長照会が到着した後の12月27日にB型への変更を管内に指示しているからである。

次に戸籍表書式に大きな改正が加えられたのは82年7月14日である。三重県は乙第134号で改正戸籍表に準拠して83年分より調整・提出することを命じているが、この際の年齢区分は7年未満・7年以上・15年以上・20年以上・30年以上・40年以上・50年以上・80年以上の8階級であり、C型ともD型とも異なる独自な年齢区分であった。しかし、明治16年分の「日本全国戸口表」はC型の年齢区分を踏襲しており、他にこの8階級区分の集計は確認できない。この時の表式改正についての内務省側の布達類が確認できていないので、あるいは、三重県独自の判断で行った改正である可能性もある。この書式に基づいて集計された戸籍表としては資料②の「明治十六年戸籍表　自一号至三号」が確認できる。これは阿挾郡・山田郡の分しか残されていないが、乙第134号に規定された書式に従い年齢区分が行われている。

### ③内務省乙第43号達と5歳階級区分（83年11月7日～）

しかし、この年齢区分は83年11月7日の内務省乙第43号達とそれを受けた11月24日の三重県乙第200号達によってあっさり修正されてしまう。これによれば、84年分から新書式での戸籍表作成提出が命じられており、ここでは5歳未満・5歳以上から100歳以上までの5歳階級、即ちD型での集計が求められている。したがって、三重県で集計した83年分の書式は一年限りで終わってしまったのである。このD型で作成された戸籍表は資料④、⑤、⑥として84, 85, 86年分が阿挾・山田郡分について残されている。

#### ④内務省令第3号と毎歳区分（86年5月6日～）

資料⑦、⑨として確認してある87,88年分の戸籍表は、前三ヶ年とは異なる書式になっている。前述したとおり、その最大の特徴は各町村別の年齢区分がなくなったのと並んで郡内の年齢区分に有配偶・無配偶の別が組み合わされたことである。この変更は86年5月6日の内務省令第3号によって行われた。戸籍表式の改正を行うと共に、調査時点をそれまでの1月1日から前年12月31日に変更し、年齢区分も生年別を導入した。これは何歳から何歳という年齢階級で区分するのではなく、出生年別に出生人数を集計するというものであった。形式からいえば毎歳の年齢区分であるからE型が導入されたということになる。この集計に基づいて作成されたのが「明治十九年十二月三十一日調 日本国民籍戸口表」と「明治二十年十二月三十一日調日本国民籍戸口表」である。前者においては各府県毎の生年別・配偶有無別・男女別人数表が掲載されているのに対して、後者においてはそれが全国集計のみになっているという変化が見られる。しかし、それぞれの基礎集計である郡役所提出の戸籍表は同一の書式であるから、明治十九年分の民籍戸口表中の府県別・年齢別・有無配偶別人数表の部分が膨大になったことから刊行上の都合で変更したものであり、書式自体の変化ではなかった。しかも三重県分について注目したいのは、この時の戸籍表作成方式で作られたのが上述の阿拝山田郡役所分のみならず資料⑩の三重県作成の戸籍表としても残っていることである。前節で紹介したとおり三重県管内の郡別に男女別・生年別・有無配偶別人数表が残っているためこの時点での配偶率に関わる県内各地域の状況の比較分析が可能になるのである。

集計方式の変化は、88年10月9日の内務省訓令第20号による内務報告例の制定と、それを受け出された同年12月1日の三重県訓令第123号によって規定された。これにより、男女別・年齢別・有無配偶別の人数集計はなくなり本籍生年別人口表は男女別のみになった。これによって作成された各郡提出の戸籍表が資料⑫「明治二十一年十二月現在 戸籍表 阿拝山田郡役所」であり、また、各郡役所からの提出を受けて作成された三重県管内分の戸籍表が89,90年分の資料⑬と資料⑭～⑯の戸籍表である。

#### （2）三重県統計表・統計書の書式の変遷

以上の戸籍表書式の変遷に対して、三重県において戸口関係資料が作成されたもう一つの系統である統計表・統計書における戸口関係集計の変遷についても跡づけてみよう。以下、主として『三重県史 別編 統計』中の「概説 三重県の近代統計事業」の記述によって、三重県の統計書編纂事業の中で戸口関係資料の集計方式がどのように変化していったのかを概観してみたい。

##### ①三重県物数表から三重県統計表へ

政府は、1871年7月に太政官正院に政表課を設置し統計の整備に乗り出した。72年4月には正院地誌課政表掛から辛未政表が刊行され、73年5月には財務課政表掛から壬申政表が、74年

11月には第五科正表掛から明治六年日本政表、77年2月には調査局政表掛から明治七年日本政表が刊行されている<sup>10)</sup>。

これに対して、三重県は73年8月に各課に調査掛を置き、75年9月には庶務課に史誌掛が置かれて諸統計の統括を行うこととされた。このもとで、73年7月以降に「三重県物数表」が刊行され、同年には度会県でも「度会県一覧表」刊行された。

その他に74年中の数値を載せた『三重県治一覧概表』、『度会県一覧表』、76年12月31日現在の調査で77年9月に刊行された『三重県治概表』がある<sup>11)</sup>。しかし、これらの統計表に記載されている管内人数はいずれも合計数で、年齢区分はしていない。

『三重県物数表』には戸口関係資料として伊勢・伊賀の国別の戸数・男女別人口・管内外別寄留人数、族籍別男女別人口などが集計されている<sup>12)</sup>。『三重県治一覧概表』は記載項目も飛躍的に増加したが、戸口関係では『物数表』と共に通するものに夫婦数・男女別出生死亡数、廢疾・棄児・脱籍・懲役・囚獄別人口が付け加わり、その他に職分として職業別の人数集計が加わっている<sup>13)</sup>。『三重県治概表』では、戸口欄が設けられているが戸数人員部分の記載項目はむしろ減っている<sup>14)</sup>。

76年10月23日、大蔵省は各府県に対して府県統計表の雛形として「地方統計表書式並解」を通達した<sup>15)</sup>。これは、非常に詳細な統計書式であったが、内務省の抗議にあってすぐに撤回された。しかし、基本となる統計表書式がなかったため、この詳細な雛形は各県の採用するところとなった。

三重県も78年9月に「明治一〇年三重県統計表」を刊行したが、これはこの大蔵省の「地方統計表書式」に準拠していた。三重県は以降、83年9月刊行の「明治一四年三重県統計表」まで、「統計表」の書式で県統計を作成していった。

これに対して、82年内務省は統計課を設置し、84年9月には「府県統計書様式」を制定した。これは、284項目の統計内容から成る詳細なものであり、これによって大蔵省が設定した書式の一掃をはかったのである。85年6月、三重県はこの「統計書様式」に準拠した「明治一五年三重県統計書」を刊行し、以後、毎年三重県統計書を編製刊行していく。

以上の経過から明らかのように、明治6年分から明治9年分までの県統計は簡略で不統一なものであったが、明治10年分（1878年刊行）から14年分（1883年刊行）については大蔵省の「地方統計表書式」に準拠した統計表が、明治15年分（1885年刊行）以降は内務省の「統計書様式」に準拠した統計書が編製刊行されているということになる。それでは、この統計表と統計書との間にはどのような異同があるのであろうか。

## ②大蔵省統計表書式と三重県統計表

「統計表書式」は人口関係統計表として第12表「都邑」、36表「戸籍」、37表「人口」、38表「存死年別」、39表「死亡区別」、40表「変死年別」、42表「婚姻」、43表「産児」、44表「業別」、45表「有業年別」を挙げている。そしてこれらの統計表について次のような「解」

を付している。

.....

#### 第四章 戸籍人口

三十六 戸籍 戸籍は其本貫寄留<他より>を分て其族別と祿の有無を開列す。平民有地とは田宅ある者、無田とは宅ありて田なき者を云くもし其身宅地無しと雖も田野を所有する者は有地とす。終わりに全年の廃絶戸新立戸各幾戸なるを分かち挙ぐ。

.....

雇役する男女に従て区分する者は耕牧<農業牧畜を営する者>・製造<工人を雇役して物品を製造する者を云>・運輸<大小の舟船車馬等を以て運輸漕軌に従事する者を云>・収息<質屋金貸の類、金子を放債して利息を収むる者>・有祿<賜給の祿金ありて座食する者>の六類を分て之を統括分記しあもし収息家にして運搬を兼、製造家にして貿易を兼るが如きは其収利の多き方に就て之を類別す>、其雇役する男女<其家内に寄留して使役に供する男女の数を云。他より通勤するも専ら其家の資給を受けて活計を立る者は皆此数に入る>の多少に従て其戸数を分等列載すべし。他の管下の民にして管内に寄留し、又は派出開店して業を営する者あらば遺さず之を記入すべし。

人民の貧富に従て区別する者は其所有の動産不動産を合算し、其多少に従て各戸数を区分列載すべし。戸主に非ずして殊に土地財産を有する者あれば、別に一表を作り、其男女を分て此例に倣て記入すべし。

三十七 人口 本籍寄留を二大別し、華士民の三類を分け、共に先つ本年十二月係籍の人員を合計し<又は他管に寄留し、洋行・現時入獄・失踪等の者もすべて本籍に貫する人民は一切之を計上す>、次に本年中<一月より十二月に至>移動する増減を合計す。八十除籍とは行衛知れざる老人の八十年に満るを以て除籍する者を云うなり。

三十八 存死年別 本籍寄留を論ぜずすべて管下に在留する人員に就いて初歳より満一年以上其年齢に従て男女の存生死を分別し、終わりに生存の男女と死亡の総計を挙ぐ。而して此生存男女の数は即ち本年十二月係籍<本籍寄留>男女の合数と異ならざるものとす<本年中他に送籍する者の生死はあぐるに及ばず>。

三十九 死亡区分 前の死亡数中に就いて<即ち本年一月より十二月に至る死人の数>病死<衛生の部に挙る所の病死の数と合すべし>・変死<下の変死年別合計と合すべし>・遭災死<下の遭災死亡男女の数と全て合すべし>・戦死<下の兵役科中先史と合すべし>・獄死刑死<下の刑獄の部に列する獄死刑死は他の管内の者を合算するを以て又自ら此数と異なり>の六種を分算す。

四十 変死年別 被殺と自死とを大別し、其類を分て之を列記す。凶器とは刀剣又は菜刀・銃砲等を以て殺死する者、毒は毒を食して死する者、殴は互に殴撃して死に至る者、誤とは誤殺にかかる者、過とは過って刀を踏み、火に焼るの類を云うなり<水火災にかかり、及び凶年餓死の如きは遭災死中にに入るを以て此に算せず>。

四十二 婚姻 本籍寄留を論ぜず<以下四款皆同じ>、年十三以上、年別に従い未嫁娶及び正配ある者、独居者<といったん嫁娶して後ち離別或は夫或は妻死亡する者を云>の現数を挙げ<即ち又十二月の現計なり>、其全年の婚嫁離別共に初再の別を記列す。

四十三 産児 華士族平民を分け、正庶私<正は妻、庶は妾の生産男女の児。私は野合の子女を云なり>、父母同年と父長母少、母長父少とに従て之を記別し、又胎死の数を列す<男女正庶私を分たず>。

四十四 業別 同じく華士民を類別して其職業ある者を挙列す<無業及び老廢者はあぐるに及ばず>。其士官の部には勅奏判任等外の官吏を始めとし、凡そ官事に従て給料ある者を併せ挙げ農工商雇人弟子共に其身の業とする所の多きに従て之を一類に歸し、授業師生徒はすべて学業を教習する者単に雇人とするは炊薪使役に供する者を算し、遊伎は俳優・娼妓・芸妓等の類を記入す。

四十五 有業年別 前の業ある者に就て二十歳以上の男女を年齢に従て算計す。

(総務庁統計局図書館所蔵『大蔵省達全書 明治九年下』。原文のカタカナをひらがなに改め、適宜句読点を付した。<>内は原文の割り注部分である。)

見るとおり、非常に詳細な内容を持っているが、それではこれに準拠して作られた77年の三重県統計表との間にはどのような異同があるのだろうか。

表4は地方統計表書式と三重県統計表の戸口関係項目を対照したものである。これによつてみると三重県統計表の方では基本的な項目は拾っているが、内容的にかなり縮小されていることがわかる。人口関係では、特に婚姻に関する部分が簡略化されている。年齢階級についてみると両方とも必ずしも統一されているわけではないが、おおむね統計表書式の方が5歳階級か10歳階級で構成されているのに対して、三重県統計表の方が大まかであり、管内人口の年齢別では15歳未満・15歳以上・40歳以上・80歳以上の4階級しか設定していない。この点では、79年2月に戸籍局長照会の形で戸籍表離形の年齢区分が変更されたことに対応して、若干の変更があった。管内の年齢別・男女別人数で年齢階級の切り方が、7年未満・7年以上・20年以上・50年以上・80年以上の5階級になったのである<sup>16)</sup>。このことは統計表の年齢区分が戸籍表の規定に準じていることを示している。

以上のように、大蔵省の書式に比べると三重県統計表は簡略化されているが、それでもそれ

表4 大蔵省統計表書式・三重県統計表対照表

大蔵省統計表書式			三重県統計表(明治12年)		
項目	計表	備考	項目	計表	備考
戸籍	族籍別・有祿無祿別・土地所有別・本籍寄留別戸数	族籍別は華族・士族・平民	戸数	本籍・寄留別戸数	
	所有地等級別戸数・耕地宅地山野面積	所有地等級は3反未満～150町以上の16等級			
	職業別・雇役人數別戸数	職業は耕牧・製造・運輸・売買・収息・有祿			
	財産所有等級別戸数	等級は100円未満～100万円以上の19階級			
人口	族籍別・男女別・係籍状況別・本籍人數	係籍状況は正籍・出寄留・洋行・入獄・失踪	人口	族籍別・男女別・戸主家族別人數	
	族籍別・男女別・増減別・本籍人數	増減別は生死・入送籍・八十除籍		寄留	男女別・戸主家族別・職業別出寄留人數
	族籍別・男女別・係籍状況別・寄留人數	係籍状況は在籍・入獄・失踪		人口	男女別出生死亡・棄児・廃疾・脱籍・囚獄・懲役数
	族籍別・男女別・増減別・寄留人數	増減別は生死・入送籍・八十除籍	寄留	男女別・戸主家族別・職業別入寄留人數	
存死年別	族籍別・存死別・男女別・年齢階級別別人數	年齢階級は初歳・満1年～110年以上の28階級	人口	族籍別・男女別・年齢階級別人數	年齢階級は14年11月以下・満15年以上・40年以上・80年以上の四階級
死亡区別	族籍別・男女別・死因別死亡數	死因別は病死・変死・戦死・遭災死・獄死・刑死	死亡区別	族籍別・男女別・死因別・年齢階級別死亡數	年齢階級は15年未満～100年以上の10階級
変死年別	年齢別・男女別・原因別変死者数	年齢は五歳階級、原因の内容について解を参照	変死区別	年齢別・男女別・原因別変死者数	年齢は上に同じ。原因是自殺被殺別・手段別。
婚姻	年齢別・未既婚別人數	年齢は13歳・20歳～100歳の10歳階級、未既婚については解参照	人口	男女別夫婦数	
	年齢別・結婚離婚種別・男女別	年齢は上に同じ。結婚種別は結婚離婚の初度・再度・三度以上			
産児	族籍別・正庶別・正死産別・父母年齢差別産児数	父母年齢差は0歳・2歳・5歳・7歳・10歳の5階級			
業別	族籍別・男女別・職業別人數	職業は仕官・兵隊・農・工・商・授業師・医師・代言人・生徒・雇人・漁漁・僧尼・遊伎	職別	男女別・職業別人數	
有業年別	有業期間別・男女別人數	有業期間は20年以上～80年以上の7階級			

出典:『大蔵省達全書 明治九年下』(総務庁統計局図書館)、『明治一二年三重県統計表』(三重県府蔵)

以前の三重県一覧表に比べると遙かに詳細であり、年齢階級の取り方に問題はあるが年齢別構成が一定程度明らかになるなどの点で戸籍表と連続させることができないと思われる。ただ、統計表自体は三重県管内の集計であり、郡区別の集計を示していないので、それを得るためにこの統計表作成の原資料になった各大小区扱所<sup>17)</sup>の資料が必要になるが、今のところはそ

表5 政表・統計書関係三重県布令布達一覧(～明治23年)

西暦	布達番号	表題	発信	宛先	内容
821016	乙第一九 六号	統計材料取調	県令	戸長役場	統計材料入用二付、14年12/31現在の調査で11/5期限で郡役所へ提出のこと。戸長役場人員・月給・族籍、町村会議員・有権者数、町村協議費収入・支出明細。
821016	乙第一九 七号	統計材料取調	県令	郡役所	統計材料入用二付、戸長役場提出材料と共に11/10期限で県庁へ提出すること。郡町村吏族籍別人員・本籍別人員、県会町村会被選者・有権者、町村協議費収入・支出明細。
830127	乙第九号	共武政表取調差出二 不及件	県令	郡役所・戸長役場	徴差事務条例布達につき共武政表関係の取調は明治16年分から停止。
830723	乙第一二 四号	統計表編纂二付材料 取調	県令	郡役所・戸長役場	統計材料入用二付、統計表式書・製表解釈を布達し、1/31限り提出を命じる。①郡・町村戸数②市呂戸数③郡町村現住本籍別・男女別人口数④市邑男女別現住人員⑤島嶼男女別現住人員⑥族籍別・現住本籍別⑦職業別現住人数⑧現住本籍別・男女別人口数⑨戸主家族別人口数⑩現住本籍別・男女別人口数⑪現住夫婦数⑫現住結婚離婚数⑬現住結婚者男女年齢階級別相関表(男20歳未満～60歳以上7階級、女15歳未満～50歳以上7階級)⑭配偶期間別現住離婚者数⑮男女別現住出生数⑯公私別出生数⑰月別現住出生数⑱男女別現住死亡数⑲毎歳別・男女別現住死亡
830904	乙第一五 〇号	統計表編纂二付材料 取調	県令代理	郡役所・戸長役場	統計材料につき9項目追加。明治15年分は16/10/20期限で提出のこと。①里道坪数②里道／新開及修繕坪数③里道／新開及修繕費④協議費負担／権梁⑤旧三等川堤防／修繕⑥農用ノ水路⑦養水ノ木及樋⑧食水樹樁／新調及修繕費。
830927	乙第一六 三号	統計表編纂二付材料 取調	県令	郡役所	統計表編纂二付、表式通町村戸長に取り調べさせ、10/25期限で提出。①原野形状②池沼湖の周囲・面積③山岳の景況④港湾の形状
831006	乙第一六 九号	統計表編纂用建物売 買数等取調	県令代理	郡役所・戸長役場	統計表編纂入用二付、取調15年分は11/30期限で提出。①建物の売買②建物の質入・書入③税務の吏員
831020	乙第一七 六号	統計表編纂二付材料 取調	県令代理	郡役所・戸長役場	統計表編纂入用二付、製表心得と集計表雑形を布達。戸長役場は前年分を1/20限り、郡役所は1/31限りで提出のこと。15年度分は11/10期限で戸長役場差出、11/20期限で郡役所差出。①地所書買入表②地所売買表③売買地所反別地価表④田畠地価高低表⑤市邑宅地坪数地価表⑥地税類別表
831117	乙第一九 五号	統計材料取調	県令代理	郡役所	統計材料入用二付、様式・例言に従い15年分は11月限り、16年分は17年1月限り提出のこと。町村会議員選・被選権者数。
831206	乙第二〇 四号	統計院ヨリ照会二付 営業税納稅人員等取 調	県令代理	郡役所	統計院より統計材料二付照会。様式に従い取調12/28限り提出。①郡内地方税中営業税納稅人員及税金額②十五年度中貸座敷・娼妓新規営業及廢業人員表。
840826	乙第二〇 〇号	統計材料取調			
850224	乙第七号	本件統計書材料取調	県令	郡役所・戸長役場・学務委員	統計書編纂に関する取調を毎年1/31限郡役所へ提出、郡役所は2/15限県庁へ提出。①国別・男女別在留外国人数②建物売買及書買入表③県会議員選被選有権者数④県会議員投票数⑤町村会及議員数⑥現住夫婦数(郡役所作成も町村区分を入れる)⑦種痘人員調⑧市街亮采受完及行商数⑨地所売買及券面金高⑩地税納入人数⑪諸車取調⑫学齢不修学ノ修他学科⑬公立小学校教授者年齢勤務年限⑭市街小学中退生⑮中学及諸学校創立費・建坪⑯市街公立小学校費收入⑰市街公立小学費支出⑲私立諸学校費收入支出⑳里道延長⑳道路新開修繕坪数21道路新開及修繕費22橋梁個数
850309	乙第一四 号	統計材料取調期日	県令	郡役所・戸長役場・学務委員	17年分の統計書材料の提出を戸長役場・学務委員は4/20、郡役所は5/10とする。
870210	訓令第一 〇八号	統計材料中一項削除	県知事	郡役所・戸長役場・勸業幹事・勸業委員	18/2乙第七号達統計材料中の第二表などより地所質入書入表の文言を削除。
870221	訓令第一 五六号	統計書材料取調改正	県知事	郡役所・戸長役場	18/2乙第七号達統計材料取調表式を改正。

出典：各年三重県布達書(三重県庁所蔵)により作成。

これらを発見できていない。

### ③統計表から統計書へ

明治14年分の三重県統計表が刊行されたのは1882年8月21日であった。明治15年分は三重県統計書と名称・体裁が変わり1885年6月23日に刊行されている。この3年の間に統計書書式の全面的な変更があったため、県庁は基礎調査を行う単位である戸長役場・郡役所に対してそのための準備を指示する必要があった。統計表関係の県布令・布達類の一覧を示した表5によつてその経過を追つてみよう。

統計表の数値の取扱について三重県は、1883年7月23日、乙第124号達として統計表のうちの戸口部分についての調査を命じ、各郡役所・戸長役場に対して「製表解釈」と24種の集計表離形を布達した。その製表解釈には次のような規定がされている。

#### 製表解釈

##### 一、郡<町村>の戸数

戸数は現在の竈数を掲ぐべし。平均の人員は其郡町村現住の人員を取るべし。以下戸数並平均人員と記する諸表皆之に同じ。

##### 一、市邑の戸数

市邑は人口五千以上群居の地を掲ぐべし。但以下市邑の文字を冠する諸表皆之に同じ。

##### 一、郡<町村>の人員

現在とは本籍附籍寄留寓居の別なく其郡町村現在住居する者を云う。以下現在の文字あるものは皆之に同じ。

##### 一、市邑の現住人員

現住とは現在に同じ。以下現住の文字ある者皆之に同じ。

##### 一、現住人員の職業別

雜とは農工商の外種々の職業者を云う。

##### 一、戸主家族の人員

戸主家族にあらざる者とは棄児の年齢十三年以下にして未だ他の養子女と為らざる者を云。

##### 一、現住夫婦の数

夫婦の数は其土地に夫妻住居せる者のみを掲ぐべし。

##### 一、現住結婚離婚の人員

人員は一結婚一離婚を以て各二人と掲ぐべし。

##### 一、出入寄留の現在人員

寄留寓居を問わず、其調査年間其郡町村出入の現員を掲ぐべし。

##### 一、一周年間出入の人員

本籍附籍寄留寓居の別なく其調査年間其郡町村出入の現員を掲ぐべし。

##### 一、某郡何年度町村会連合会水利土工会の議員

種別とは議会の種類を云い、会数とは開会の数にあらずして規則を設け現に成立する町村会連合会水利土工会などの会数を云う。

##### 一、某郡何年度町村協議費支出

連合会水利土工会の評決をも記入す。但し前年度の決算を記入すべし。

##### (注意)

一、戸長は一町村毎に取調、郡役所へ差出し、郡役所に於いては各戸長より差出すものを一郡一表に製し、期限通り県庁へ差出べし。

但し某郡何年度町村協議費支出の事項に限り、一町村に区分し一郡一表に製すべし。

##### 一、本表の取調は毎年十二月三十一日の現在とす。

##### 一、某郡何年度町村協議費支出及某郡何年度水利土工会決議支出収入の金員計算は円位に止む。

一、諸表中前年に比較し大に増減を生ずるものある時はその事由を表尾に付記すべし。

一、著名的な社寺仏堂の儀、其調査年間変動無之節は毎年製表差出に及ばず。

(三重県史編纂室所蔵『明治十六年三重県乙号布達』。原文のカタカナをひらがなに改め、適宜句読点を付した。<>内は原資料では割り注部分である。)

これに続く各集計表の雛形を見ると、「人員ノ年齢別」表は各歳別・現住本籍別・男女別人数の集計表になっており、「現住結婚者ノ年齢別」表は有配偶者の年齢階級（女は15歳未満から50歳以上の7階級、男は20歳未満から60歳以上までの7階級）別人数を男女でクロス集計したものである。その他「現住離婚者ノ配偶年間」は離婚者について有配偶期間別（1年未満から10年以上の6階級）に集計したものであるし、「現住死亡者ノ年齢別」表は男女別・各歳別の死者数の集計である。このように、83年になってそれまでの統計表では簡略であった年齢別集計や婚姻に関する統計を詳細なものにする達が出されている。この統計表編纂関係の三重県達はその後、9月4日、9月27日、10月6日と立て続けに出され、82年分の統計表を83年11月末で提出するように督励した。現在、統計表として残されている資料②、④は乙124号達の雛形を忠実になぞっていることからこの際の督励に従って作成されたものであることは間違いない。この様な改定の背景には統計院・内務省によって進められていた統計様式の整備があったと思われる。84年4月には統計院書記官の来県による統計業務についての指導があったが<sup>18)</sup>、これ以前の83年段階から内務省による何らかの集計表雛形の指示があったと思われる。というのは、『三重県明治十五年統計書』の「凡例」に、「此編初メ内務省草案ノ様式ニ倣ヒテ編纂業ヲ起シ後又同省制定ノ様式ニ準ジテ其稿ヲ更メ頗ル斟酌修訂スル所アリ」<sup>19)</sup>と述べられており、ここでいう「同省制定ノ様式」が84年9月の「府県統計書様式」であるのは明らかであるから、それ以前に「内務省草案ノ様式」があり、それに基づいて編纂が進められたとするならば、それは83年7月以降の編成作業に他ならないからである。

上述のように、内務省は84年9月に府県統計書様式を布達して府県統計書の作成基準を示したのであるが、これをうけて、三重県は以下のように統計書作成の体制を組んだ。

85年2月24日、乙第7号達によって上記の様式に準拠した統計諸表の作成と提出を各戸長役場・学務委員・郡役所に対して命じた。それに伴って、従前の戸籍表作成に対応する諸規定の廃止を通達した<sup>20)</sup>。ここで作成を命じられた統計諸表は、第一「在留外国人」から第三十「上水修繕ノ箇所坪数及費金」の30項目であるが、それを内務省の「統計書様式」と対照してみると284項目のうちの26項目と一致する<sup>21)</sup>。したがって、この際の布達は、内務省の統計書様式の項目中三重県の従前の統計調査によっては判明しない統計についてのみ管内戸長・学務委員・郡役所に調査作成を命じたものと理解することができるだろう。

また三重県は、85年3月9日に、明治17年分の統計書材料の提出期限を郡役所・戸長役場以下に命じている。従って、明治15年分、16年分の統計書材料はそれ以前に統計表材料として提出を命じていたものを転用したということが推測できる。

そこで、表6として明治15年、16年分の統計表材料の基準を示した83年7月の乙124号達と内

務省によって布達された府県統計書様式、それに初期の三重県統計書の目録との対照表を作成してみた。これによれば、83年の乙124号達、84年の府県統計書様式、85年の明治15年三重県統計書の間の項目が一貫しているのは明らかである。その一方で、明治16年三重県統計書の内容は、明治15年のそれに比べて甚だしく簡略なものになっている。資料②、④にみるように、郡役所レベルでの統計表作成は完了しているのであるから、この簡略化の原因は県庁の側の編纂方針にあると考えられるが、何故、明治15年分と16年分の統計書の間にこれほどの記載の精粗の差があるのかはよくわからない。明治17年分からは管内の年齢別入数表が復活するが、明治15年分ほどの詳細さは実現していない。統計書項目は、その後1890年までは基本的に同じ構成で刊行される。そこからすると、明治15年分の最初の統計書が戸口関係についてはもっとも豊富な情報を提供してくれるといって良いだろう。

表6 統計書項目対照表

820714	840903	850699	869999	860712	861113
乙134号達	府県統計書様式	明治一五年三重県 統計書目録	明治一六年三重県 統計書	明治一七年三重県 統計書	明治一八年三重県 統計書
郡(町村)の戸数	郡区の戸数及建物	郡ノ戸数	郡ノ戸数及建物	郡ノ戸数及建物	郡別ノ戸数及建物
市邑の戸数					
島嶼ノ戸数	島嶼ノ戸数	島嶼ノ戸数	島嶼ノ戸数	島嶼ノ戸数	島嶼ノ戸数
郡(町村)の人員	郡区の人員	郡ノ人員	郡ノ人員	郡ノ人員	郡別ノ人員
市邑の現住人員					
島嶼ノ現住人員	島嶼ノ現住人員	島嶼ノ現在人員	島嶼ノ現在人員	島嶼ノ現住人員	島嶼ノ人員
人員の族別	本籍人員ノ族籍	本籍人員ノ族籍	本籍人員ノ族籍	本籍人員ノ族籍	人員ノ族籍別
現住人員の職業別					
戸主家族ノ人員					
人員ノ年齢別	本籍人員ノ年齢	本籍人員ノ年齢		本籍人員ノ年齢	人員ノ年齢別
現住夫婦ノ数	現住夫婦結婚及離婚	現住夫婦ノ数及結婚離婚ノ人員	現住夫婦及結婚離婚	現住夫婦及結婚	夫婦及結婚離婚
現住結婚離婚ノ人員					
	現住結婚者の年齢		現住結婚者ノ年齢		
現住結婚者ノ年齢別	現住結婚者年齢ノ対照	現住結婚者年齢ノ対照			
現住離婚者ノ配偶年間					
現住出生ノ人員	現住者ノ出産	現住者ノ出生	現住者ノ出産	現住者ノ出産	出生及死亡ノ人員
現住公私出生ノ人員					
現住出生人員ノ月別					
現住死亡ノ人員	現住者ノ死亡	現住者ノ死亡	現住者ノ死亡	現住者ノ死亡	
現住死者ノ年齢別	現住死者ノ年齢	現住死者ノ年齢			
現住死者ノ類別					
現住死者ノ月別					
出入寄留ノ現住人員	出入寄留ノ人員	出入寄留ノ人員	出入寄留ノ人員	出入寄留ノ人員	出入寄留ノ人員
一周年間出入ノ人員					
棄児ノ月別	棄児		棄児	棄児	棄児
在留外国人ノ本国別	在留外国人				

以上、三重県の明治前期戸口関係資料を戸籍表の系統と、統計書の系統から跡付けてみたが、

いずれの場合も1882（明治15）年、1883年が大きな意味を持つことが判明した。

戸籍表の系列からいえば、この両年について毎歳の男女別入数、男女別死亡数が得られることにより年齢区分のC型とD型の接合が可能になっている。また、統計表・統計書の系列からいえば郡別の年齢区分が判明する最後の年次になっている。これは、この統計表が作成された前後の状況がもたらした結果であったといってよい。次節では、これまでに得られた各資料の位置付けを念頭に置いて明治前期の伊賀地方の人口構造についての考察を加えてみたい。

### 3 伊賀地域における明治前期の人口構造

前節までに検討した戸口関係資料から男女別・年齢階級別本籍人数の変動集計を作成することができる。ここでは、その集計表を加工して、1880年1月1日調査の5階級区分に従った男女別本籍入数変動と82年12月31日調査の統計表以降の5歳階級区分による男女別本籍入数変動とを表7-①、②として掲げた。表中、1880年から1881年のデータの典拠は各年の三重県統計書である。三重県統計書には、5階級の年齢区分による郡別の男女別入数が集計されているが、前節で見たように83年以降は様式が変わり郡別の年齢別入数集計は消滅する。

表7-① 明治前期阿辻山田郡年齢別入数推移(本籍入数)

調査時点	800101	810101	820101	821231	831231	850101	860101	861231	871231	881231	891231	901231
資料番号				①	③	⑤	⑥	⑦	⑨	⑪	⑬	L105
年齢階級	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
~6	4139	4344	4416	4763	4885			4875	4741	4782	4674	4678
7~19	7312	7235	7237	7137	7218			7392	7533	7650	7794	7975
20~49	14061	13875	13846	13776	13532	13987	14030	14044	14093	14165	14304	14265
50~79	5473	5704	5650	5612	5696	5746	5707	5725	5747	5790	5785	5820
80~	120	102	89	95	102	110	111	106	96	106	97	107
合計	31105	31260	31238	31424	31762	31846	31888	32145	32213	32493	32654	32849
~4				3459	3550	3498	3387	3488	3356	3358	3368	3422
5~9				2915	2999	3003	3247	3285	3356	3436	3396	3374
10~14				2671	2719	2745	2772	2814	2843	2966	2978	3147
15~19				2855	2835	2753	2631	2680	2719	2672	2726	2710
20~24				2568	2500	2606	2623	2665	2702	2747	2711	2640
25~29				2698	2795	2704	2621	2592	2492	2398	2475	2457
30~34				2689	2527	2519	2571	2676	2677	2741	2645	2639
35~39				2078	2239	2363	2359	2289	2315	2281	2375	2424
40~44				1990	2154	2058	2068	2096	2093	2117	2188	2157
45~49				1753	1727	1737	1788	1726	1814	1881	1910	1948
50~54				1542	1696	1647	1667	1640	1590	1573	1562	1571
55~59				1506	1408	1416	1414	1450	1494	1485	1492	1459
60~64				1093	1137	1153	1105	1133	1108	1160	1159	1177
65~69				806	743	833	782	807	852	837	823	840
70~74				458	466	455	498	472	470	488	507	515
75~79				207	246	242	241	223	233	247	242	258
80~	120	102	89	95	102	110	111	106	96	106	97	107

1883年、84年の数値は阿辻山田郡の「戸籍諸表」によっているが、この資料の年齢区分は5歳階級のみになっている。したがって、この資料の20歳未満入数については1880~82年の年齢区分との整合性がとれないため、空欄になっている。それ以外の資料は毎歳の集計であるために

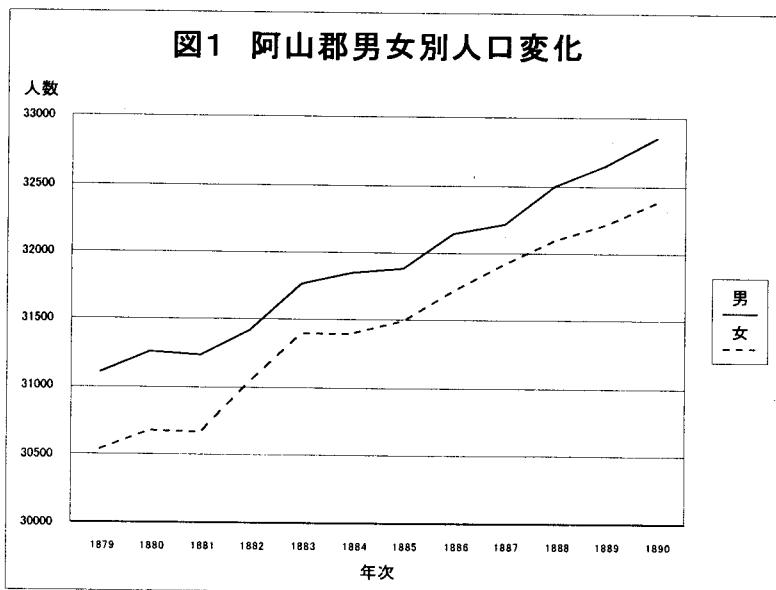
表7-② 明治前期阿拝山田郡年齢別人口推移(本籍人数)

年齢階級	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
~6	4225	4438	4463	4772	4904			4794	4789	4803	4685	4580
7~19	7245	7078	7071	7118	7168			7371	7594	7641	7756	8033
20~49	13220	13079	13110	13098	12722	13172	13291	13298	13322	13354	13460	13555
50~79	5673	5920	5877	5893	5992	6038	6016	5992	6032	6113	6145	6127
80~	173	159	146	154	185	190	196	200	189	188	174	187
合計	30536	30674	30667	31049	31400	31399	31498	31717	31917	32099	32220	32382
~4				3363	3510	3442	3314	3467	3455	3332	3382	3297
5~9				3147	3136	3076	3282	3246	3381	3473	3274	3374
10~14				2564	2599	2771	2831	2876	2948	3085	3069	3249
15~19				2816	2827	2709	2568	2576	2599	2554	2716	2693
20~24				2651	2479	2486	2552	2592	2586	2665	2553	2478
25~29				2571	2728	2675	2603	2533	2343	2269	2384	2381
30~34				2435	2267	2353	2450	2572	2669	2644	2564	2545
35~39				1928	2074	2117	2135	2107	2102	2100	2198	2288
40~44				1695	1877	1888	1880	1847	1935	1933	2014	2067
45~49				1818	1686	1653	1671	1647	1687	1743	1747	1796
50~54				1662	1669	1671	1722	1675	1578	1547	1562	1531
55~59				1342	1351	1350	1349	1426	1452	1521	1505	1484
60~64				1285	1204	1157	1152	1179	1144	1180	1179	1195
65~69				695	855	916	865	786	925	921	917	954
70~74				579	570	598	603	585	588	610	631	587
75~79				330	343	346	325	341	345	334	351	376
80~	173	159	146	154	185	190	196	200	189	188	174	187

整合性を探ることができている。また、各歳区分を集計すると合計欄の数値との不突合が出るが、この表の合計欄は原資料の表記のままである。

これにもとづいて1879年から1890年までの12年間について阿拝山田郡の人口構造にどのような特徴を見いだせるかを検討しておきたい。

第一に、この期間を通じて人口は継続的に増大している。図1として、同期間の男女別の人



数変化をグラフ化した。これをみると、人口は男女とも一貫して増大の方向に動いている。人口増加率は、おおむね11.03% - ミルから - 0.47% - ミルの間で平均5.13% - ミルであった。男性人口は常に女性人口を上回っているが、この期間を通じて性比は1.019～1.012の間で上下動を

繰り返しながらも徐々に低下する傾向を見せてている。

次に、この人口増加の要因を検討するために、年齢階級毎の人数増減をグラフ化してみた。図2は、7歳未満の男女の年次別人数変動である。グラフ中、85年、86年についてはデータは欠落している。このグラフを見てただちに気づくことは、83年までは男

女とも増大し続けているのに対して、86年以降明らかに減少傾向にあること。すなわち、年少人口の増減に関して84-85年の間に大きな転換があったと考えられるえられることである。

図2 男女別人数変化  
7歳未満

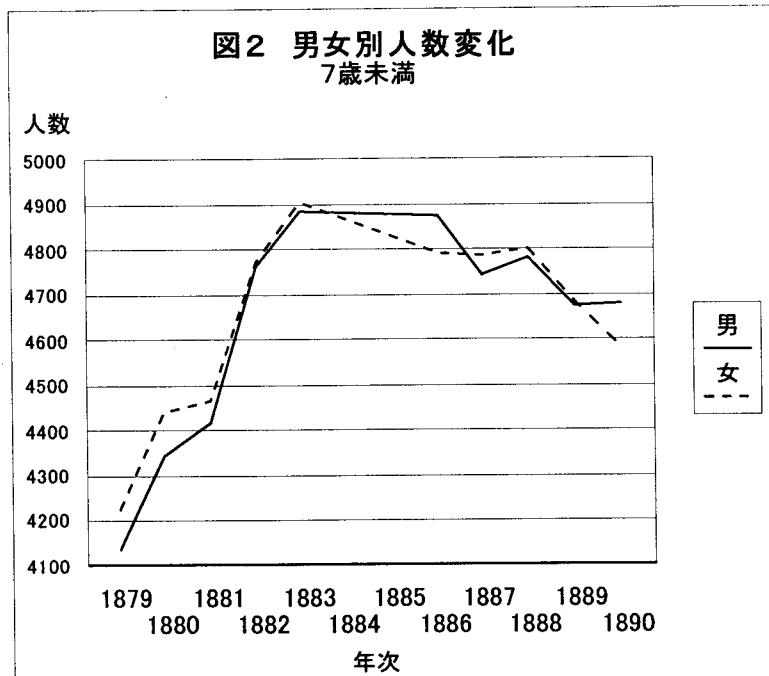


図3 男女別人数変化  
7歳～19歳

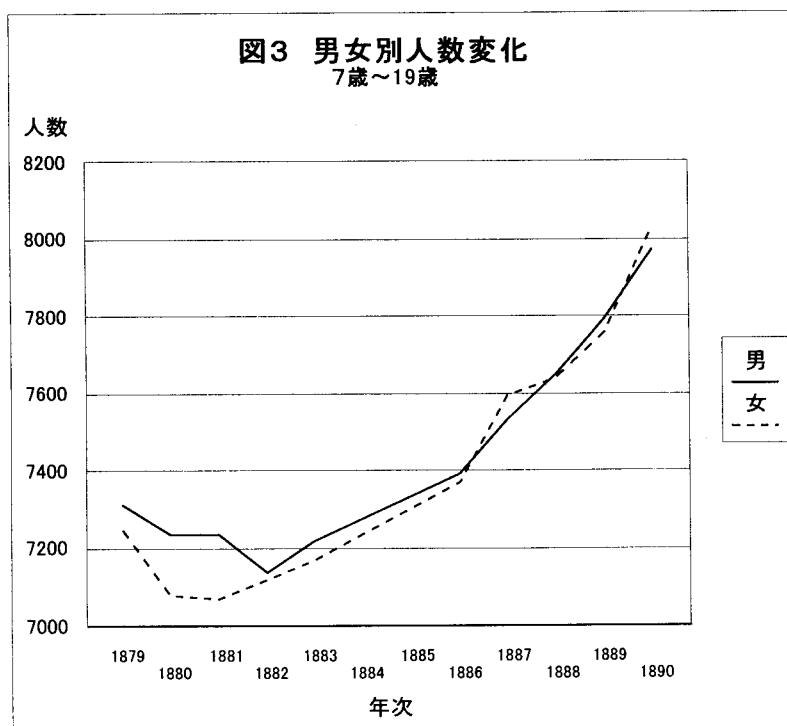
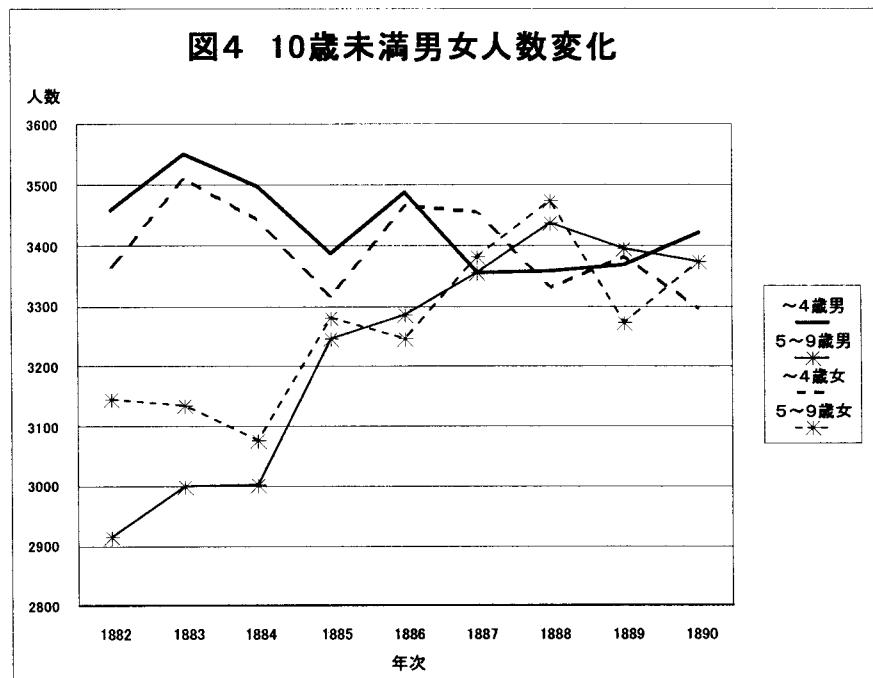


図3は同じく7歳～19歳の年齢階級について人数変動を見たグラフである。7歳未満の動きと異なり、こちらは、82年をボトムにして、以降は男女とも増加し続けている。7歳未満と7歳以上層の増減についての対照的な動きはどのように理解すればよいのであろうか。また、全体としての人口増加傾向とどのような整合性をとることがで

きるのであ  
ろうか。

図4として掲げたのは、5歳階級区分による5歳未満層と5~9歳層の男女別年次別人数変化を対照させてみた者である。これによつてみて、も、7歳未



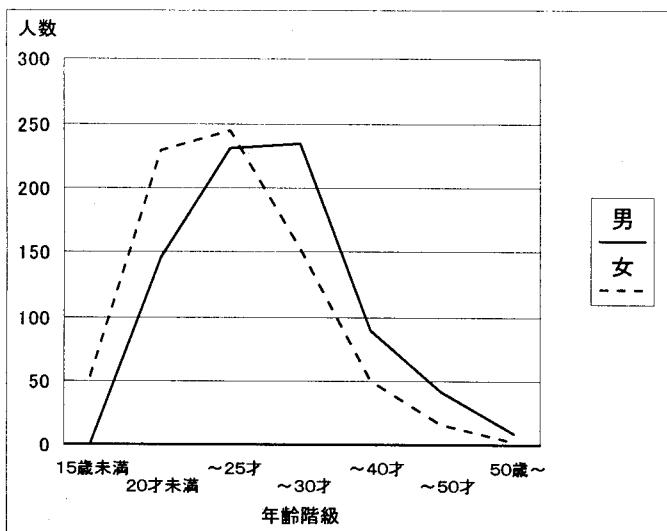
満と7歳以上層との対照的な動きと同様な動きを確認することができる。即ち、5歳未満層は82年をピークにして、以後停滞もしくは減少傾向にあるのに対し、5歳以上層は88年までほぼ一貫して増大し、その後停滞・減少に転じようとしている。ほぼ6年のタイムラグをもって、増大から減少への転換がなされつつあるといえる。ここから考えると、安政期以降増大を続けてきた出生数がそれまでの人口増大の主要因だったものが、1880年代に至って停滞・減少傾向に入つて人口増大の主要因ではなくなる。それに代わつて人口増を支える要因として考えられるのは、死亡率特に乳幼児死亡率の低下による若年人口の増大である。後述するように、伊賀地域、特に阿辻山田郡は三重県内における早婚地域に属する。したがつて、出生数・出生率も他地域に比べて高いと考えられるが、そこにおいても80年代前半から出生動向の転換が生じているということは、三重県内の他地域においてもこの動きが一層大きいものであることを予想させる。

#### 4 伊賀地域における平均結婚年齢と有配偶率の特徴

次に、連続したデータではなく部分的なものであるが、前節で作成した時系列データで利用できるいくつかの集計をもとにした分析を行つてみたい。本節では、男女別・有無配偶別・年齢別入数を全県的に集計している1886（明治19）年と1887年について伊賀地域の県内における位置を示し、その特徴を分析してみよう。

まず、阿辻山田郡の結婚年齢について明治15年分についてみると、図5のようなグラフが得

図5 阿拝山田郡の結婚年齢分布



出典：資料②、④より作成

観してみたい。

速水論文によれば三重県は全体としては晩婚地域に属するが、周辺に比べると平均結婚年齢は相対的に低い。これが、三重県内の地域差に何らか反映しているのかどうかをみるため図6-①、②として県内の各郡別男女別に平均結婚年齢の分布を地図上に表示してみた。平均結婚年齢の推計方法は速水論文に倣って、最も高い有配偶率の半分の有配偶率に対応する年齢を平均結婚年齢と見なした。

男子の平均結婚年齢は23歳から28歳の間に分布しており、最も高いのが員弁郡の27.5歳である。他方、最も低いのが阿拝山田郡と英虞郡の23.5歳である。全県の平均は25.5歳であるから、地域的に見ると中央部からはずれた辺縁部で晩婚・早婚の状況を示しているのが特徴である。

これに対して、女子の平均結婚年齢は全県では、21.5歳であり、男子とは4歳の開きがある。県内の平均結婚年齢の分布をみると、20歳から23歳の間に分布しており、男子よりも年齢の狭い。男子の場合とは異なり、志摩地域は女子の平均結婚年齢は高い部類に属する。それにが対して阿拝山田郡と北牟婁郡は男子と同様に女子の結婚年齢も低く、県内における早婚地帯として見ることができるだろう。女子の平均結婚年齢で最も高いのは多気郡である。これらの分布状況から判断すると女子よりも男子の方が地域による開きが大きいという特徴を見いだせる。全国の平均結婚年齢分布地図を作製した前掲速水論文では和歌山県がもっとも平均結婚年齢の高い晩婚県として位置づけられていたが、和歌山県と近世の領主支配を同じくする東紀州地域

られる。両年とも男性の場合は25～29歳、女性の場合は20～24歳の階級の結婚数がもっと多く、それ以後になると急減する。このことから考えると平均初婚年齢もこの年齢階級の中にあると予測される。また男性と女性とではおおむね5歳程度の開きがあることも予想できる。次に、速水氏が全国データについて推計した方法を使って三重県内各郡の1887年における平均結婚年齢の郡別分布を出してみたい。もちろん、府県別集計に比べて母数が小さくなるので偶然性に左右される部分が出てくるのを覚悟で、とりあえず概

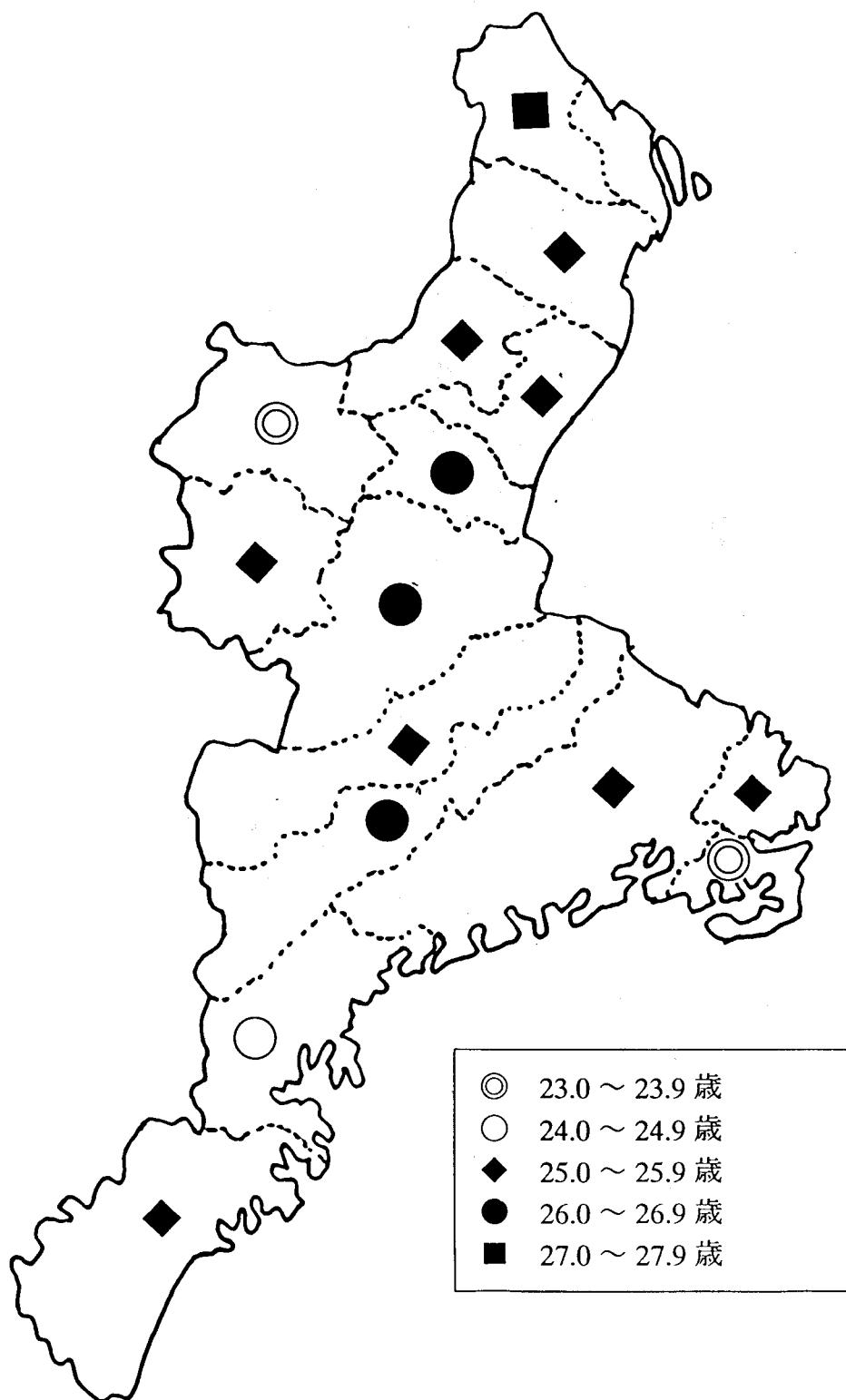


図 6-① 三重県内各郡の平均結婚年齢（男子）：1887 年

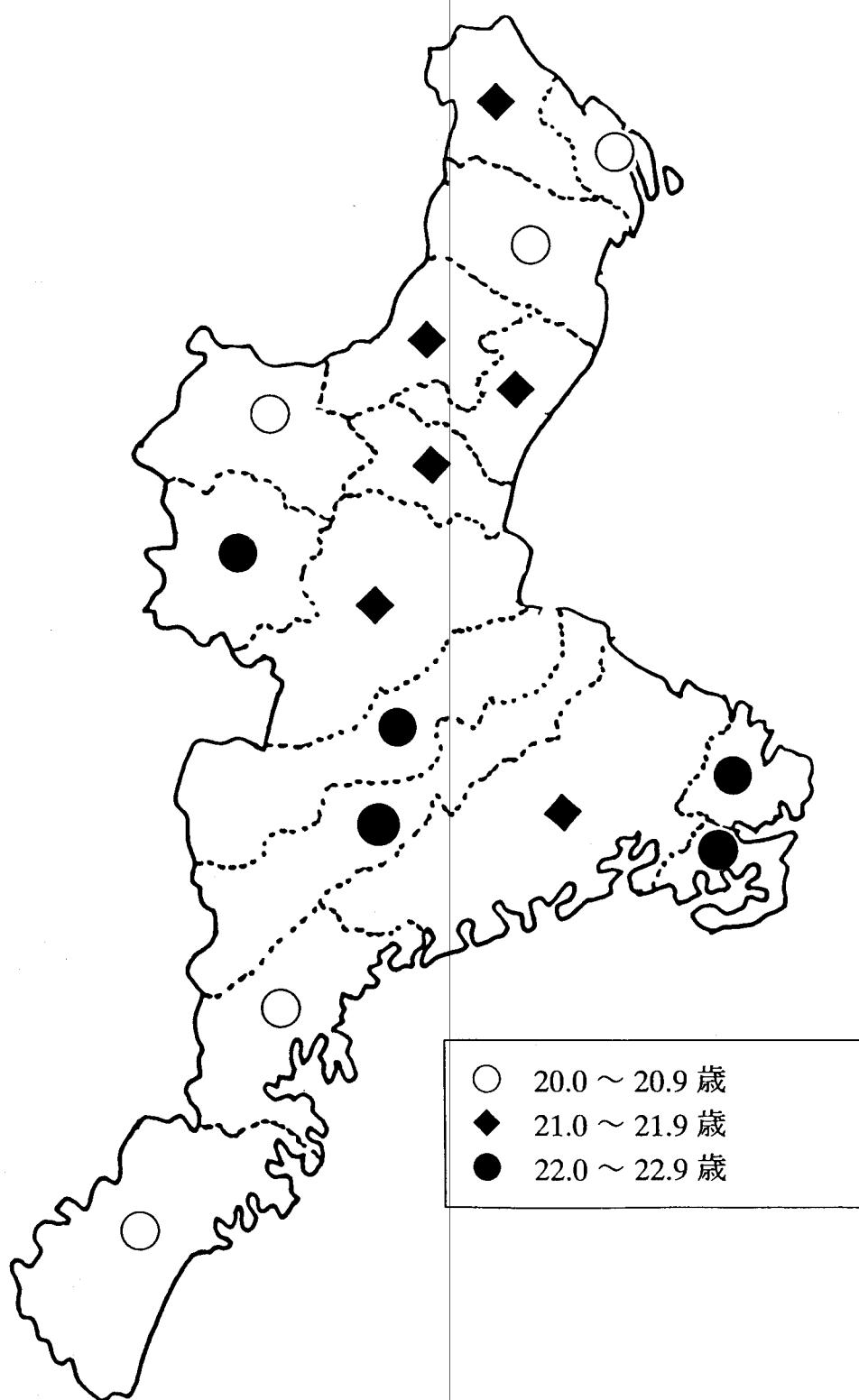
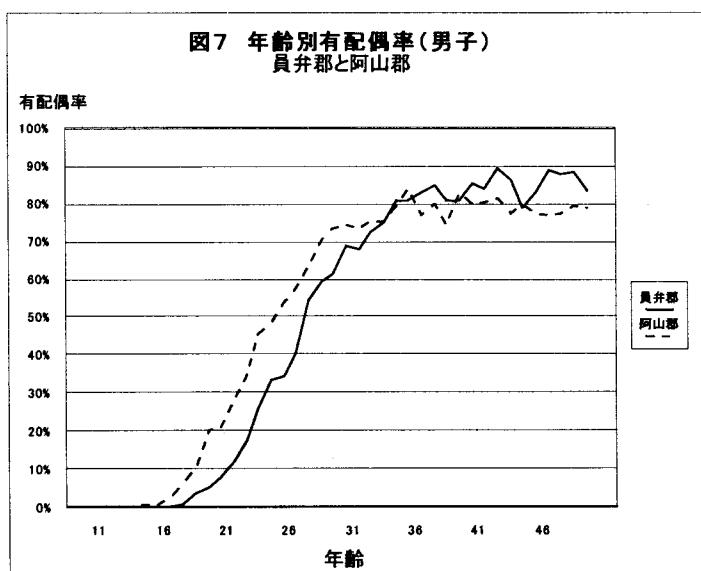


図 6-② 三重県内各郡の平均結婚年齢（女子）：1887 年

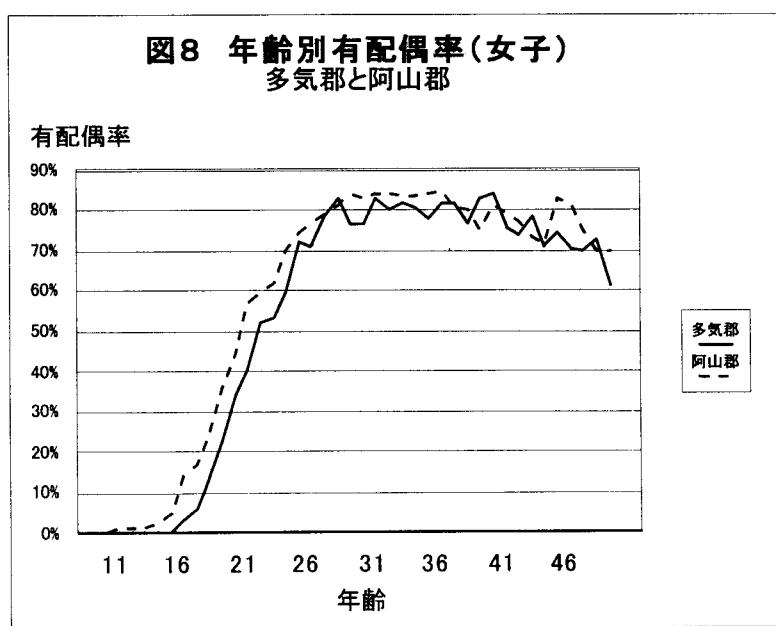
では、むしろ逆に男女とも早婚の傾向が見られる。和歌山県内の郡別の平均結婚年齢分布を得ることができれば何らかの理由が見いだせるかも知れないが、現在のところははっきりした原因はつかめない。ただ、滋賀県や奈良県など晩婚県に囲まれている伊賀地域において早婚の傾向が見られることは注目すべき特徴である。しかし、伊賀地域の中でも名張伊賀郡内では異なる特徴を示しており、阿辯山田郡がこの点で突出している印象を受ける。現在のところ、阿辯山田郡に早婚の傾向が高いことを説明する理由は見つからない。

そこで、阿山郡の特徴を他地域との比較で見るために男子女子それぞれについて開きの大きい郡との有配偶率の比較グラフを作成してみた。

図7は男子の年齢別有配偶率を阿山郡と員弁郡とで



比較したものである。これを見る限りでは、阿山郡の方が員弁郡に比べて3年から4年結婚年齢が早いが35歳くらいでほぼ同じ有配偶率になる。有配偶率のピーク自体は員弁郡の方が高く、



43歳で89.1%となっているのにたいし、阿山郡のピークは36歳で86.3%となっている。阿山郡の方が早くピークに達し、しかもその後は高原状態を維持していることからすると員弁郡の男子の場合には結婚可能な者で35歳以降の結婚を選ぶ者が相当数いると考えられるのに対

し、阿山郡の場合には結婚可能な者は35歳以前にほぼ結婚してしまっていると見ることができるのである。

図8は、阿山郡の女子と多気郡の女子の年齢別有配偶率を比較したものである。

グラフのパターンは29歳まではそれほど異なってはいない。おむね1年から2年阿山郡の方が結婚年齢が低く、28-29歳でいったん両郡の有配偶率が並ぶ。しかし、その後多気郡の有配偶率が上下に変動するため、40歳くらいまで阿山郡の方が多気郡より高い状態を維持している。これは、多気郡の30台以降の女性の有配偶率に何らかの特殊要因が働いていることを推測させる。また、阿山郡の場合33歳以降有配偶率の低下が生じており同郡の男性に比較したときの一つの特徴になっている。

## おわりに

以上、三重県庁に残された明治前期伊賀地方を中心とする戸口関係資料の資料的性格について考察を加え、あわせて明治13年1月1日から23年12月31日までの12年間という限定された期間であるが、一定程度連続する年齢別人数に関するデータを再構成してそこから引き出せる課題を探ろうと試みた。そこで得られた一定の結論は、伊賀地方においては幕末期以降の高い出生率による乳幼児人口の増加が80年代一貫して続く人口増加の基本的要因であること、しかしながら、高い出生による年少人口、特に5歳未満の人口は82年頃をピークにして次第に停滞・減少の方向に転じていったこと、これにより出生要因による人口増加局面から死亡率の低下による人口増加局面への転換が次の主要な動向になるのではないかとの予測を得たこと、などである。もちろん、限られたデータにもとづく限定的な分析であるから、この予測は今後一層の資料発掘によって裏付けられる必要がある。

その際に、利用できる戸口関係資料としては、戸籍表およびその作成に関わる系列の資料と、県統計書およびその作成に関わる系列の資料とが主要なものになることを明らかにした。郡役所文書自体はほとんど散逸したり廃棄されたりしたために残っている可能性は少ないが、その材料になっている各戸長役場作成にかかる戸口関係資料を本稿での位置付けにしたがって整理・発掘することにより伊賀以外の地域での人口構造を明らかにする可能性は残されている。

また、明治20年という時点における有配偶状況を三重県内の各郡別に概観することによって、伊賀北半部が婚姻や出生に関わってかなり特色のある地域性を有していることを明らかにすることことができた。三重短期大学法経科経済史演習では、これまでに明治初年の伊賀上野町の宗旨改帳の分析を積み重ねてきた。今年度についても、明治四年の宗旨改帳のデータを集計・分析することでいくつかの重要な知見を得ているが、今後引き続く課題として宗旨改帳のデータと本稿で再構成した阿拝・山田郡内戸口データとを接合させて、幕末から明治20年代に至る中期の動向の中に明治初年の上野町の人口状況を位置づけていく作業が必要とされている。

## 註

- 1)『三重県史 別編 統計』、1989・3、三重県。
- 2)同上書、1-16頁。
- 3)資料番号は筆者が便宜的に付けたものであるが、以下の行論中で資料①、資料②と表示するときはこの表の資料番号である)
- 4)三重県では1879（明治12）年に三新法体制が施行されたときに郡役所も開設された。その際に阿拝郡と山田郡については2郡で1郡役所となり、阿拝山田郡役所と称して上野に置かれることになり、79年2月20日に開庁された〔『三重県史資料編 近代1』第三章36〕。
- 5)資料Cのみ第一部庶務課ではなく兵事課の作成である。三重県庁の行政機構は1879（明治12）年2月に9課制がしかれて庶務課に戸籍掛が置かれている〔『三重県史資料編 近代1』第三章22〕。85年12月に庶務課が総務課と兵事課に分かれ、86年9月には府内庶務細則によって総務課は第一部第一課となる。88年12月には第一部庶務課と名称を変え、さらに90年10月からは内務部第一課に名称変更している〔同書卷末付表六「三重県行政機構変遷図」参照〕。
- 6)同上書「総合解説」27頁参照。
- 7)上野町の宗旨改帳の性格とその分析については拙稿「明治初年における城下町の人口構造－近世三重県域における人口動態研究（2）－」〔『地研年報』第2号、1997年〕参照のこと。
- 8)速水融監修『国勢調査以前 日本人口統計集成』2、原書房、1992年。
- 9)同氏「明治初期統計にみる有配偶率と平均結婚年齢－もうひとつのフォッサ・マグナー」、『三田学会雑誌』79-3、1986・8。
- 10)「概説 三重県の近代統計事業」、『三重県史 別編 統計』、8頁以下。
- 11)上掲「概説 三重県の近代統計事業」7頁。
- 12)『三重県史資料編 近代1』附録。
- 13)『三重県史 別編 統計』巻末資料③。
- 14)同書巻末資料⑥。
- 15)『明治九年三重県布達』、三重県史編纂室所蔵。
- 16)『明治十四年三重県統計表』、三重県史編纂室所蔵。
- 17)三重県は1879年から三新法体制に移行しており、明治10年統計表が刊行された78年9月時点では県の下の行政区画は大区・小区であった。
- 18)「統計院書記官巡回記事」、前掲『県史 統計』巻末資料⑪。この際の巡回指導では戸口集計的具体的な書式についての指示はなかったようで統計の持つ意義についての講演と各地の実状の聞き取りが中心であったようである。特に津連合戸長役場での聞き取りでは津市街に寄留人が6000名いるが、ほぼ同数の無届けの寄留人が存在するという説明を受けている。
- 19)『三重県明治十五年統計書』、三重県史編纂室所蔵。
- 20)『明治十八年 三重県乙号達』、三重県史編纂室所蔵。
- 21)「明治十七年内務省達綴」、『三重県史 別編 統計』巻末史料⑫。



## 【調査】

# 津市民の男女平等意識に関する調査

東福寺 一郎

## はじめに

1975年にメキシコで第1回の世界女性会議が開催され、そこで世界行動計画が採択されたとともに、1985年までの10年間を「国連女性の10年」と定めた。また、1979年には女子差別撤廃条約が採択されている。「国連女性の10年」の中間にあたる1980年にはコペンハーゲンで第2回世界女性会議が、1985年にはナイロビで第3回世界女性会議が開催されている。ナイロビの会議では「国連女性の10年」を総括するとともに、2000年に向けての行動計画「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。続く第4回世界女性会議は1995年に北京で開催された。そこでは、12の重大問題領域として、貧困、教育、健康、暴力、紛争下の女性、経済、権力・政策決定における分担の不平等、女性の地位向上のための機構、人権、メディア、環境、少女に対する人権侵害が取り上げられ、2000年に向けての行動綱領が採択されている。

国内においては、総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置されたのが1975年のことである。その2年後に「国内行動計画」が策定され、1987年には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されている。その間、1984年に第1回の日本女性会議が名古屋市で開催され、翌85年に「男女雇用機会均等法」の公布と「女子差別撤廃条約」の批准がなされている。総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部が設置されたのは1994年のことである。男女共同参画審議会は1996年に「男女共同参画ビジョン」を答申し、それを受け「男女共同参画2000年プラン」が策定され、さらに1999年には男女共同参画社会基本法の制定に至っている。

津市においては、1987年に「津市婦人問題懇話会」(現、津市女性問題懇話会)が設置され、1991年に「津市婦人の行動計画」が策定された。さらに、1995年に国内で4番目に「男女共同参画都市」宣言を行い、翌96年に「津市男女共同参画プラン(アクション21)」が策定されている。また、2000年には、17回目を迎える日本女性会議を開催する運びとなっている。

このように、男女共同参画に向けての動きは、国の内外で急速に進みつつある。しかし、社会のシステムの動きと一般国民あるいは市民の意識変化とは、必ずしも一致しないものである。津市においても、男女共同参画都市宣言や日本女性会議の開催などを通じて、因習的に受け継がれてきた固定的な性別役割観からの脱却が市民に要請されているが、こうした試みがどのように市民意識に作用していくのであろうか。

## 1 調査の目的

西暦 2000 年 11 月に津市で日本女性会議 2000 津が開催されるが、それに先立ち、すでにいくつかのイベントが開催されている。女性会議およびそこに至るまでのさまざまな催しは津市民の男女平等観に何がしかの影響を与えるのであろうか。それとも、いずれも一過性のもので終わり、市民のジェンダーを巡る価値観には変化が起こらないのであろうか。本調査は、会議前後において津市民の男女平等観を調査することにより、女性会議が津市民にもたらす効果を意識変化という視点から分析しようとするものである。

もちろん、市民の男女平等観に何らかの変化が認められたとしても、それが直接的に女性会議開催がもたらしたものであると結論することはできない。昨年制定された男女共同参画社会基本法や雇用機会均等法の改正、あるいはそれらをベースにしたさまざまな法整備や施策、さらにはジェンダーにかかる諸問題を報道するマスメディアの影響等を無視することはできない。また、それら要因と女性会議という要因を峻別することも困難である。ただ、女性会議の認知度や会議への参加率を補助データとして用いることにより、ある程度の評価を行うことは可能であろう。

会議前にあたる今回は、その第 1 回目の調査である。なお、この調査は法経科第一部行政コース環境心理学ゼミ（30 期生）の活動の一環でもあり、ゼミ学生との検討を通じて、調査票の設計や分析は行われている。

同様の調査はすでにいくつもの自治体で行われているようであるが、本稿では、東海圏であること、および 1997 年という近年に実施されたものであることから、岐阜県ならびに静岡県の県民意識調査結果を参考していきたい。ただし、内容としては類似していても質問形式が異なるために、本調査と直接的な比較が困難な項目もある。

## 2 方法および回収率

調査対象者については、津市住民基本台帳に基づき、20 歳から 70 歳までの市民 500 名を男女別に無作為抽出した。実施は郵送法による。実施期間は 1999 年 8 月 2 日から 8 月 27 日までである。期間内に、153 名（男性 58 名、女性 95 名）から回答があった。回収率は 30.6% である。

## 3 結 果

### (1) 職場・学校・家庭・地域における男女平等

4 つの領域を比べてみると、学校においては男女平等が実現しているという回答が 6 割を超えており、職場・家庭・地域においては男女平等ではないという回答が逆に 6 割を超えている。なかでも、地域における男女不平等感が強い。男女別に見ると、全体において男女平等が実現していると現状を捉えている傾向は男性に強い。特に、家庭や地域における現状認識には男女間で大きな差があることがわかる。

〈職場〉

職場において男女平等が実現していると考える人は、「思う」「やや思う」をあわせて 32.9% である。性別で見ると、男性では 42.1% が職場において男女平等になっていると考えているのに対し、女性では 26.9% と少ない。

岐阜県の調査では、職場において男女平等であると考える人は 15.9%（男性 20.4%、女性 12.2%）であり、男性の方が優遇されていると考える人は 67.1%（男性 61.3%、女性 72.0%）に及ぶ。また、静岡県の調査では、男女平等であると考える人は男性 19.2%、女性 6.8% であり、男性の方が優遇されていると考える人は男性 69.5%、女性 80.9% である。

表1 職場における男女平等 (%)

	全体	男性	女性
思う	9.6	14.0	6.7
やや思う	23.3	28.1	20.2
あまり思わない	43.2	38.6	46.1
思わない	24.0	19.3	27.0
人数	146	57	89

#### <学校>

学校において男女平等が実現していると考える人は、「思う」「やや思う」をあわせて 69.1% である。性別で見ると、男性では 75.0% が学校において男女平等が実現していると考えているのに対し、女性の場合は 65.1% である。

岐阜県の調査では、学校教育の場で男女平等が実現していると考える人は 59.7%（男性 67.1%、女性 53.8%）であり、男性の方が優遇されていると考える人は 16.7%（男性 10.2%、女性 22.0%）である。また、静岡県の調査では、男女平等であると考える人は男性 63.8%、女性 44.5% であり、男性の方が優遇されていると考える人は男性 21.0%、女性 35.7% である。

表2 学校における男女平等 (%)

	全体	男性	女性
思う	25.4	30.4	22.1
やや思う	43.7	44.6	43.0
あまり思わない	21.1	16.1	24.4
思わない	9.9	8.9	10.5
人数	142	56	86

#### <家庭>

家庭において男女平等が実現していると考える人は、「思う」「やや思う」をあわせて 38.1% である。性別で見ると、男性の 56.1% と過半数が家庭において男女平等が実現していると考えているのに対し、女性では 26.6% と 30 ポイント近い差がある。

表3 家庭における男女平等 (%)

	全体	男性	女性
思う	8.8	17.5	3.3
やや思う	29.3	38.6	23.3
あまり思わない	34.0	31.6	35.6
思わない	27.9	12.3	37.8
人数	147	57	90

岐阜県の調査では、家庭生活で男女平等が実現していると考える人は 22.2%（男性 25.9%、女性 19.1%）であり、男性の方が優遇されていると考える人は 69.5%（男性 65.1%、女性 73.6%）である。また、静岡県の調査では、男女平等であると考える人は男性 32.3%、女性 17.5%であり、男性の方が優遇されていると考える人は男性 59.0%、女性 74.2%である。

#### ＜地域＞

地域において男女平等が実現していると考える人は、「思う」「やや思う」をあわせて 24.8% である。性別で見ると、男性の 41.8% が地域において男女平等が実現していると考えているのに対し、女性では 13.9% ときわめて少ない。

岐阜県の調査では、地域社会で男女平等であると考える人は 16.4%（男性 21.8%、女性 12.1%）であり、男性の方が優遇されていると考える人は 68.5%（男性 63.5%、女性 72.8%）である。なお、静岡県の調査では「地域社会」という項目はない。

表4 地域における男女平等 (%)

	全体	男性	女性
思う	7.1	14.5	2.3
やや思う	17.7	27.3	11.6
あまり思わない	49.6	45.5	52.3
思わない	25.5	12.7	33.7
人数	141	55	86

#### (2)社会全体での男女の地位

「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」をあわせた「男性優遇」という回答が 83.4% に達した。特に、女性においては「男性の方が非常に優遇されている」という回答が 2 割近くを占めている。一方、「どちらかと言えば女性の方が優遇されている」という回答のほとんどは男性によるものである。

岐阜県の調査では、「平等である」という回答は 8.7%（男性 13.9%、女性 4.2%）であり、本調査に比べやや多くなっている。一方、「男性優遇」という回答は 83.6%（男性 77.6%、女性 89.2%）と本調査とほぼ一致している。

表5 社会全体での男女の地位

(%)

	全体	男性	女性
男性優遇	11.9	-	19.4
どちらかといえば男性優遇	71.5	75.9	68.8
平等である	4.0	8.6	1.1
どちらかといえば女性優遇	4.6	10.3	1.1
女性優遇	-	-	-
人数	151	58	93

## (3)男女平等であるための条件（5つまで選択可）

「男性と女性の賃金や昇給・昇格が性別ではなく、実力によって決まる」ことをあげた回答が、男女ともに8割を超えており、さらに、「男性と女性の職場での扱い（残業、転勤などを含む）に差がなくなる」という職場での扱い、「男性と女性の家事・育児・介護にかける時間が等しくなる」という家庭での負担の公平化、「国、県、市町村などの議員や地域社会の重要なポストの男女比が等しくなる」「管理職など指導的立場の男女比が等しくなる」という企業や社会における意思決定への対等な参画を望む声が強い。また、家事等家庭での負担や地域社会等におけるポストの男女比の公平化を指摘する回答も5割を超えている。

表6 男女平等が実現するための条件

(%)

	全体	男性	女性
実力による昇給・昇格	81.6	81.0	81.9
職場での扱い	58.6	69.0	52.1
家事等の負担平等	53.3	31.0	67.0
地域社会等のポストの男女比	50.7	48.3	52.1
管理職等の男女比	50.0	44.8	53.2
女性を商品化したCM廃止	13.2	12.1	13.8
「ご主人」「奥さん」と言わない	4.6	3.4	5.3
結納の廃止	13.8	8.6	17.0
夫婦別姓	17.8	12.1	21.3
夫婦間暴力の犯罪扱い	24.3	22.4	25.5
色に関わる性差	13.8	10.3	16.0
言葉遣いの性差	5.3	6.9	4.3
その他	3.3	3.4	3.2
現状満足	5.3	8.6	3.2
人数	152	58	94

性別で見ると、全般的に女性の方が回答率が高く、特に「男性と女性の家事・育児・介護に

かける時間が等しくなる」においては 36.0 ポイントの差がある。

一方で、「ご主人」「奥さん」という言い方がなくなる」や「婚約時の結納がなくなる」、「男の子の色、女の子の色という区別がなくなる」、「言葉遣いに男女の違いがなくなる」などは固定的ジェンダー観に結びつくものとして意識化されにくいようである。なお、「現状に満足している」という回答は 5.3% にとどまった。

#### (4)男女平等への意識変革の可能性

「自分も社会も変わっていくと思う」という見方が 52.6% と過半数を占め、2 位の「自分も社会も変わらないと思う」の 17.1% と大きな差がある。男女別に見ると、男性では「自分も社会も変わっていくと思う」という回答が 58.6% であるのに対し、女性では 48.9% と 5 割に達しておらず、一方で「自分も社会も変わらないと思う」という悲観的見方が 2 割を超えている。

また、社会全体と回答者個人に分けた場合、「社会は変化しない」という回答が 25.0% であるのに対し、「自分は変化しない」という回答は 33.5% となり、個人の意識変革の難しさを示唆するものとなった。

表 7 男女平等への意識変革の可能性 (%)

	全体	男性	女性
自分変化、社会無変化	7.9	6.9	8.5
社会変化、自分無変化	16.4	13.8	18.1
自分も社会も無変化	17.1	12.1	20.2
自分も社会も変化	52.6	58.6	48.9
既に男女平等実現	2.6	3.4	2.1
その他	3.3	5.2	2.1
人数	152	58	94

#### (5)結婚観

最も多いのは「結婚する方がよいが、結婚したい人が現れたらすればよいので、無理に結婚する必要はない」で 41.6% の回答があり、男性に比べ女性の方が 10 ポイント程度多い。次いで多いのは「結婚するしないは個人の自由だからどちらでもよい」の 32.9% で、これについても女性の回答率が高い。一方、「家庭を持ち、子どもをもうけることは自然なことだから結婚した方がよい」および「精神的にも社会的にも安定するから結婚した方がよい」という積極的な結婚賛成派は全体で 24.9% であるが、これらについては男性の回答率が女性を大きく上回っており、旧来の結婚観に立つ人が男性に多いことがわかる。

岐阜県の調査では、「家庭を持ち、子どもをもうけることは自然だから結婚したほうがよい」という回答が 32.2%（男性 38.6%、女性 27.1%）で最も多く、「結婚するしないは個人の自由だからどちらでもよい」が 27.9%（男性 23.8%、女性 31.5%）でそれに次ぐ。「結婚したい人が現れれば結婚すればいいので無理にしなくてもよい」は 23.9%（男性 18.1%、女性 28.6%）で 3

位となっており、本調査とは異なる結果となっている。

表8 結婚観

(%)

	全体	男性	女性
結婚は自然なこと	16.8	21.4	14.0
精神的、社会的安定のため	8.1	14.3	4.3
無理に結婚する必要なし	41.6	35.7	45.2
個人の自由	32.9	28.6	35.5
結婚しない方がよい	0.7	-	1.1
その他	-	-	-
人数	149	56	93

#### (6) 「男は仕事、女は家庭」という考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方は従来の固定的な性別役割分業観を端的に表現した文言であるが、このような考え方を全面的に支持する回答は 1.3%に過ぎなかった。しかし、「この考え方とらわれはしないが、できれば「男は仕事、女は家庭」がよい」という回答については全体で 27.3%であり、性別で見ると、男性 35.7%に対し、女性 22.3%であった。このことは、建前は従来の性別役割分業観を否定しつつも、本音ではそれに縛られている傾向が男性に依然として残っていることの現われと考えられる。他方、「全面的に反対である」とする人は 2.7%ときわめて少數であり、ここへの回答者は女性に限定されている。

回答で最も多かったのは、男女ともに「夫婦で決めるべきことであり、周りがとやかく言うことではない」と個々の家庭の問題として捉えるものであり、全体では 50.7%であった。

岐阜県の調査では、「男女とも仕事をし、家事・育児もわかつあうのがよい」という回答が 61.5%（男性 44.0%、女性 76.0%）で最も多く、「男は仕事、女は家庭」がよい」という回答は 15.7%（男性 23.9%、女性 9.1%）であった。また、男性では「男女とも仕事をし、家事・育児は女性の役割」という回答も 19.5%（女性では 6.9%）あり、男性の 4 割程度は家事参加に消

表9 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

(%)

	全体	男性	女性
全面的賛成	1.3	1.8	1.1
可能ならば賛成	27.3	35.7	22.3
周りがとやかく言うことない	50.7	46.4	53.2
基本的には反対	16.7	16.1	17.0
全面的反対	2.7	-	4.3
人数	150	56	94

極的であることがわかる。静岡県の調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「賛成」「やや賛成」を合わせると男性 43.2%、女性 29.6%であり、他方「反対」「やや反対」を合わせると男性 19.5%、女性 42.4%で、男女の考え方を開きがあることがわかる。このように、本項目については、両県の調査結果と本調査結果は共通すると考えられる。

#### (7) 家事・育児へのかかわり方

無条件に「男女が協力して行うものである」とする回答が 56.1%、「男女が協力して行うものであるが、どちらかと言えば女性が中心となる方がよい」と女性に比重をかける回答が 41.9% である。性別で見ると、前者では女性 62.4% に対して男性 45.5% であり、後者では男性 52.7% に対して女性 35.5% であり、無条件に負担の公平化を希望する女性と、補助的に家事や育児を行うことを希望する男性という構図が浮き上がってきてている。

岐阜県の調査では、「家事は主として女性が行い、男性は女性を手伝う程度でよい」という回答が 47.1%（男性 54.9%、女性 40.7%）で最も多く、「どちらかでも手のあいている方が家事をすればよい」は 39.2%（男性 30.8%、女性 46.2%）で 2 番目に多い。ここにも男女の意識の違いが現れており、この点は本調査結果とも一致する。

表 10 家事・育児へのかかわり方 (%)

	全体	男性	女性
男女が協力して行う	56.1	45.5	62.4
どちらかと言えば女性中心	41.9	52.7	35.5
どちらかと言えば男性中心	0.7	-	1.1
女性が行う	1.4	1.8	1.1
男性が行う	-	-	-
人数	148	55	93

#### (8) 男性の家事参加（3つまで選択可）

女性回答者については男性にしてもらいたい家事、男性回答者については自分がしてもよいと思っている家事を問うという質問自体が固定的な役割分業観に基づくものであり、回答の中にはそのような視点から批判をしたものもあった。しかし、家事の多くを女性が担っている現状に照らし、あえて女性については「男性にしてもらいたい家事」、男性については「自分がしてもよいと思っている家事」について尋ねたものである。さらに、これらすべてを男女が協力して行ったり、性別ではなく個々の能力や事情によって分担することが家庭における男女平等の姿であるが、男女の意識の違いを浮き彫りにできると考え、回答数を限定した。

その結果、女性が男性にしてもらいたい家事の上位 3 位は「子どもの世話、しつけ」52.7%、「高齢者や病人の看護」46.2%、「ゴミ出し」44.1% であり、男性がしてもよいと思っている家の上位 3 位は「ゴミ出し」67.9%、「掃除」50.0%、「買い物」41.1% であった。男性は、所要

時間がはっきりと限られている家事を希望しているのに対し、女性は子どもの世話や高齢者・病人の看護という、時間が限定されず、女性のライフスタイルを束縛している家事における協力を求めており、男女の意識に隔たりのあることがわかった。

岐阜県の調査では、男性の上位3つは「掃除」(63.0%)、「買い物」(57.9%)、「乳幼児の世話、子どもの教育、しつけ」(46.7%)であり、女性の上位3つは「乳幼児の世話、子どもの教育、しつけ」(70.1%)、「高齢者や病人の介護」(58.8%)、「掃除」(50.4%)である。子どもの世話や教育は男性が「してもよい」と考える傾向は本調査よりも強いが、男女の意識のズレはやはり認められる。

表11 男性の家事参加 (%)

	全体	男性	女性
掃除	44.3	50.0	40.9
ゴミ出し	53.0	67.9	44.1
洗濯	10.7	21.4	4.3
アイロンがけ	4.0	3.6	4.3
裁縫	0.7	1.8	-
買い物	29.5	41.1	22.6
食事の支度	16.8	16.1	17.2
食事の後片付け	31.5	33.9	30.1
高齢者や病人の看護	32.9	10.7	46.2
子どもの世話、しつけ	41.6	23.2	52.7
家計の管理	12.8	10.7	14.0
その他	3.4	-	5.4
人数	149.0	56.0	93.0

#### (9)家庭における介護について

家庭で介護を必要とする人の世話のほとんどを女性が引き受けている現状があるが、「主に女性が介護を引き受けることはやむをえない」と現状を肯定する回答は6.0%であったが、男性については1割を超えており、最も多いのは、男女ともに「家族のみで介護するのではなく、必要に応じて施設を利用したり、介護の専門家に任せる方がよい」と社会的介護の必要性を認める回答であり、全体では66.4%、女性については7割を超えており、

岐阜県の調査では、「男性も女性も共に介護すべきである」という回答が57.3%(男性46.0%、女性66.6%)で最も多く、「主に女性が介護することはやむを得ない」という回答は25.3%(男性32.2%、女性19.9%)である。また、静岡県の調査では、「介護は女性の役割」という考え方に対して、「賛成」「やや賛成」を合わせると男性17.1%、女性11.2%であり、他方「反対」「やや反対」を合わせると男性28.2%、女性54.5%である。両調査とも、社会的介護を内容とする

選択肢がないために、本調査との直接的な比較はできない。

表 12 家庭における介護について

(%)

	全体	男性	女性
女性が引き受けるのはやむをえない	6.0	10.9	3.2
男女が同じように介護に関わる	25.5	27.3	24.5
家族のみでなく、施設等を利用	66.4	60.0	70.2
その他	2.0	1.8	2.1
人数	149	55	94

#### (10)女性と就労

女性が職業を持つことについて、「女性は職業を持たない方がよい」という回答はきわめて少なかった。しかし、52.3%と最も回答が多かったものは「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」であり、これは子育てが終わったら再就職するという日本の女性に特徴的なM型の就業構造、言い換えるならば性別によって異なるライフスタイルを支持するものである。性別で見ても、男女ともにここへの回答が過半数に達している。一方、「積極的に職業を持ち続ける方がよい」という回答は34.9%であり、これについても顕著な男女差は認められない。

表 13 女性が職業を持つことについて

(%)

	全体	男性	女性
女性は職業を持たない	0.7	-	1.1
結婚するまでは職業を持つ	3.4	3.6	3.2
子どもができるまでは職業を持つ	5.4	8.9	3.2
子育てが終わったら再就職	52.3	51.8	52.7
積極的に職業を持ちつづける	34.9	32.1	36.6
その他	3.4	3.6	3.2
人数	149	56	93

岐阜県の調査では、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」という回答が52.8%（男性51.1%、女性54.1%）で最も多く、次位は「子どもができても、ずっと職業を続けるほうがよい」の19.2%（男性19.0%、女性19.6%）である。また、静岡県の調査では、やはり「子どもができたらやめ、大きくなったら再就職」が男性63.2%、女性63.6%と6割を超えており、「ずっと職業を続けるほうがよい」は男性16.5%、女性17.7%である。このように、女性が職業を持ち続けることへの賛成意見は、本調査において優位である。

(11)女性のパートタイマー労働について

M型就業構造によって、子育てが一段落した女性が再就職する場合、正規雇用として採用されることは多くなく、条件の悪いパートタイマーとして働くケースが一般的である。そのような現状があるにもかかわらず、「パートではなく、正社員として働いた方がよい」という回答は14.7%（男性14.3%、女性14.9%）にとどまった。このことは、上記質問項目でM型就業構造が支持される以上、「再就職はパートタイマーで」という暗黙の了解があると推測される。

そのため、「経済的な補助として家事に差し支えない程度のパートはしてもよい」という「家事は女性が受け持つもの」という前提に立つ回答が39.3%（男37.5%、女40.4%）と最も多くなる。「経済的補助としてではなく、自分の生活を楽しむことを目的としたパートはしてもよい」も31.3%と多いが、これも「女性はパート」という考えにとらわれているものと言えるだろう。

表14 女性がパートタイマーとして働くことについて (%)

	全体	男性	女性
家事に専念した方がよい	1.3	-	2.1
家事に支障ない程度ならよい	39.3	37.5	40.4
経済的補助として積極的に	9.3	8.9	9.6
自分の生活を楽しむためならよい	31.3	37.5	27.7
正社員として働くべき	14.7	14.3	14.9
その他	4.0	1.8	5.3
人数	150	56	94

(12) P T Aや地域活動における男女平等

最初の質問項目で見たとおり、地域における男女平等は、他の領域と比べて進んでいないと考えられている。事実、P T Aや自治会などの長には男性がついているケースがきわめて多い。ここでの回答を見ても、「実際には女性が担い手である場合が多いものの、方針決定などを行う役職者には男性が多い」という見方を肯定する回答は74.5%であり、「そうは思わない」は

表15 P T Aや地域活動における男女平等 (%)

	全体	男性	女性
そう思うし、今までよい	14.8	14.3	15.1
そう思うが、今後は変えた方がよい	59.7	51.8	64.5
そうは思わない	10.7	14.3	8.6
わからない	14.8	19.6	11.8
人数	149	56	93

10.7%にとどまっている。そして、「役職者を男性が占める現状を変えた方がよい」という意見は59.7%を占め、「今までよい」の14.8%と大差がついている。性別で見ると、「そう思う」という回答が男性で66.1%、女性で79.6%であり、「今後は変えた方がよい」については男性51.8%、女性64.5%である。また、男性では「そうは思わない」14.3%と「わからない」19.6%が女性に比べて多い。

岐阜県の調査では、「そう思う」が39.7%（男性36.3%、女性42.6%）で、「そう思わない」の20.1%（男性27.3%、女性14.4%）を上回っているが、本調査と比べ、両者の差は小さい。

#### (13)子ども（就学前）に買ってあげたいおもちゃ（子どもの性別に分けて3つまで）

子どもに与えるおもちゃが隠れたカリキュラムとして、子どもの性役割意識に与える影響は大きなものがある。この質問では、就学前の子どもにおもちゃを贈る場合、相手の性別によって贈りたいものに差が出るかどうかを確認するために設けられた。

相手が男の子の場合に回答率が3割を超えたものは、「運動用具」55.2%、「絵本・ビデオ」37.1%、「自動車・電車」34.3%、「積み木」34.3%、「知育玩具」33.6%の5項目である。回答者の性別で見ると、「合体ロボ」「自動車、電車」は男性が女性よりも10ポイント以上多く、逆に「絵本・ビデオ」は女性が男性よりも10ポイント以上多くなっている。相手が女の子の場合に回答率が3割を超えたものは、「絵本・ビデオ」50.0%、「楽器」38.2%の2項目であるが、以下「着せ替え人形」28.5%、「ままごとセット」26.4%、「知育玩具」26.4%、「ぬいぐるみ」29.2%、「運動用具」29.2%などが挙げられた。回答者の性別で見ると、「着せ替え人形」「ぬいぐるみ」で男性が女性よりも10ポイント以上多く、「絵本・ビデオ」で女性が男性よりも10ポイント以上多くなっている。

以上のことから、全体的に子どもの性別によって与えるおもちゃが異なるという固定的性役割に向けての隠れたカリキュラムの存在は否定できないようである。特に男性において、固定的性別役割観に基づくおもちゃの選択を行う傾向が強いようである。なお、相手が男の子の場合に「着せ替え人形」「ままごとセット」、相手が女の子の場合に「プラモデル」「ピストル等武器」を挙げる回答はなかった。

この質問項目への回答傾向をさらに詳しく見ると、男の子向け、女の子向けでおもちゃの種類が全く異なる、すなわち1つも重複しなかった回答者は31名である。この人数は、ここでの無回答者12名を除く141名の中の22.0%にあたる。同様に、1つだけ重複した回答者は32.6%、2つ重複した回答者は24.8%、すべて同じおもちゃを挙げた回答者は20.6%である。また、各おもちゃについての重複率を、重複した回答を行った110名を母数に計算したところ、最も重複率の高かったのは「絵本・ビデオ」で42.7%、次いで「ボール・縄跳びなど運動用具」の34.5%、3位が「楽器」の27.3%である。これらは、いわば“ジェンダーバイアスフリーなおもちゃ”と言うことができるであろう。

表16 子ども(就学前)に買ってあげたいおもちゃ

(%)

買ってあげたいおもちゃ(男の子)				買ってあげたいおもちゃ(女の子)			
	全体	男性	女性		全体	男性	女性
着せ替え人形	-	-	-	着せ替え人形	28.5	35.8	24.2
合体ロボ	16.8	24.5	12.2	合体ロボ	0.7	1.9	-
自動車・電車	34.3	41.5	30.0	自動車・電車	0.7	1.9	-
ままごとセット	-	-	-	ままごとセット	26.4	24.5	27.5
テレビゲーム	7.0	11.3	4.4	テレビゲーム	0.7	1.9	-
積み木	34.3	32.1	35.6	積み木	22.9	22.6	23.1
知育玩具	33.6	35.8	32.2	知育玩具	26.4	22.6	28.6
ぬいぐるみ	2.1	3.8	1.1	ぬいぐるみ	29.2	39.6	23.1
折り紙	2.8	-	4.4	折り紙	22.2	22.6	22.0
プラモデル	21.7	18.9	23.3	プラモデル	-	-	-
パズル	16.8	13.2	18.9	パズル	11.8	7.5	14.3
ピストル等武器	1.4	-	2.2	ピストル等武器	-	-	-
お砂場セット	8.4	5.7	10.0	お砂場セット	9.7	9.4	9.9
ボードゲーム・カードゲーム	4.9	3.8	5.6	ボードゲーム・カードゲーム	2.8	3.8	2.2
絵本・ビデオ	37.1	24.5	44.4	絵本・ビデオ	50.0	34.0	59.3
運動用具	55.2	54.7	55.6	運動用具	29.2	28.3	29.7
楽器	21.7	26.4	18.9	楽器	38.2	41.5	36.3
人数	143	53	90	人数	144	53	91

#### (14)男女共同参画社会へ向かう社会の動きについての認識

冒頭に述べたように、1999年には雇用機会均等法の改正や男女共同参画社会基本法の制定など、男女共同参画社会実現へ向け、社会的に大きな動きがあった。また、北京会議から5年目にあたる今年は、ニューヨークで女性2000年会議が開催されることになっている。こうした社会全体の動きとともに、津市における動向をどの程度市民が認識しているかを知るために行った質問である。

#### <津市が男女共同参画都市宣言をしている>

津市が男女共同参画都市宣言を行ったのは平成7年であり、それから4年が経過しているにもかかわらず、そのことを認識している回答者は2割程度であった。

表17 津市が男女共同参画宣言都市であることの認識(%)

	全体	男性	女性
はい	21.7	22.4	21.3
いいえ	78.3	77.6	78.7
人数	152	58	94

＜津市に女性行政室がある＞

津市に女性行政室が設置されたのは 1995 年であり、設置から既に 4 年が経過しているが、その存在を認知している回答者は 32.2% である。

表 18 津市女性行政室の認知 (%)

	全体	男性	女性
はい	32.2	29.8	33.7
いいえ	67.8	70.2	66.3
人数	152	57	95

＜日本女性会議が来年（2000 年）津市で開催される＞

日本女性会議 2000 津が 2000 年 11 月に津市で開催されることになっているが、そのことを知っているという回答者は 30.7% であった。

表 19 日本女性会議 2000 津の周知 (%)

	全体	男性	女性
はい	30.7	36.2	27.4
いいえ	69.3	63.8	72.6
人数	153	58	95

＜男性会議'99 が今年津市で開催される＞

1999 年 8 月に日本女性会議 2000 津のプレイベントとして男性会議'99 が開催された。本調査はその会議直前に実施されたのであるが、男性会議'99 の開催を知っているという回答者は 7.2% に過ぎなかった。

表 20 男性会議'99 の周知 (%)

	全体	男性	女性
はい	7.2	8.6	6.4
いいえ	92.8	91.4	93.6
人数	152	58	94

＜雇用機会均等法が改正された＞

雇用機会均等法が改正されたことを知っているという回答者は 81.3% に達した。雇用機会均等法が制定されてから年月を経ているため、この法律自体がすでに多くの人に知られていることと、社会人にとっては直接関わってくる法改正であるため、市民の関心も高いようである。

表 21 雇用機会均等法改正の周知 (%)

	全体	男性	女性
はい	81.3	82.1	80.9
いいえ	18.7	17.9	19.1
人数	150	56	94

<男女共同参画社会基本法が制定された>

同じ法整備でありながら、新しく制定された基本法であるという性格のためか、雇用機会均等法改正とは異なり、「はい」という回答は 20.7% にとどまった。

表 22 男女共同参画社会基本法制定の周知(%)

	全体	男性	女性
はい	20.7	23.2	19.1
いいえ	79.3	76.8	80.9
人数	150	56	94

<女性 2000 年会議が来年ニューヨークで開催される>

1995 年に開催された第 4 回世界女性会議（北京会議）から 5 年を経た 2000 年に、ニューヨークで女性 2000 年会議が開催されることになっているが、そのことを知っているという回答者は 16.8% であった。

表 23 女性 2000 年会議の周知 (%)

	全体	男性	女性
はい	16.8	14.3	18.3
いいえ	83.2	85.7	81.7
人数	149	56	93

(15)回答者の属性

<性別> ①男性 37.9% ②女性 62.1%

<年齢> ①20代 14.4% ②30代 19.0% ③40代 23.5%  
④50代 22.9% ⑤60歳以上 20.3%

<結婚・未婚> ①未婚 13.2% ②既婚（配偶者あり） 82.9%  
③既婚（離別・死別） 3.9%

<職業> 自営業種 ①農・林・漁業 0.7% ②商工・サービス業 6.1%  
③自由業 2.0%

家族従業者 ④農・林・漁業 0% ⑤商工・サービス業 4.1%

⑥自由業	0%	
勤め人（常勤）	⑦管理職 8.1%	⑧専門・技術職 20.3%
	⑨事務職 7.4%	⑩労務職 2.7%
パートなど	⑪パートタイマー 14.9%	⑫臨時・アルバイト 2.7%
	⑬内職 0%	
無職	⑭無職の主婦・主夫 23.6%	
	⑮学生 4.7%	⑯その他の無職 2.7%
<家族状況>	①自分のみ 4.6%	②夫婦のみ 21.6%
	③夫婦と子ども 49.0%	④3世代家族 19.0%
	⑤母子または父子家庭 2.0%	⑥その他 3.9%

### 参考文献

岩男寿美子・加藤千恵編 女性学キーワード 有斐閣双書 1997年

岐阜県地域県民部男女共同参画課ホームページ

<http://www.pref.gifu.jp/s11123/ishiki/index.htm>

静岡県女性総合センター発行 静岡県女性のデータブック 1998年

総理府編 平成11年版男女共同参画白書－男女共同参画の現状と施策－ 大蔵省印

刷局 1999年

津市市民生活部市民交流課女性行政室編 アクションプログラム21 津市男女共同

参画プラン 1996年

【付 錄】

調 査 票

1. あなたは次のような場所において男女平等が実現されていると思いますか。それぞれについて1つだけ選んでください。

- (1) 職場 → ①思う ②やや思う ③あまり思わない ④思わない
- (2) 学校 → ①思う ②やや思う ③あまり思わない ④思わない
- (3) 家庭 → ①思う ②やや思う ③あまり思わない ④思わない
- (4) 地域 → ①思う ②やや思う ③あまり思わない ④思わない

2. あなたは社会全体で男女の地位は平等になっていると思いますか。1つだけ選んでください。

- ①男性の方が非常に優遇されている。
- ②どちらかと言えば男性の方が優遇されている
- ③平等である
- ④どちらかと言えば女性の方が優遇されている
- ⑤女性の方が非常に優遇されている
- ⑥わからない

3. 社会がどのようになったとき、あなたは男女平等が実現したと考えますか。重要と思われるものを5つまで選んでください。現状に満足されている方は⑭に○をつけてください。

- ① 男性と女性の賃金や昇給・昇格が性別ではなく、実力によって決まる
- ② 男性と女性の職場での扱い（残業、転勤などを含む）に差がなくなる
- ③ 男性と女性の家事・育児・介護にかける時間が等しくなる
- ④ 国、県、市町村などの議員や地域社会の重要なポストの男女比が等しくなる
- ⑤ 管理職など指導的立場の男女比が等しくなる
- ⑥ 女性を商品化したCMや風俗営業、あるいはミスコンテストがなくなる
- ⑦ 「ご主人」「奥さん」という言い方がなくなる
- ⑧ 婚約時の結納がなくなる
- ⑨ 夫婦別姓が認められる
- ⑩ 夫婦（男女）間の暴力やセクハラが犯罪として扱われる
- ⑪ 男の子の色、女の子の色という区別がなくなる
- ⑫ 言葉遣いに男女の違いがなくなる
- ⑬ その他 ( )
- ⑭ 現状に満足している

4. 今後、あなたや社会の意識は男女平等へと変わっていくと思いますか。1つだけ選んでください。

- ①自分は変わっていくが、社会は変わらないと思う
- ②社会は変わっていくが、自分は変わらないと思う

③自分も社会も変わらないと思う

④自分も社会も変わっていくと思う

⑤すでに男女平等が実現していると思う

⑥その他 ( )

5. あなたは結婚についてどのように考えていますか。 1つだけ選んでください。

① 家庭を持ち、子どもをもうけることは自然なことだから結婚した方がよい

② 精神的にも社会的にも安定するから結婚した方がよい

③ 結婚する方がよいが、結婚したい人が現れたらすればよいので、無理に結婚する必要はない

④ 結婚するしないは個人の自由だからどちらでもよい

⑤ 結婚は自由を束縛するから、一生結婚しない方がよい

⑥ その他 ( )

6. 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、それに対するあなたの考えをお尋ねします。あてはまるものを1つだけ選んでください。

① 全面的に賛成である。

② この考え方とらわれはしないが、できれば「男は仕事、女は家庭」がよい

③ 夫婦で決めるべきことであり、周りがとやかく言うことではない

④ 基本的には反対だが、育児や介護は女性の方が向いていると思う

⑤ 全面的に反対である

⑥ その他 ( )

7. 家事・育児へのかかわり方について、あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んでください。

① 男女が協力して行うものである

② 男女が協力して行うものであるが、どちらかと言えば女性が中心となる方がよい

③ 男女が協力して行うものであるが、どちらかと言えば男性が中心となる方がよい

④ 女性が行う方がよい

⑤ 男性が行う方がよい

8. 女性の方は男性にしてもらいたい家事を、男性の方は自分がしてもよいと思っている家事を3つまで選んでください。

①掃除 ②ゴミ出し ③洗濯 ④アイロンがけ

⑤裁縫 ⑥買い物 ⑦食事の支度 ⑧食事の後片づけ

⑨高齢者や病人の看護 ⑩子どもの世話、しつけ ⑪家計の管理

⑫その他 ( )

9. 現在、家庭で介護を必要とする人の世話は、そのほとんどを女性が引き受けているが、そのことについてあなたはどう思いますか。 1つだけ選んでください。

①主に女性が介護を引き受けることはやむをえない

②男性も女性も同じように介護に携わる方がよい

- ③家族のみで介護するのではなく、必要に応じて施設を利用したり、介護の専門家に任せる方がよい  
④その他 ( )

10. 女性が職業を持つことについて、あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んでください。

- ①女性は職業を持たない方がよい  
②結婚するまでは、職業を持つ方がよい  
③子どもができるまでは職業を持つ方がよい  
④子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい  
⑤積極的に職業を持ち続ける方がよい  
⑥その他 ( )

11. 女性がパートタイマーとして働くことについてあなたはどのようにお考えですか。1つだけ選んでください。

- ①家事に専念した方がよい  
②経済的な補助として家事に差支えない程度のパートはしてもよい  
③経済的な補助として積極的にパートをした方がよい  
④経済的な補助としてではなく、自分の生活を楽しむことを目的としたパートはしてもよい  
⑤パートではなく、正社員として働いた方がよい  
⑥その他 ( )

12. PTAや地域活動において、「実際には女性が担い手である場合が多いものの、方針決定などを行う役職者には男性が多い」という見方がありますが、それについてあなたはどのように思いますか。1つだけ選んでください。

- ①そう思うし、今までよい  
②そう思うが、今後は変えていった方がよい  
③そうは思わない  
④わからない

13. 子ども（就学前）におもちゃ等を贈る場合、あなたならどのようなものを贈ってあげたいと思いますか。下の枠の中から贈ってあげたいと思うものを3つまで選び、カッコ内に数字で答えてください。

(相手が男の子の場合) ( )・( )・( )

(相手が女の子の場合) ( )・( )・( )

- |          |                |                |          |
|----------|----------------|----------------|----------|
| ①着せ替え人形  | ②合体ロボ          | ③自動車・電車        | ④ままごとセット |
| ⑤テレビゲーム  | ⑥積み木           | ⑦知育玩具          |          |
| ⑧ぬいぐるみ   | ⑨折り紙           | ⑩プラモデル         | ⑪パズル     |
| ⑫ピストル等武器 | ⑬お砂場セット        | ⑭ボードゲーム・カードゲーム |          |
| ⑮絵本・ビデオ  | ⑯ボール・縄跳びなど運動用具 | ⑰楽器            |          |

14. あなたは次のようなことをご存知でしたか。もしすでにご存知でしたら「はい」、ご存知でなかったら「いいえ」に○をつけてください。

(1) 津市が男女共同参画都市宣言をしている

はい · いいえ

- |                              |          |
|------------------------------|----------|
| (2) 津市に女性行政室がある              | はい · いいえ |
| (3) 日本女性会議が来年津市で開催される        | はい · いいえ |
| (4) 男性会議'99が今年津市で開催される       | はい · いいえ |
| (5) 雇用機会均等法が改正された            | はい · いいえ |
| (6) 男女共同参画社会基本法が制定された        | はい · いいえ |
| (7) 女性2000年会議が来年ニューヨークで開催される | はい · いいえ |

**最後にあなた自身についてお尋ねします。**

1. あなたの性別はどちらですか

- ①男性      ②女性

2. あなたの年齢（平成11年8月1日現在の満年齢）は次のどれですか。

- ①20代    ②30代    ③40代    ④50代    ⑤60歳以上

3. あなたは結婚していますか。

- ①未婚    ②既婚（配偶者あり）    ③既婚（離別・死別）

4. あなたの職業は次のどれですか。

自営業種      ①農・林・漁業      ②商工・サービス業

③自由業

家族従業者      ④農・林・漁業      ⑤商工・サービス業

⑥自由業

勤め人（常勤）    ⑦管理職      ⑧専門・技術職

⑨事務職      ⑩労務職

パートなど    ⑪パートタイマー    ⑫臨時・アルバイト

⑬内職

無職      ⑭無職の主婦・主夫    ⑮学生

⑯その他の無職

5. あなたの家族状況は次のどれですか。

①自分のみ    ②夫婦のみ    ③夫婦と子ども    ④3世代家族

⑤母子または父子家庭    ⑥その他

——ご協力ありがとうございました——

## 【資料】

# 2000年 三重県内外外国人関係統計

尾崎正利

## 前注

1999年7月から8月にかけて、二つの共同研究による調査が行われた。調査の目的は、外国人労働力が地域の労働力に占める位置を判断する資料を収集すること、それら労働力の特性を明らかにすることであり、調査内容並びに方法は1993年から94年にかけて尾崎が実施した「外国人労働者の就職経路及び担当職種に関する調査」（特に予備調査）と同じものであり、とりわけ製造業についてここ5年間に生じた大規模な労働力削減の中での外国人労働力の変化を見ることが出来る。

ヒアリングは、21事業所に対して予め示しておいた項目に従って実施し、なかでも日本人従業員と外国人従業員の増減について、5年前、現在、5年後の変化を基に、それぞれの事業所における外国人労働力の位置を考える基礎資料とした。この詳細については別稿（三重社会経済研究センター『あすの三重』117号）で報告を予定しているが、製造業では概ね、三つの対応に分かれて、それに内二つのタイプがそれぞれ外国人労働者の割合を高めている。

一つは、雇用コストの削減を図る目的で正規従業員の削減を進めているもの（調査対象事業所ではいずれも退職者不補充により実施）であり、業務の外注化の結果、外国人労働者が間接雇用の形で導入されている。調査対象企業でこうした外注化を実施している事業所では、5年前と比べて正規従業員の数が40～60%減少したと回答している。この場合、日本人労働者でも可能であるが、コスト的に外国人労働力の方が目的をより達成できることによる。

もう一つのタイプは、作業環境、賃金額等が原因で日本人労働者の必要数が充足できないものである。ある事業所では、求人を安定所に常時出しているがこれまでには応募すらなく、ここ数年の求職難でやっと応募者が出てきたが、数日を経ずして辞めてしまう、というものもあった。こうした業種は、塗装、ゴム（下請）、旅館バックヤード、海産物加工等に拡大しつつある。また前者のタイプでも、新規高卒者の定着率が悪化してきていると回答するものもあり、作業環境が良く、賃金水準がそこそこの製造業においても、従来のような終身雇用制を維持するに足る若年労働力を確保することがすでに困難となってきているのではないか、との推測もあながち不当ではない。

こうした傾向に符合するように、今回の調査対象となった構内下請を専門に行う事業所における外国人労働者の雇用は、大幅に増加する傾向を見せている。最もこれらの事業所に雇用さ

れる労働者の労働条件が必ずしも従前の日本人労働者のそれと比較して劣悪というものではない。そうした労働条件の可能性を示しているのが研修生の導入と強い関わりを見るが、これらについてはさらに別の報告においてみることにする。統計数値を参照されるに当たりここ5年間の数値について特に注目する必要があり、それらの数値企業における雇用動向と併せて理解することにより、将来の外国人労働力の適正な予測が可能となろう。

[参考] [1999年前注]

この統計数値は、平成3年から4年にかけて三重県商工労働部が実施した「外国人研修及び日系人雇用実態調査」に参加し、外国人労働者の就労経路、就労実態を調査する中で、地域の労働市場との関わりについて研究をさらに継続する必要があると考え、継続的に三重県内における資料の収集に努めてきたもの的一部である。平成9年度の三重短期大学公開講座「国際化時代と地域社会 一 三重県における国際化時代の社会的条件を考える 一」の担当者としてコーディネーター及び講義録を作成することになり、公開講座における講義の参考として、県内の外国人関係に関する統計を受講生に提供することが望ましいと考え、関係各機関及び国際交流諸団体のご協力を得て作成したものであって、講義録にも資料として掲載することが読者の理解を一層深め、公開講座に参加しなかったその他の有識者に対しても何等かの便益を提供するものと思量して、その後に判明した若干の数値を補充して掲載することとした。

これらの数値は、関係各機関において、業務として作成されている統計を提供いただき、一つにまとめたものではあるが、それぞれの機関がそれぞれの業務に応じて統計を作成するものを全体として検討することができれば、相互に関連する状況を素早く、的確に理解することも可能となり、外国人を対象に業務を行っている諸機関や研究者にとって有用な資料であろうと考え、継続的に公表していくことが必要である、との理由から、及び尾崎が行っている「外国人労働者の就労経路及び就労実態調査」の基礎的資料としてこれら統計数値を収集したものであることから、この誌面を借りて公表することが望ましいと思われる。なお、講義録に掲載した「市町村における相談業務」及び「国際交流各種団体の意見」については、継続的なアンケート調査を実施する予定がないこともあるって、この統計資料から除外した。

この統計は、今後とも継続的に公表するつもりでいるが、すべて県内各機関で行われている統計を補足しているとはまだまだ云えない。外国人を対象とする業務に携わっている方々や研究者の中で、是非ともご指摘を頂き、できるだけ完全な資料に成長させていきたいと考えている。その意味では、この統計資料は、尾崎が纏め役となっているけれども、県内各担当者や研究者の協働の成果である、と考えている。数値の誤記、事項の不備、漏れている統計に関する情報等一報いただきたい。

**連絡は、E-mail ozaki@tsu-cc.ac.jp 又は三重短期大学法経科（津市一身田中野157）尾崎正利までお願いしたい（FAX 059-232-9647）。**

## [資料内容]

### 1 登録者数調査

- (1) 三重県外国人登録者数調査

### 2 外国人労働力状態調査

- (1) 労働力状態・男女別15歳～64歳外国人数（国勢調査）
- (2) 雇用外国人労働者数・男女別・15歳以上（国勢調査）
- (3) 雇用外国人労働者数（労働省外国人雇用状況調査）
- (4) 雇用外国人労働者数、雇用形態別・男女別（労働省外国人雇用状況調査）
- (5) 三重県外国青年招致事業による「国際交流員」「外国語指導助手」
- (6) 三重県教育委員会外国人児童生徒巡回指導相談員
- (7) 三重県市町村教育委員会外国人児童生徒巡回指導員

### 3 外国人職業紹介状況

- (1) 職業紹介状況
- (2) 日系人紹介状況

### 4 研修生調査

- (1) 受入研修生、国籍別受入数
- (2) 政府関与型研修生の受入状況
  - ① (財)国際農業者交流協会による研修生の受入
  - ② 三重県農業技術センターによる研修生の受入
  - ③ 三重県工業技術センターによる研修生の受入
  - ④ 三重県立津高等技術学校による研修生の受入
  - ⑤ 水産庁養殖研究所による研究者の受入
  - ⑥ 農水省野菜・茶葉試験場による研修生の受入
  - ⑦ ICETT（(財)国際環境技術移転研究センター）による研修生の受入
- (3) 民間交流団体による研修生受入状況
  - ① IATSS（国際交通安全協会）による研修生招致事業
- (4) 技能検定実施状況

### 5 留学生調査

- (1) 県内高等教育機関留学生数

### 6 就労状態調査

- (1) 外国人にかかる申告処理状況
- (2) 外国人にかかる労働災害発生状況

### 7 各種相談事業

- (1) 三重労働基準局「外国人労働相談コーナー」
- (2) 三重県内公共職業安定所における就職相談業務
- (3) 三重県生活部労働福祉課「労働相談室」
- (4) (財)三重県国際交流財團相談業務

### 8 教育

- (1) 日本語教育が必要な外国人（小学校）児童在籍者数
- (2) 日本語教育が必要な外国人（中学校）生徒在籍者数
- (3) 日本語教育が必要な外国人（高等学校）生徒在籍者数

### 9 社会保障関係

- (1) 外国籍生活保護世帯数

### 10 犯罪検挙件数・人員

### 1 登録者数調査

(1) 三重県外国人登録者数調査(各年、6月30日、12月31日)三重県生活文化部国際課調

年	韓国・朝鮮	中 国	ブラジル	ペルー	フィリピン	総 数
1989	8,281 (80.1%)	555 (5.4%)	521 (5.0%)	74 (0.7%)	406 (3.9%)	10,340 (1.04%)
1990	8,359 (70.0%)	639 (5.3%)	1,559 (13.1%)	160 (1.3%)	510 (4.3%)	11,944 (1.11%)
1991	8,377 (54.6%)	744 (4.8%)	4,218 (27.5%)	508 (3.3%)	637 (4.1%)	15,353 (1.26%)
1992	8,263 (45.9%)	1,183 (6.6%)	5,715 (31.8%)	754 (4.2%)	769 (4.3%)	17,988 (1.34%)
1993	8,151 (43.6%)	1,257 (6.7%)	6,320 (33.8%)	888 (4.8%)	748 (4.0%)	18,688 (1.41%)
1994	8,025 (41.6%)	1,293 (6.7%)	6,504 (33.7%)	1,025 (5.3%)	918 (4.8%)	19,313 (1.43%)
1995	7,899 (38.4%)	1,357 (6.6%)	7,616 (37.0%)	1,171 (5.7%)	839 (4.1%)	20,566 (1.51%)
1996	7,702 (32.2%)	1,476 (6.2%)	10,259 (42.9%)	1,430 (6.0%)	966 (4.0%)	23,926 (1.70%)
1997	7,625 (28.4%)	1,641 (6.1%)	12,516 (46.6%)	1,565 (5.8%)	1,059 (3.9%)	26,856
1998	7,492 (26.6%)	1,748 (6.2%)	13,248 (47.0%)	1,671 (5.9%)	1,157 (4.1%)	28,203
1999	7,352 (25.2%)	2,042 (7.0%)	13,611 (46.6%)	1,788 (6.1%)	1,322 (4.5%)	29,199

いずれも12月31日現在。( )内は県内総数に対する割合、総数下段( )内は全国総数に対する割合。

### 2 外国人労働力状態調査

(1) 労働力状態・男女別15歳～64歳外国人数(国勢調査による)

調 査 年	総 数 (男女)	労 働 力 人 口						非労働力人口	
		総 数	就 業 者				完全 失業者	うち 通学	
			総 数	主に 仕事	家事の ほか 仕事	通学か たわら 仕事			
1990年	3,997 3,940 7,937	3,465 2,380 5,845	3,331 2,297 5,628	3,257 1,711 4,968	15 552 567	27 19 46	32 15 47	134 83 217	506 1,527 2,033
1995年	7,281 6,526 13,807	6,609 4,269 10,878	6,397 4,124 10,518	6,236 3,232 9,468	50 816 866	65 44 109	43 32 75	215 145 360	646 2,248 2,894
									279 325 709
									509 284 893

上段は男子、中段は女子、下段は総数である。昭和60年就業者総数には、65歳以上を含む。

(2) 雇用外国人労働者数・男女別・15歳以上(国勢調査による)  
 就業者総数 雇用者総数 男子就業者数 男子雇用者 女子就業者数 女子雇用者

1990年 総数	5,806	4,016	3,460	2,323	2,346	1,693
建設業	673	390	571	332	102	58
製造業	2,220	1,980	1,392	1,235	828	745
卸・小売業	1,430	628	598	197	832	431
サービス業	908	612	478	283	430	329
1995年 総数	10,735	8,879	6,550	5,378	4,185	3,501
建設業	1,132	783	920	639	212	144
製造業	5,443	5,225	3,473	3,325	1,970	1,900
卸・小売業	1,621	840	680	293	941	547
サービス業	1,840	1,503	999	778	841	725

労働力調査とは、65歳以上を含む点で異なる。  
 昭和60年は就業者総数のみ

(3) 雇用外国人労働者数(労働省、外国人雇用状況調査より)

	1994年	1995年	1996年	1997年
三重県合計	4,436(1,644)	4,468(1,564)	5,050(1,857)	7,027(2,417)
四日市	566( 261)	743( 287)	880( 386)	1,084( 458)
鈴鹿	1,864( 688)	1,531( 520)	1,647( 572)	2,559( 869)
津	789( 340)	755( 318)	883( 363)	1,007( 359)
上野	584( 146)	723( 177)	771( 231)	897( 298)
	1998年	1999年		
三重県合計	7,696(3,266)	7,254(2,753)		
四日市	722( 249)	541( 188)		
鈴鹿	3,560(1,768)	2,936(1,328)		
津	1,133( 457)	1,026( 409)		
上野	972( 327)	1,158( 265)		

管内内数。 ( ) 内は内数で、女子：いずれも6月1日現在

## (4) 雇用外国人労働者数、雇用形態別・男女別(労働省、外国人雇用状況調査より)

調査年度	事業所	直接雇用				間接雇用					
		男	子	女	子	事業所	男	子	女	子	小計
1994	三重県	365	1,550	967	2,517	104	1,242	677	1,919		
	四日市	49	192	136	328	18	113	125	238		
	鈴鹿	68	734	428	1,162	43	442	260	702		
	津	55	236	194	430	13	213	146	359		
	上野	14	80	44	124	15	358	102	460		
1995	三重県	213	1,292	726	2,013	100	1,612	838	2,450		
	四日市	45	266	178	444	23	190	109	299		
	鈴鹿	40	429	183	612	29	582	337	919		
	津	46	207	164	371	14	230	154	384		
	上野	18	127	60	187	16	419	117	536		
1996	三重県	210	1,245	732	1,977	112	1,948	1,125	3,073		
	四日市	34	303	200	503	22	191	186	377		
	鈴鹿	26	256	128	384	28	819	444	1,263		
	津	55	241	178	419	20	279	185	464		
	上野	25	149	88	237	20	391	143	534		
1997	三重県	226	1,636	799	2,435	150	2,974	1,618	4,592		
	四日市	37	469	193	662	21	350	265	615		
	鈴鹿	28	343	140	483	39	1,347	729	2,076		
	津	53	418	197	615	23	230	162	392		
	上野	26	116	117	233	24	483	181	664		
1998	三重県	229	1,312	686	1,998	152	3,118	2,580	5,698		
	四日市	21	173	56	229	19	300	193	493		
	鈴鹿	25	234	94	328	38	1,558	1,674	3,232		
	津	60	382	205	587	29	294	252	546		
	上野	29	124	161	285	21	521	166	687		
1999	三重県	237	1,504	698	2,202	155	2,997	2,055	5,052		
	四日市	21	173	56	229	19	300	193	493		
	鈴鹿	25	234	94	328	38	1,558	1,674	3,232		
	津	60	382	205	587	29	294	252	546		
	上野	29	124	161	285	21	521	166	687		

管内内数。いずれも6月1日現在。

(5) 三重県外国青年招致事業による「国際交流員」「外国語指導助手」  
国際交流員(CIR) 年度

	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06
アメリカ	0	0	0	1	1	2	2	3	3	2	1	2	2							
											①	①								
オーストラリア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1							
											①	①	①							
中国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1						
スペイン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	1						
											①	①	①	①						
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1						
三重県	0	0	0	1	1	2	2	3	3	5	7	8	8							
合計										①	②	③	④							

全国比 0.0 0.0 0.0 0.7 0.6 0.9 0.7 0.9 0.8 1.1 1.4 1.4

	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06
アメリカ	10	9	15	20	27	26	28	35	38	38	38	48	44							
	①	②	③	②	①	②	①	②	②	②	②	⑤	⑩							
オーストラリア	4	5	7	9	9	9	8	10	11	14	19	18	23							
							①				①	②	②							
カナダ	0	4	6	5	6	10	13	9	7	8	11	11	22							
		①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	④							
オーストラリア	1	2	2	2	1	3	4	5	7	8	6	7	4							
											②	①								
ニュージーランド	0	1	0	0	2	3	4	4	5	4	3	2	5							
											①	①	②							
アイルランド	0	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2							
						①	①	①												
三重県	15	23	32	38	46	52	58	64	69	73	79	88	100							
合計		①	②	④	④	④	④	③	③	⑤	⑪	⑯								

全国比 1.8 1.7 1.7 1.8 1.7 1.7 1.7 1.7 1.6 1.6 1.6 1.7

注: ○数字は、市町村単独招致にかかる人で、内数である。

三重県国際課調

(6) 三重県教育委員会外国人児童生 巡回指導相談員 年度  
1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005

1 3 3 3 4 5 7 9

いずれもポルトガル語の堪能なブラジル国籍者。1999年度は予定者数。

三重県教育委員会指導課調

(7) 三重県市町村教育委員会外国人児童生徒巡回指導員 年度  
 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000

	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
四日市市	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1				
桑名市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2					
津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1					

いずれもブラジル国籍者である。ただし桑名市は、1996, 1997年度いずれも日本国籍者1名を含む  
 各市町村教育委員会アンケート結果による。

### 3 外国人職業紹介状況

(1) 職業紹介状況 年度・件数

在 留 資 格 別 件 数	求職受理件数	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
		260	209	191	172	316	578	258
技 術	0	1	0	0	0	0	4	0
人文知識/国際業務	0	0	0	1	1	0	0	1
企業内転勤	0	0	0	0	0	0	0	0
技能	0	0	1	2	0	1	0	0
就学/留学	2	1	1	2	0	9	2	
日本人の配偶者			101	100	153	240	136	
定住者			83	63	141	305	143	
その他の	278	207	5	4	21	19	3	
 紹介就職件数								
技 術	55	48	38	36	65	94	48	
人文知識/国際業務	0	0	0	0	0	1	0	
企業内転勤	0	0	0	0	0	0	0	
技能	0	0	0	0	0	1	0	
就学/留学	0	1	0	0	0	4	4	
日本人の配偶者			14	19	40	34	27	
定住者			24	17	23	49	21	
その他の	54	48	0	0	2	5	0	

1999年度は、4月から12月までの集計である。

三重県職業安定課調

## (2) 日系人紹介状況

	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	年度・件数
--	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

在留資格	求職受理件数	273	183	131	92	196	433	196
	日本人の配偶者等	165	100	67	51	98	181	83
	定住者	91	79	63	40	93	243	113
別件数	在留資格の変更前提	短期滞在	15	3	1	1	5	6
		その他	2	1				2
在留資格	紹介就職件数	47	42	17	24	31	65	31
	日本人の配偶者等	31	14	4	12	17	21	15
	定住者	13	28	13	12	14	41	16
別件数	在留資格の変更前提	短期滞在	0	0	0	0	2	0
		その他	3	0				

1999年度は、4月から12月までの集計である。1996年度求職「その他」には、人文知識・国際業務を含む。1998年度より対象者の変更があり、日系人に限らず、広く中南米諸国出身者を集計の対象者とする。

三重県職業安定課調

## 4 研修生調査

## (1) 受入研修生、国籍別受入数(JITCO調べによる)

	県内総数	中國	インドネシア	ペルー	フィリピン	タイ	ベトナム	全国総数
1992	195	*	*	*	*	*	*	8,221
1993	114	*	*	*	*	*	*	13,911
1994	121	15	4	10	15	73	0	12,879
1995	223	85	29	0	14	26	57	18,264
1996	222	28	47	0	0	5	129	23,078
1997	438	92	120	0	20	14	74	28,011
1998	651	*	*	*	*	*	*	26,075

研修生数は、JITCO支援(企業単独型、団体型、JITCO推薦型)研修生のみの数値である。政府関与、その他直接受入研修は含まない。JITCO支援研修の全研修に占める割合は、1992年(18%)、1992年(34%)、1994年(35%)、1995年(45%)、1996年(51%)、1997年(56%)、1998年(52%)である。\*は国籍別データーが得られない。JITCO YEAR BOOK各年度版、1998年からは「外国人研修・技能実習事業状況報告(JITCO白書)」による。

## (2) 政府関与型研修生の受入状況

## ① (財) 国際農業者交流協会による研修生の受入

1994 男女	1995 男女	1996 男女	1997 男女	1998 男女	1999 男女	2000 男女	2001 男女	2002 男女	2003 男女
タイ 5 0	4 0	4 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
ペルー 0 0	0 0	0 0	0 3	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
フィリピン 0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	3 0	4 0			

全国は1990年から、三重県は1994年から受け入れ。

三重県農林水産商工部農林水産経営企画課調

② 三重県農業技術センターによる研修生の受入

	1990 男女	1991 男女	1992 男女	1993 男女	1994 男女	1995 男女	1996 男女	1997 男女	1998 男女	1999 男女
中 国	0 0	1 0	0 0	0 0	1 0	2 0	1 0	1 0	1 0	1 0
韓 国	1 0	0 0	0 0	0 0	1 0	0 0	1 0	0 0	0 0	0 0
ブ ラジル	0 0	0 1	1 0	1 0	0 0	0 1	0 1	0 0	0 0	0 0
アルゼンチン	0 0	0 0	0 0	0 0	1 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
マラウイ	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 0	0 0	0 0
ペ パル	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 0

三重県科学技術振興センター農業技術センター調

③ 三重県工業技術センターによる研修生の受入

	1990 男女	1991 男女	1992 男女	1993 男女	1994 男女	1995 男女	1996 男女	1997 男女	1998 男女	1999 男女
中 国	1 0	0 0	1 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
タ イ	0 0	0 0	0 0	1 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
ブ ラジル	0 0	1 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
印ドネシア	0 0	0 0	0 0	0 0	2 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
ケニア	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 1

三重県科学技術振興センター工業技術総合研究所調

④ 三重県立津高等技術学校による研修生の受入

	1990 男女	1991 男女	1992 男女	1993 男女	1994 男女	1995 男女	1996 男女	1997 男女	1998 男女	1999 男女
中 国	0 0	0 0	1 0	0 0	0 0	0 0	1 0	0 0	0 0	0 0
ケニア	1 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
ブ ラジル	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 0	0 0
パラオ	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 0

三重県立津高等技術学校調

⑤ 水産庁養殖研究所による研究者の受入

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2002
中国（北京）	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	
中国（台北）	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
韓国	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
インドネシア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
フィリピン	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
マレーシア	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	
ミャンマー	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	
タイ	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	
インド	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	
ブラジル	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
エクアドル	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
メキシコ	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
チリ	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
アメリカ	0	1	0	2	0	0	0	0	1	1	0	
カナダ	0	1	0	2	2	1	0	0	0	0	0	
オランダ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ギリシャ	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
フランス	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
スペイン	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	
ノルウェイ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
ドイツ	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	
スエーデン	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
オーストラリア	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
デンマーク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
オーストラリア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
トンガ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	

主として90日未満

水産庁養殖研究所調

⑥ 農水省野菜・茶業試験場による研修生の受入

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999		
	男女	男女										
中国（北京）	4	0	1	4	2	1	1	0	3	0	0	
韓国	1	0	2	0	0	2	0	3	0	0	0	
インドネシア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
スリランカ	1	0	0	0	2	1	2	1	0	0	0	
フィリピン	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
トルコ	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
ペルー	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
ブラジル	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	
パラグアイ	0	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	
チリ	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	
ホンジュラス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
ボリビア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
メキシコ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	

主として90日未満

農水省野菜・茶業試験場調

⑦ ICETT ((財)国際環境技術移転研究センター)による研修生の受入

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2002	2003
中国(北京)	20	26	30	27	18	1					
中国(台北)	0	0	0	0	21	0					
インドネシア	39	34	34	14	14	4					
シンガポール	1	1	1	0	0	0					
タイ	13	2	2	9	6	1					
香港	2	2	2	2	0	1					
マレーシア	7	15	1	1	1	1					
フィリピン	0	1	0	8	10	0					
インド	0	1	0	1	11	0					
ヴェトナム	0	0	20	7	6	0					
イラン	2	1	2	3	0	0					
イスラエル	0	1	0	0	0	0					
ヨルダン	0	2	0	0	0	1					
パレスチナ	0	1	0	0	0	0					
サウジアラビア	0	0	0	2	3	0					
オマーン	0	0	0	1	0	0					
トルコ	0	0	0	0	1	0					
ケニア	1	0	0	0	1	0					
アルジェリア	0	1	0	0	0	0					
エジプト	0	1	1	2	4	0					
メキシコ	10	1	2	3	3	1					
ブラジル	11	2	26	16	14	0					
コロンビア	1	0	2	2	0	1					
アルゼンチン	0	2	1	3	0	0					
エルザルバドル	0	0	0	0	13	0					
ベネズエラ	0	0	0	0	1	0					
チリ	0	0	0	0	1	0					
ペルー	0	0	0	0	0	1					
ポーランド	15	5	0	0	1	0					
ハンガリー	5	0	0	0	0	0					
チェコ	8	0	0	0	0	0					
スロヴェニア	7	0	4	0	0	0					
ブルガリア	0	5	1	4	5	0					
ルーマニア	0	5	2	4	4	0					
マケドニア	0	0	0	0	2	0					
カザフスタン	3	0	0	0	0	0					
ロシア連邦	2	0	0	0	0	0					

1997年度は7月31日現在までの受入数。企業研修を追加する場合の例外を除き、ほとんどが90日未満の短期研修である。

ICETT研修部調

(3) 民間交流機関による研修生受入状況

① IATSSによる研修生招致事業

	年度・人数																				
	1990		1991		1992		1993		1994		1995		1996		1997		1998		1999		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
インドネシア	15	8	3	2	3	1	3	1	3	1	2	1	2	2	2	2	2	2	3	1	
マレーシア	3	1	9	7	2	2	2	2	3	1	1	3	3	3	1	1	3	1	3	1	
フィリピン	0	0	1	2	2	3	2	2	1	3	2	2	2	2	3	1	1	3	3	1	
シンガポール	2	1	3	1	0	2	0	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0	1	1	
タイ	6	17	9	13	1	3	2	2	1	3	0	4	1	3	1	3	1	3	1	3	
ヴェトナム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	1	1	1	
その他	15	4	14	1	6	1	5	1	4	1	3	3	3	1	9	0	0	0	2	0	
	2000		2001		2002		2003		2004		2005		2006		2007		2008		2009		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
インドネシア		4																			
マレーシア		4																			
フィリピン		4																			
シンガポール		2																			
タイ		4																			
ヴェトナム		2																			
その他		4																			

1991年度までは年間3回の招致、以降は1回。いずれも70日間の短期滞在。2000年度は予定者数。

国際交通安全協会(International Association of Traffic and Safety Sciences)フォーラム調

(4) 技能検定実施状況

	年度(前・後)・人数									
	1993前	1993後	1994前	1994後	1995前	1995後	1996前	1996後	1997前	
受験申請者数	2	1	6	4	5	10	45(8)	38	42	
合格者数	2	1	6	4	5	10	34(7)	38	42	
1997後 1998前 1998後 1999前 1999後 2000前 2000後 2001前 2001後										
受験申請者数	40	112	84(11)	153(18)						
合格者数	40	111	84(11)	151(18)						

いずれも基礎2級。女子は紳士既製服縫製、電気機器組立。( )内は内数で女子。

三重県職業能力開発協会調

## 5 留学生調査

国 種	県内高等教育機関留学生数								各年度・国籍別・男女別		
	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	累計
中国(北京)男子	32	40	62	88	109	119	129	123	108	119	(929)
女子	19	23	23	30	40	57	69	80	87	92	(520)
中国(台北)	6	5	5	5	8	9	7	6	4	4	(59)
	0	2	3	3	6	6	7	5	2	4	(38)
大韓民国	1	1	0	2	5	4	4	8	12	15	(52)
	1	2	3	3	4	4	5	11	13	18	(64)
マレーシア	6	10	17	24	27	27	25	26	23	20	(205)
	0	0	2	2	3	3	2	2	2	3	(19)
パング ラテ イッシュ	2	2	5	8	8	9	10	9	11	10	(74)
	0	0	0	0	0	1	2	2	2	5	(12)
インドネシア	3	4	4	3	2	3	3	4	6	5	(38)
	0	0	1	1	1	1	1	1	2	3	(11)
インド	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	(2)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
モンゴル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(1)
タイ	0	1	2	2	3	3	4	0	3	3	(21)
	1	1	2	3	3	3	3	0	2	5	(23)
ネパール	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	(6)
	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	(2)
香港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	(4)
フィリピン	0	0	0	1	2	4	3	2	2	1	(15)
	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	(1)
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
	0	0	0	1	1	1	2	3	1	3	(4)
スリランカ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	(2)
	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	(5)
ラオス	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	(3)
	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	(0)
ベトナム	0	0	0	1	2	2	0	1	2	3	(11)
	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	(7)
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	(2)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(1)
エジプト	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	(4)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
イラン	0	0	0	2	2	1	1	1	2	2	(11)
	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	(2)
ガーナ	1	2	2	2	0	0	0	0	0	0	(7)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
ザイール	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	(6)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
シリア	0	1	2	1	0	0	0	0	0	1	(5)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
トルコ	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	(4)
	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	(1)
イエメン	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	(2)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)

国 種	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	累計
キプロス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	(2)
ナイジェリア	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	(1)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
コートジボアール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	(5)
ザンビア	0	0	0	0	0	2	3	3	3	2	(13)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
タンザニア	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	(2)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
ガボン	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	(2)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
ロシア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	(2)
アルバニア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(1)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
スペイン	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	(4)
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(2)
フランス	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	(1)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
ドイツ	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	(4)
	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	(4)
連合王国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	(5)
オランダ	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	(2)
	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	(1)
カナダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	(4)
アメリカ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	(2)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
ブラジル	1	1	1	2	2	3	2	3	2	2	(19)
	2	2	2	1	1	2	2	0	1	2	(15)
メキシコ	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	(4)
	2	1	0	0	0	0	1	0	0	1	(5)
パラグアイ	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	(7)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
ニカラグア	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	(1)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
アルゼンチン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(2)
	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	(3)
ベネズエラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	(1)
ホンジュラス	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	(5)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
ペルー	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	(7)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
ドミニカ共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(1)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
オーストラリア	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	(4)
	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	(3)

国籍	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	累計
フィジー	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	(3)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
年度別合計	84	107	146	197	239	274	296	304	315	355	2,317

上段は男子、下段は女子。1997年までは、アンケート調査(1997年6月)の結果による。回答大学は、三重大学、松阪大学、四日市大学、皇學館大学、鈴鹿国際大学、鈴鹿医療科学技術大学、松阪大学女子短期大学部、鈴鹿短期大学、高田短期大学、三重短期大学、鈴鹿工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、三重県公衆衛生学院である。各年度(5月1日)在籍者数 \*1998年以降は、三重地域留学生交流推進会議による集計である。1998年は10月1日現在、1999年は11月1日現在の在籍者数。

## 6 就労状態調査

### (1) 外国人労働者にかかる申告処理状況

年	申告処理件数	監督実施件数	違反事業場数	主要事項別被申告事業場数	
				賃金不払	解雇
1992年	9	6	5	9	—
1993	14	9	9	13	1
1994	23	14	9	16	2
1995	23	16	11	19	2
1996	29	19	16	21	8
1997	35	23	10	29	5
1998	32	30	19	24	10
1999	51	46	26	40	14

三重労働基準局調

### (2) 外国人労働者にかかる労働災害発生状況(休業4日以上)

年	1991年	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
---	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

11	18	21	36	48	54	51	39	33							
----	----	----	----	----	----	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--

### 内、不法就労者労災保険給付件数

年	1991年	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
---	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

-	-	1	3	8	3	8	4	13							
---	---	---	---	---	---	---	---	----	--	--	--	--	--	--	--

不法就労者総件数40件の内訳は、韓国・5、中国・3、ペルー10、ブルジル・3、バングラディッシュ・3、フィリピン・7、イラン・9、スリランカ・3、パキスタン・1、インドネシア・1、となっている。

三重労働基準局調

## 7 各種相談事業状況

### (1) 三重労働基準局「外国人労働者相談コーナー」

相談は、毎週火曜日、金曜日の10時から15時まで、労働基準局にて実施。ポルトガル語、スペイン語による相談が可能。1994年10月に設置された。

性別		相談件数年別									年・件数
		1995年	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	
性別	男性	-	41	69	85						
	女性	-	15	25	44						
国籍	ブラジル	-	63	100	172						
	ペルー	-	4	15	51						
籍	その他南米	-	1	18	5						
	その他	-	1	10	3						
相談内容	賃金	7	28	87	132						
	解雇	4	9	26	100						
	割増手当	2	9	9	6						
	契約一般	0	11	12	17						
内容	労働時間	1	2	1	0						
	有給休暇	2	0	6	8						
	労災補償	1	12	15	54						
	安全衛生	0	1	3	1						
	その他	9	11	17	18						

国籍及び相談内容件数については、重複がある。1995年の数値は、4月～12月である。

三重労働基準局監督課調

	件数・年度										
	1993年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
相談・援助件数	335	272	114	92	80	72	53				
(日系人内数)	317	224	77	40	49	-	-				

1999年度の数値は、4月～12月である。1998年度より日系人内数は集計していない。

三重県生活部職業安定課調

	年度・件数												
	1992年	1992	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
相談件数	2	2	11	11	8	14	31	32					
	(2)	(2)	(4)	(2)	(3)	(12)	(12)	(10)					

相談は、1997年度より毎月一回第一木曜日も10時～15時まで、三重県中小企業労働相談室において、ポルトガル語により実施。（ ）内は、相談通訳配置件数で、内数である。1999年度は12月までの集計である。

三重県生活部勤労福祉課調

## (4) (財)三重県国際交流財団相談業務

		年度											
		1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
利用者	日系人	39	229	295	158	191	186	208	219				
	日本人	5	14	8	5	13	7	37	15				
相談	電話	22	108	120	117	156	134	217	189				
方法	来訪	15	14	20	9	21	8	8	7				
	手紙	1	18	43	16	5	3	4	4				
	その他	6	103	120	21	22	48	16	34				
就労・労働		12	34	95	30	72	76	90	101				
医療		2	44	47	17	31	28	23	10				
運転免許		0	26	34	17	2	5	0	2				
在留手続等		3	18	19	6	12	10	13	9				
子女教育		6	13	17	15	13	3	3	5				
税金		0	8	16	6	6	4	9	3				
戸籍・国籍		6	8	7	1	3	0	0	0				
健康保険等		1	7	12	5	5	0	3	7				
日本語學習		3	9	7	3	6	6	6	5				
事故		1	1	0	18	1	3	2	1				
住居		0	7	5	8	16	15	16	15				
年金		0	0	0	0	0	1	1	0				
その他		10	68	44	37	37	42	79	76				
年度合計		44	243	303	163	204	193	245	234				

毎週月曜日、水曜日（1996年11月1日より、火曜日、木曜日を追加）9時30分～12時まで、三重県国際交流財団事務所内で、ポルトガル語の可能な国際交流協力員及び国際交流コーディネーターにより実施。1991年12月に設置。1991年度は12月～1992年3月までの数値である。

(財)三重県国際交流財団調

		年度											
		1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
利 用 者		132	24	42	131	164	70	44					
相 談	電 話	36	14	28	74	94	56	25					
方 法	来 訪	45	6	13	42	42	11	11					
	手 紙	0	1	0	5	2	2	0					
	そ の 他	31	3	0	0	16	21	8					
在留手続等		6	2	0	-	-	3	2					
戸籍・国籍		0	0	0	-	-	-	-					
出入国関係		22	0	2	9	15	0	0					
医療		10	3	4	12	13	10	5					
観光・交通・地理		6	1	7	23	17	3	0					
日本語學習		10	1	1	8	11	6	6					
郵便		0	1	0	-	-	3	0					
就労		27	9	4	10	9	6	4					
		1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
買い物	0	0	1	-	-	2	2					
宗教	1	0	0	-	-	0	1					
住居(ホームステイ)	1	0	1	1	2	0	0					
運転免許	0	0	1	-	-	-	-					
通訳・翻訳	1	0	4	21	31	15	13					
送金手続	0	1	0	-	-	-	-					
交流(交流団体)	1	0	-	0	4	1	0					
国際交流	-	-	-	3	7	2	0					
その他	47	6	18	41	50	39	11					
年度合計	132	24	43	128	159	90	44					

項目には一部変更がある。就労、就労・労働、労働法、就職・求人は、就労に、行事は観光に、国際協力は国際交流に、その他には、留学、ボランティア、税金を含めた。(財)三重県国際交流財團調

## 8 教育

(1) 日本語教育が必要な外国人(小学校)児童在籍者数	年度・人										
1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002

ポルトガル語	68	132	155	129	130	207	343	454	373		
スペイン語	7	12	14	9	16	32	40	67	60		
タガログ語	4	5	3	1	0	3	5	2	2		
中国語	2	5	11	23	12	15	17	16	18		
韓国・朝鮮語	2	3	2	1	1	1	0	2	2		
英語	1	4	6	17	10	1	2	5	8		
ロシア語	1	0	0	0	0	0	0	0	1		
チェコ語	1	0	1	0	0	0	0	0	0		
タイ語	1	3	4	2	3	0	1	3	3		
インドネシア語	0	0	0	0	0	1	1	1	1		
バングラデッシュ語	0	0	0	0	0	1	2	0	0		
ボリビア語	0	1	0	1	0	0	0	0	1		
アラビア語	0	1	1	0	0	0	0	0	0		
ビサイヤ語	0	0	2	0	0	0	0	0	0		
フランス語	0	0	1	0	0	0	0	0	2		
マレー語	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
スリランカ語	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
ウルドゥー語	0	0	0	1	0	0	0	0	0		
ベンガル語	0	0	0	0	1	1	0	2	1		
シンハラ語	0	0	0	0	2	0	0	0	0		
ヒンズー語	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
総 数	87	166	203	184	175	262	411	553	470		

各年度5月時点、1998年度は9月時点。

三重県教育委員会指導課調

(2) 日本語教育が必要な外国人（中学校）児童在籍者数 年度・人

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
ポルトガル語	18	48	55	49	53	87	130	196	155			
スペイン語	4	6	5	6	5	11	24	27	26			
タガログ語	0	2	2	2	0	2	0	1	1			
中国語	3	3	1	2	1	3	4	7	4			
韓国・朝鮮語	0	0	0	1	1	1	0	0	0			
英語	1	0	0	2	2	0	0	1	0			
ベトナム語	1	0	0	0	0	0	0	0	0			
タイ語	1	3	4	2	3	0	1	0	1			
スワヒリ語	0	0	1	1	1	0	0	0	0			
ウイグル語	0	0	0	0	0	0	0	1	0			
ビサイヤ語	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
総 数	28	62	68	65	66	104	159	233	188			

各年度5月時点、1998年度は9月時点。

三重県教育委員会指導課調

(3) 日本語教育が必要な外国人（高等学校）生徒在籍者数

① 全日制	年度・人										
	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007

ポルトガル語	9	9
スペイン語	1	0

1999年度は調査が行われていない。

(財) 三重県国際教育協会調

② 定時制

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
ポルトガル語	42	28										
スペイン語	9	14										
中国語	0	3										
タガログ語	0	2										

1999年度は調査が行われていない。

(財) 三重県国際教育協会調

## 9 社会保障関係

(1) 外国籍生活保護世帯数	年度・世帯数・人数								
	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001

日本国籍外世帯	2,053	2,128	2,064	2,082	2,001	1,994			
日本国籍外人数	2,924	2,983	2,860	2,979	2,818	2,734			

三重県健康福祉部医務福祉課調

## 10 犯罪関係

## (1) 犯罪件数・人員

	刑法犯		特別刑法犯		合 計 検挙件数	計 検挙人員
	検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員		
1990年	2	2	6	4	8	6
1991年	6	5	10	8	16	13
1992年	14	8	17	17	31	25
1993年	48	9	63	72	111	81
1994年	445	33	92	45	537	78
1995年	178	40	79	58	257	98
1996年	418	59	133	91	551	150
1997年	164	45	75	56	239	101
1998年	504	57	108	91	612	148
1999年	553	63	141	130	694	193

三重県警刑事部捜査第一課国際捜査室調

### 一九九九年度地域問題総合調査研究室スタッフ

室長	尾崎 正利（本学法経科教授）
事務局長	東福寺一郎（本学法経科教授・運営委員）
運営委員	岩田 俊二（本学生活科学科助教授）
研究員	茂木 陽一（本学法経科教授、地研年報編集担当）
研究員	岩瀬 充自（本学法経科教授）
研究員	林 智樹（本学生活科学科助教授）
研究員	疋田 敬志（本学法経科教授・今年度奨励研究員）
研究員	水谷 勇（本学生活科学科教授）
研究員	冬木 春子（本学生活科学科講師）
研究員	南 有哲（本学法経科講師）
事務局助手	松本 環

#### 編集後記

今年は桜前線が早いのではと期待していたのですが、結局例年並になりそうです。卒業式の日の夜、この編集後記を書いています。本来なら百花繚乱とは行かないまでも華やかな卒業式のはずなのですが、今年は何と無しに雰囲気が固いのです。就職戦線の厳しさがついにわが短大にも及んできたようです。

地研年報第5号をお届けします。新人の論稿2本を加えて昨年並みのボリュームになりました。森岡研究員の三重県経済分析のシリーズは今回中断して、代わりに環境・資源 問題を組み込んだ最適成長モデルのシミュレーションに取り組んでいます。

昨年当研究室に加わった林研究員は残念ながら金城学院大学へ転任されることになりましたが、今年度新たに大阪市立大学大学院から生活科学科講師として赴任した冬木研究員が児童福祉の分野での研究を開始しました。同じく、昨年四月に法経科に赴任した南研究員は都市問題・民族問題を専攻していますが当研究室では移民問題を取り組もうとしています。

東福寺研究員は今年、津で開催される第17回日本女性会議の準備をかねての調査報告を行いました。尾崎室長は昨年・一昨年に引き続く外国人労働者に関する基礎資料の調査報告に取り組んでいます。編集子は近世三重県における人口動態研究の四回目として三重県に残存する明治前期の戸口関係資料に取り組みました。

冬木・南に加えて生活科学科助教授の岩田研究員も新メンバーの一人になり、津市街地の活性化へ向けて研究を重ねています。新たな仲間を迎えて地研は一層の充実をはかっていきます。来年度も宜しく御願いします。

## 執筆者紹介（掲載順）

森岡 洋	本学法経科教授
冬木 春子	本学生活科学科講師
南 有哲	本学法経科講師
茂木 陽一	本学法経科教授
東福寺一郎	本学法経科教授
尾崎 正利	本学法経科教授

## 地研年報 第5号

2000年3月31日発行

編集兼発行者 地域問題総合調査研究室長  
尾崎正利  
発行所 三重短期大学地域問題総合調査研究室  
〒514-0112 三重県津市一身田中野157  
TEL 059-232-2341  
印刷所 合資会社 黒川印刷  
〒514-0008 三重県津市上浜町二丁目11  
TEL 059-226-4877

**ANNALS OF  
THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES**

TSU CITY COLLEGE

No.5 2000

[Articles]

- A Study on the Exhaustible Resources and the Optimal Growth Policy ..... *Hiroshi MORIOKA* ..... (1)

- A Study on Child-Care Support Programs in Mie Prefecture  
:Child Upbringing Plan and Social Services of Child Day Care ..... *Haruko HUYUKI* ..... (25)

- On Emigration for America from Mie Prefecture ..... *Arisato MINAMI* ..... (39)

- Study on the Dynamics of Population in Early Modern Mie (4) ..... *Youichi MOGI* ..... (57)

[Research]

- An Investigation of the Civil Consciousness for Gender Equality in Tsu City ..... *Ichiro TOFUKUJI* ..... (87)

[Material]

- Some Numerical Statements Migrants in Mie Prefecture 2000 ..... *Masatoshi OZAKI* ..... (107)

Edited and Published by

**The INSTITUTE of REGIONAL STUDIES**

**Tsu City College**

Tsu, Mie, Japan